

令和 6 年 度

清掃・環境衛生事業概要

船 橋 市 環 境 部

目 次

第1章 総 説

第1節	船橋市の概要	1
1.	位置及び地勢	1
2.	人 口	2
第2節	清掃事業の沿革	3
第3節	組 織	13
第4節	事務分掌	14
第5節	清掃関係職員配置数	16
第6節	予算・決算・原価	17
1.	予 算	17
2.	決 算	19
3.	原 価	20

第2章 ごみ処理事業

第1節	ごみ収集	21
1.	収集体制等	21
2.	収集量	22
3.	収集容器	23
4.	クリーンサポート収集	25
5.	ふれあい収集	25
第2節	ごみ処理	27
1.	焼 却	27
2.	資源化・最終処分	27
第3節	車輛保有状況	28
第4節	委託業者及び許可業者	29
第5節	施 設	31
1.	施設概要	31
2.	清掃工場における公害防止対策	47
第6節	ごみの減量、資源化と普及啓発	48
1.	ごみの減量、資源化	48
2.	ごみの減量等に関する普及啓発	49

第3章 産業廃棄物対策事業

第1節	産業廃棄物対策事業	55
第2節	土砂対策事業	56
第3節	自動車リサイクル対策事業	57

第4章 し尿処理・浄化槽事業

第1節	し尿の収集	59
第2節	し尿の処理	60
第3節	浄化槽事業	61
第5章 生活環境事業		
第1節	動物死体回収及び廃棄物処理手数料	65
第2節	公衆便所	66
第3節	雑草苦情受付処理	67
第6章 葬祭・霊園事業		
第1節	葬 祭	68
第2節	霊園事業	69
1.	霊 園	69
2.	霊 堂	70
第7章 資 料		
1.	手数料の改正経過等	71
2.	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	75
3.	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則	84
4.	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	94
5.	船橋市廃棄物減量等推進審議会規則	104
6.	船橋市北部清掃工場余熱利用施設条例	105
7.	船橋市北部清掃工場余熱利用施設条例施行規則	109
8.	船橋市手数料条例（抜粋）	111
9.	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	117
10.	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例施行規則	119
11.	船橋市一般廃棄物処理施設等整備基金条例	122
12.	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例	123
13.	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例施行規則	135
14.	船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	149
15.	船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則	156
16.	船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	168
17.	船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則	169
18.	浄化槽法施行細則	170
19.	船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	172
20.	船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	176
21.	あき地に係る雑草の除去に関する条例	179

22. あき地に係る雑草の除去に関する条例施行規則	180
23. 船橋市霊園条例	181
24. 船橋市霊園条例施行規則	186
25. 船橋市霊堂条例	190
26. 船橋市霊堂条例施行規則	193
27. 船橋市環境基本条例	196

※本書は基本的に令和6年4月1日を基準日として作成しています。

第 1 章 総 説

第1節 船橋市の概要

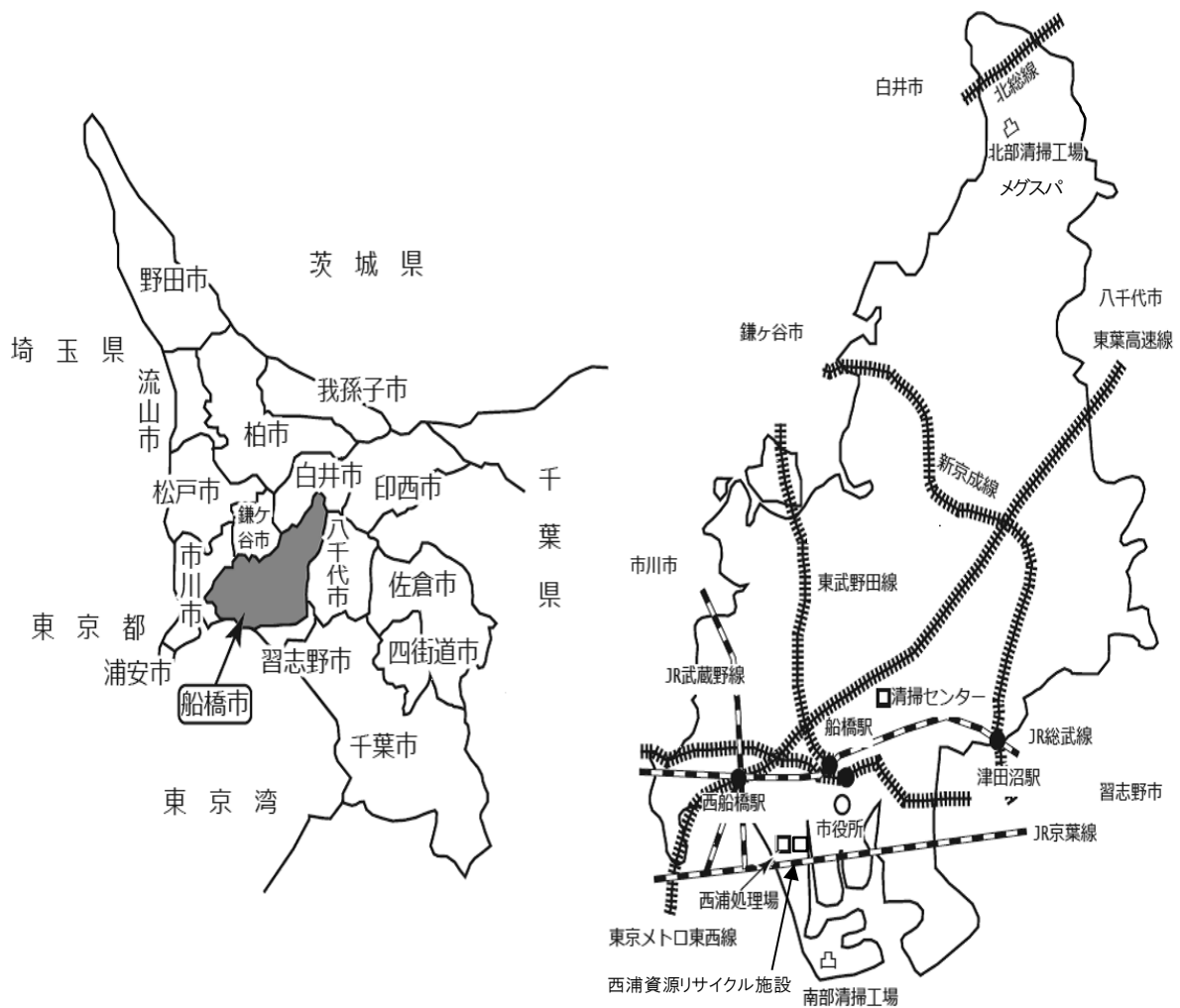
1. 位置及び地勢

船橋市は千葉県の北西部に位置し、東は習志野市及び八千代市に、西は市川市に、北は鎌ヶ谷市及び白井市にそれぞれ接し、南は東京湾の北東部沿岸となっている。

都心より20km圏内の距離にあり、首都圏内に位置している。

市域は東西13.86km、南北14.95kmあり、面積は85.62km²で、市全域が概ね平坦である。

船 橋 市 の 位 置



2. 人 口

船橋市の人口は、昭和12年4月に42,981人で市制を施行して以来増加の一途をたどり、特に、昭和35年に完成した公団住宅前原団地を契機に住宅開発が盛んに行われ、平成21年9月には60万人を突破した。

人口及び世帯数の推移（各年10月1日現在）

年 度	常 住 人 口	世 帯 数
1980年（昭和55年）	479,439	155,372
1985年（昭和60年）	506,966	166,803
1990年（平成2年）	533,270	187,841
1995年（平成7年）	540,817	203,510
2000年（平成12年）	550,074	216,155
2005年（平成17年）	569,835	233,289
2010年（平成22年）	609,040	261,415
2015年（平成27年）	622,890	272,432
2020年（令和2年）	642,972	289,027
2021年（令和3年）	644,617	293,676
2022年（令和4年）	645,757	296,850
2023年（令和5年）	647,105	300,470

第 2 節 清掃事業の沿革

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一 般
明治 33 年	・リヤカー及び大八車による収集 (収集区域：船橋駅、国道千葉街道沿い)	・農家が馬車等による汲み取り	・汚物掃除法制定
昭和 12 年			・市制施行《4 月》
昭和 21 年	・4 t トラック 1 台購入、リヤカー 5～6 台、 人員 7 人(収集地域：本町、海神町、湊町、宮本町)	・汲み取り業者による収集の開始	
昭和 25 年	・4 t トラック 1 台購入、人員 14 人で 20 日から 1 ヶ月に 1 回収集 (収集地域を小栗原町、夏見宮団、 都疎浜、二子町、印内町に拡大)		
昭和 27 年	・作業起点を本町 2 丁目から海神町 5 丁目に移転し、4 t トラック車からオート三輪 1 t 車に切り替える		
昭和 28 年	・オート三輪 10 台、リヤカー 2 台、 人員 26 人体制に。ごみ処理は埋立、 冬期は農家への堆肥及び温熱用熱源として払い下げ		・二宮町と合併《8 月》
昭和 29 年		・汲み取り業が許可制となる《4 月》	・豊富村と合併《4 月》 ・清掃法施行《7 月》
昭和 30 年		・許可業者のバキューム車による収集開始	・船橋市清掃条例施行《4 月》
昭和 33 年	・東町にコンポスト施設(塵芥 20 t / 日、 し尿 4 t / 日)が完成《9 月》		
昭和 34 年		・防空壕跡、山林等への投棄を行う ・素掘り投棄場(二和町、飯山満町)を設置	・船橋市高速堆肥化処理場設置 条例施行(昭和 40 年 11 月廃止)
昭和 35 年	・東町に焼却炉(20 t / 日)が完成	・船橋清掃組合発足《3 月》	
昭和 36 年	・三輪車 8 台、四輪車 1 台、 バックドロム 2 台、バックスター 1 台、 ミゼット 8 台、リヤカー 6 台、人員 59 人 体制、作業拠点は東町に移転 (収集区域を前原町、薬園台町に 拡大)	・許可業者 9 社となる ・高根木戸終末処理場設置《6 月》	・衛生課清掃係から清掃事務所に 変更《7 月》
昭和 37 年		・高根木戸地区の公共下水道が 完成《3 月》	
昭和 38 年	・コンポスト施設を廃止	・協同組合船橋清掃センターが発足	
昭和 39 年	・一部委託収集(可燃ごみ、危険物)を開始《5 月》		・経済衛生部に変更《4 月》 ・船橋市霊園条例施行《4 月》 ・船橋市西浦処理場条例施行 (昭和 57 年 4 月廃止)《11 月》
昭和 40 年	・ごみ箱によるかき出し方式から ポリバケツ容器によるステーション方式に 収集方式を変更 ・不定期収集を週 2 回の定期 収集に変更	・八木が谷町及び八千代市吉橋の 山林に素掘り投棄場を設置 ・西浦処理場(180 k l / 日)設置 《3 月》	・浜町及び宮本町 2 丁目地先公有 水面埋立《3 月》 ・船橋市東町事業所条例施行 (船橋市清掃事業所設置条例に 名称変更/昭和 57 年 4 月廃止) 《11 月》

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一 般
昭和 41 年	・船橋都市計画ごみ焼却場の決定 (東町事業所 1.0ha) 《10 月》	・協同組合船橋清掃センターが船橋企業㈱に組織替え 《3 月》	
昭和 42 年	・東町事業所に焼却炉(デューセルトール VKW 川重回転火格子式:300 t / 日) 完成 《3 月》	・北習志野終末処理場設置 《2 月》 ・船橋都市計画汚物処理場の決定 (西浦汚物処理場 3.0ha) 《12 月》	・清掃事務所を衛生部清掃課に統合 《7 月》 ・船橋市清掃条例施行(全部改正/ 昭和 47 年 4 月廃止) 《11 月》
昭和 43 年	・市街地収集の一部を昼間から 夜間に変更(委託) 《5 月》	・し尿汲取手数料出納員(10 人) ・許可方式を委託方式に改める 《4 月》 ・し尿汲取手数料自治会に徴収 委託開始 ・(社)船橋市清美公社設立 《7 月》 ・(社)船橋市清美公社に収集委託 開始 ・収集車輛にエアウィック式脱臭装置を 装備	
昭和 44 年	・可燃ごみ(直営・委託)、不燃 ごみ(直営)の 2 分別収集開始	・定日収集制開始 《11 月》 ・第 2 次西浦処理場(200kl / 日) 稼動 《12 月》	・清掃課が清掃第一課と清掃第二 課に分離 《7 月》
昭和 45 年	・船橋都市計画ごみ焼却場の変更 (西浦町事業所(0.9ha)を追加) 《11 月》	・八千代市地先の素掘投棄場埋戻 工事完成 ・船橋都市計画汚物処理場の変更 (西浦汚物処理場 1.1ha) 《11 月》	
昭和 46 年	・不燃ごみを月 1 回収集から週 1 回収集に変更(三輪ダンプ 19 台、 四輪ダンプ 2 台、特装車 20 台、 人員 115 人) 《7 月》 ・環境指導員制度発足 《7 月》	・浄化槽汚泥の海洋投入開始 《5 月》	・廃棄物処理法施行 《9 月》
昭和 47 年	・不燃ごみの圧縮業務委託開始 (昭和 56 年 3 月まで) 《9 月》 ・プラスチック処理試験を民間と協同 で開始(昭和 50 年 3 月まで) 《1 月》 ・西浦町事業所稼動(300 t / 日、 デューセル式焼却炉) 《10 月》	・し尿収集手数料の口座振替開始 《4 月》 ・し尿浄化槽清掃業許可制(許可 業者 3 社) 《5 月》	・あき地に係る雑草の除去に関す る条例施行 《2 月》 ・船橋市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例施行 《4 月》
昭和 48 年	・町会、自治会等による有価物 回収事業の開始 《4 月》 ・可燃ごみの回収を紙袋による 週 3 回収集に変更 《10 月》 ・(社)船橋市清美公社が金杉町で 製袋業務を開始 《10 月》 ・西浦町事業所敷地内で粗大ごみ 処理施設稼動(100t/5h) 《10 月》		
昭和 50 年		・高根木戸終末処理場を中継 ポンプ場に変更	
昭和 51 年	・不燃物(灰を含む)全量圧縮固形 化処理実施 《4 月》 ・船橋市有価物回収組合発足 《12 月》	・西浦下水処理場運転開始 《4 月》 ・し尿浄化槽清掃業許可業者 5 社 となる 《6 月》	・清掃第一課と清掃第二課を統合 して環境部廃棄物対策課を設置 《7 月》

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一 般
昭和 52 年	・粗大ごみ収集開始(電話申込制/委託)《5 月》 ・(財)船橋市環境公社における製袋業務中止《9 月》 ・船橋都市計画ごみ焼却場の変更(北部清掃工場(3.9ha)を追加)《10 月》 ・粗大ごみ収集を月 1 回のステーション収集に変更《11 月》		
昭和 53 年	・有価物回収報償金(現：有価物回収協力金)制度開始(令和 4 年 9 月まで)《4 月》 ・ごみ減量啓発バス「リサちゃん号」の運行開始《5 月》 ・クリーン船橋市民会議発足《7 月》 ・焼却灰等の最終処分委託開始《10 月》		・廃棄物対策課が廃棄物第一課と廃棄物第二課に分離《7 月》
昭和 54 年	・一部地域にて有用不燃物(ビン・カン)収集開始(委託)《4 月》 ・金杉町にリサイクルセンター設置(再生センター)《7 月》	・(社)船橋市清美公社が坪井町に車両中継基地を設置《9 月》	
昭和 55 年			・船橋市葬具の貸付に関する条例施行《4 月》 ・船橋市狂犬病予防法の施行に関する規則(現：狂犬病予防法施行細則)施行《4 月》
昭和 56 年	・「船橋をきれいにする日」を実施(以降毎年実施)《11 月》		
昭和 57 年	・東町事業所焼却施設廃止《12 月》		
昭和 58 年	・有用不燃物報奨金(現：資源ごみ回収協力金)制度開始(令和 4 年 9 月まで)《4 月》 ・北部清掃工場稼動(450 t / 日、二塔流動層式熱分解炉)《4 月》 ・可燃物(週 3 回)、粗大ごみ・不燃物(月 1 回)、有用不燃物(週 1 回)の 3 分別開始《7 月》 ・不燃ごみの委託収集開始《7 月》 ・プラスチック類を可燃ごみとし、ポリエチレン袋を市指定袋に追加《7 月》		
昭和 59 年	・乾電池、蛍光灯を粗大ごみ・不燃物から分離《4 月》 ・乾電池回収箱設置《9 月》		
昭和 60 年	・生ごみ堆肥化容器(コンボスター)設置補助金制度を開始(昭和 63 年度まで 5,009 基)《4 月》 ・廃蛍光灯の処理委託開始《4 月》		・浄化槽法施行《10 月》
昭和 61 年	・船橋都市計画ごみ焼却場の変更(南部清掃工場(3.3ha)を追加)《1 月》		

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一 般
昭和 62 年	・小野田町にリサイクルセンター設置 (ビン類 60 t /7h、カン類 20 t /7h) 《11 月》		・船橋市浄化槽清掃業の許可に関する規則(現：浄化槽法施行細則)施行《3 月》
昭和 63 年	・ポリエチレン袋の特大サイズ(45 リットル)の販売開始《10 月》	・合併処理浄化槽設置事業補助金交付事業開始《4 月》	・環境美化モデル地区指定事業を開始(平成 19 年 3 月まで)《6 月》
平成元年	・可燃ごみの夜間収集区域拡大《6 月》 ・南部清掃工場稼動(375 t /日、フェルト式回転ギルン付ストーカ焼却炉)《9 月》 ・再生センター開設《10 月》		
平成 2 年	・北部清掃工場改造工事のため運転停止(平成 4 年 3 月まで)《2 月》 ・有価物回収業者助成金制度開始《4 月》 ・ごみ減量キャンペーン「タ イエット船橋」開始《4 月》 ・ごみ減量フェスティバルの開催(以降平成 13 年 10 月まで毎年開催)《10 月》 ・牛乳パックの拠点回収開始《11 月》		
平成 3 年	・船橋都市計画ごみ焼却場の変更(東町事業所の廃止)《2 月》 ・再生センターにて再生品の販売開始《10 月》		・資源有効利用促進法施行《10 月》
平成 4 年	・西浦町事業所焼却炉休止《3 月》 ・北部清掃工場再稼動(435 t /日、流動床式焼却炉)《4 月》		・船橋市一般廃棄物処理基本計画を策定《3 月》 ・改正廃棄物処理法施行《4 月》
平成 5 年	・西浦町事業所破砕機休止《3 月》 ・南部清掃工場敷地内で焼却灰再利用(透水性ブロック)実験プラント稼動《4 月》 ・「船橋市廃棄物減量等推進審議会」を設置《4 月》 ・旧東町事業所解体跡地に清掃センターを建築《7 月》		・船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行(全部改正)《4 月》 ・船橋市霊堂条例施行《4 月》 ・西浦町事業所及び東町事業所を統合して清掃センターを設置《7 月》
平成 6 年	・船橋駅前に透水性ブロック試験施工《3 月》 ・北部清掃工場敷地内で焼却残渣リサイクルプラント稼動(22 t /日)《4 月》 ・フロンガスの回収開始《5 月》 ・塵芥車に低公害型 LPG 車導入《8 月》 ・リサイクルセンター内にか処理棟を新設(カン類 20→45 t /7h)《11 月》		・環境基本法完全施行《6 月》
平成 7 年	・クリーン船橋 530 推進員委嘱(以降隔年で委嘱)《5 月》 ・「クリーン船橋 530 の日」実施	・し尿収集手数料自治会へ徴収委託廃止《3 月》	・有価物回収協同組合設立《4 月》 ・容器包装リサイクル法施行《12 月》

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一 般
	(以降毎年実施)《6月》 ・厚生省からグリーンサイクルタウンとして選定される《9月》 ・生ごみ堆肥化実験開始(習志野台第二小、法典小、南本町小、海神南小、塚田小、行田中/平成10年3月まで)		
平成 8 年	・生ごみ処理容器購入費助成事業の開始《4月》 ・市保管文書の資源化処理委託開始《4月》 ・有価物のステーション回収を開始《4月》 ・北部清掃工場敷地内に破碎選別処理施設を設置(92 t /5h)《4月》	・西浦処理場建替着工《9月》	
平成 9 年	・有用不燃物を資源ごみに名称変更《4月》 ・ペットボトルの拠点回収開始《4月》 ・紙パックを有価物の回収品目に追加《9月》		
平成 10 年	・粗大ごみの電話申込制開始《4月》 ・可燃ごみ(15・20・30・45 リットル)及び不燃ごみ(15・20・30 リットル)の指定袋制開始《4月》		・船橋市一般廃棄物処理基本計画を策定《3月》 ・浜町 2 丁目地先公有水面埋立《3月》 ・船橋市ポイ捨て防止条例施行ポイ捨て防止重点区域指定(船橋駅北口～船橋駅北口交差点)《6月》 ・廃棄物第一課をクリーン推進課に変更し、廃棄物第二課と保険衛生部衛生課を統合して環境部環境衛生課を設置《7月》
平成 11 年	・南部清掃工場敷地内で焼却灰再資源化施設稼動(25 t /日)《4月》 ・家電製品の基盤回収開始 ・ウェスティック大賞厚生大臣賞受賞《11月》 ・小中学校ポイ捨て防止標語を可燃ごみ指定袋に表示	・浄化槽汚泥の海洋投入廃止《4月》 ・西浦処理場稼動(処理能力 180 kℓ/日)《4月》 ・高瀬下水処理場開始	
平成 12 年	・北部・南部清掃工場で ISO14001 の認証取得《2月》 ・飯山満南小に機械式堆肥化用生ごみ処理機を設置(50kg/日)(平成 31 年 3 月まで)《2月》 ・生ごみ処理容器購入費助成事業に機械式を追加(平成 26 年 3 月まで)《4月》 ・北部清掃工場にてバイオキシソ類対策改造工事着工(平成 13 年 11 月まで)《9月》	・し尿汲取手数料出納員の廃止	・ポイ捨て防止 PR 清掃活動委託(労働省補助金)《1月》 ・容器包装リサイクル法完全施行《4月》 ・狂犬病予防法に基づく犬の登録事務が環境衛生課へ移管《4月》 ・ポイ捨て防止重点区域の追加指定(船橋駅南口～湊町 2 丁目交差点)《6月》

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一 般
平成 13 年	・家電 4 品目(冷蔵庫、洗濯機、エアコン、ブラウン管式テレビ)の市収集終了《4 月》		・循環型社会形成推進基本法完全施行《1 月》 ・資源有効利用促進法全面改正施行《4 月》 ・家電リサイクル法完全施行《4 月》 ・グリーン購入法施行《4 月》 ・改正浄化槽法施行(浄化槽の新設における単独処理浄化槽の原則廃止)《4 月》 ・船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例施行《4 月》 ・食品リサイクル法施行《5 月》
平成 14 年	・飛灰の一部資源化処理委託開始(平成 15 年 3 月まで)《8 月》 ・「船橋市ごみ対策等研究会」を設置(平成 16 年 3 月まで)《9 月》 ・粗大ごみの有料化実施《10 月》 ・粗大ごみのクリーンサポ-ト収集開始《10 月》 ・不燃ごみ(30 リットル)の指定袋を廃止《10 月》 ・三山小に機械式堆肥化用生ごみ処理機を設置(50kg/日)(平成 31 年 3 月まで)《12 月》 ・リサちゃん号をハイブリットバスに更新《12 月》	・廃棄物処理法施行令の一部改正に伴い、し尿の海洋投入禁止《2 月》	・建設リサイクル法完全施行《5 月》 ・船橋市議会において、歩きタバコのない町・船橋を目指す決議《9 月》
平成 15 年	・廃棄物等の不法投棄に関する情報提供の業務委託開始《6 月》 ・リサイクルセンターを改築し、処理能力を変更(ビン類 60→42 t /7h、カン類 45→25 t /7h、ペットボトル 2.5 t /7h)《12 月》	・浄化槽法に係る以下の事務を開始《4 月》 (1)浄化槽保守点検業者の登録・立入検査・指導 (2)浄化槽の設置届出及び浄化槽の維持管理報告書等の各種届出の受理 (3)浄化槽の立入検査・指導	・中核市移行《4 月》 ・産業廃棄物課設置《4 月》 ・船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行《4 月》 ・船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行《4 月》 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則施行《4 月》 ・資源有効利用促進法に基づくパソコンのリサイクル開始《10 月》
平成 16 年	・可燃ごみの収集 2 人乗車開始《4 月》	・千葉県合併処理浄化槽普及促進協議会会長市《4 月》 ・合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を一部改正し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助及び高度処理型合併処理浄化槽設置補助を追加《4 月》	・船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行《7 月》 ・公衆便所に「市民トイレ」制度を導入《8 月》 ・路上喫煙及びびょうい捨て防止条例施行(全部改正/船橋駅周辺部を重点区域に指定)《10 月》
平成 17 年	・粗大ごみ及び不燃ごみの収集 2 人乗車開始《4 月》 ・飛灰の一部資源化処理委託再開《4 月》 ・530 推進員永年勤続表彰(以降委嘱の際に実施)《5 月》 ・粗大ごみのプラスチック資源化処理委託開始《6 月》 ・一般廃棄物処理基本計画の策定に向け「船橋市ごみゼロ検討委員会」		・自動車リサイクル法本格施行《1 月》 ・クリーン推進課内にごみゼロ計画室を設置《4 月》 ・路上喫煙及びびょうい捨て過料実施《4 月》

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一 般
	を設置(平成 19 年 3 月まで)《6 月》		
平成 18 年	・クリーン船橋市民会議が環境大臣表彰受賞《6 月》 ・坪井小に機械式堆肥化用生ごみ処理機を設置(100kg/日)(平成 31 年 3 月まで)《11 月》	・脱水汚泥の資源化(堆肥)を図るため、その大部分の委託処理開始《4 月》 ・浄化槽清掃業許可業者 4 社となる《4 月》	・西船橋駅周辺部を路上喫煙、ポイ捨て等防止重点区域に指定(8 月から過料徴収)《7 月》
平成 19 年	・焼却灰再資源化施設休止《4 月》 ・焼却灰の一部資源化処理委託開始《4 月》 ・ペットボトルの試行収集開始(坪井町の一部)《6 月》 ・「船橋ベアエリアをきれいにする日」実施(以降毎年実施)《9 月》	・合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を一部改正し、くみ取便所から合併処理浄化槽への転換補助を追加《4 月》	・船橋市一般廃棄物処理基本計画を策定《3 月》 ・環境美化モデル活動認定制度を開始《4 月》
平成 20 年	・南部清掃工場にて売電システムを構築し、電力の売払いを開始《2 月》 ・ペットボトルの試行収集開始(前原東 4・5 丁目の一部/平成 21 年 3 月まで)《5 月》 ・ごみの持ち去り防止早朝パトロールを開始《6 月》 ・「クリーン船橋 530 推進員」を廃棄物処理法に規定する「廃棄物減量等推進員」とし、条例で位置付け《7 月》		・船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行(全部改正)《7 月》 ・船橋市硫酸ヒッチの生成の禁止に関する条例施行《7 月》
平成 21 年	・液晶式及びプラスチック製テレビ、衣類乾燥機を排出禁止物に追加《4 月》 ・「船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会」を設置《6 月》 ・プリンターの廃インクカートリッジを排出禁止物に追加《7 月》 ・西浦町事業所解体工事着工(平成 22 年 12 月まで)《9 月》	・合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を一部改正し、補助対象となる合併処理浄化槽を高度処理型合併処理浄化槽のみに変更《4 月》	・改正家電リサイクル法施行《4 月》
平成 22 年	・民間の処理施設による使用済み紙おむつリサイクルの開始《12 月》		・クリーン推進課内ごみゼロ計画室をごみ処理施設整備室に変更《4 月》
平成 23 年	・船橋市都市計画ごみ焼却場の変更(廃止)及びごみ処理場の決定(西浦資源リサイクル施設)《3 月》 ・船橋市都市計画ごみ焼却場の変更(北部清掃工場(59,400 m²)の建て替え)《3 月》 ・化粧品用ガラス瓶を資源ごみとしての分別へ変更《4 月》		

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一 般
平成 24 年	・50 cc以下の原動機付き自転車を排出禁止物に指定《4月》 ・ペットボトルの拠点回収終了《9月》 ・リサイクルセンター廃止《9月》 ・ペットボトルのステーション収集を開始《10月》 ・民間処理施設（船橋ビーン・カン・ペットリサイクルセンター）へ資源ごみの処理委託開始《10月》	・合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を一部改正し、単独浄化槽又は汲み取り便槽から高度処理型合併処理浄化槽へ転換設置するものにのみ補助を実施《4月》 ・(社)船橋市清美公社が公益社団法人に移行《4月》	・船橋市一般廃棄物処理基本計画を改定《2月》 ・(財)船橋市環境公社を解散《3月》
平成 25 年	・西浦資源リサイクル施設稼働（不燃ごみ 29t/日、粗大ごみ 34t/日）《4月》 ・ごみ収集ステーションにおける蛍光管、乾電池の分別収集開始《4月》 ・船橋市都市計画ごみ焼却場の変更（北部清掃工場の区域縮小（47,900㎡））《12月》		・小型家電リサイクル法施行《4月》
平成 26 年	・西浦資源リサイクル施設での小型家電の回収開始《1月》 ・小型家電の拠点回収を4箇所で開催《2月》 ・全ての祝日ごみ収集ステーション収集開始（元日除く）《4月》	合併処理浄化槽設置事業補助金要綱を一部改正し、建て替え・新築に伴う転換設置の場合にも補助対象を拡大《4月》	
平成 27 年	・小型家電回収拠点を12箇所増設し、全16箇所を実施《11月》		・産業廃棄物課を廃棄物指導課に変更《4月》 ・クリーン推進課内ごみ処理施設整備室を廃止し、資源循環課を新設《4月》 ・環境衛生課を環境保全課他に分離統合《4月》 ・狂犬病予防法に基づく犬の登録事務及び公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に基づく公衆浴場補助金事業が保健所衛生指導課へ移管《10月》
平成 28 年	・割れた蛍光管・水銀体温計等を不燃ごみの日に分別収集開始《4月》		
平成 29 年	・北部清掃工場稼働（可燃ごみ 381t/日、粗大ごみ 15t/日）《4月》 ・余熱利用施設（ふなばしメグスパ）稼働《4月》 ・有価物の品目「雑誌・雑紙」を「雑誌」と「雑がみ」の二品目に分割《4月》 ・小型家電回収品目に「携帯電話」、「パソコン（ノート型）」を追加《4月》 ・都市鉱山からつくる！みんなの		・船橋市一般廃棄物処理基本計画を改定《2月》

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一 般
	メタルプロジェクトに参加《6月》		
平成30年	・再生センター廃止《3月》 ・家庭系可燃ごみ収集回数の見直し（週3回から週2回）《10月》 ・ふれあい収集開始《10月》 ・小型家電回収拠点を4箇所増設し、全20箇所で開催《10月》		・船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例施行（全部改正）《4月》
平成31年 令和元年	・ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度を開始《2月》 ・都市鉱山からつくる！みんなのメタルプロジェクト終了《3月》 ・災害廃棄物等の処理に関する協定を締結《3月》 ・令和元年度台風15号、19号及び豪雨災害に伴う被災地派遣《9月～11月》 ・家庭系可燃ごみの収集時間を午後7時から午後7時30分に変更《12月》 ・災害時における一般廃棄物の収集運搬の協力に関する協定《12月》	・合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を一部改正し、建築確認を伴わない転換設置に対する宅内配管工事への上乗せ補助を追加《4月》	・津田沼駅北口周辺部を路上喫煙、ポイ捨て等防止重点区域に指定（10月から過料徴収）《9月》
令和2年	・災害廃棄物処理計画の策定《3月》 ・災害廃棄物等の処理に関する協定の締結《3月》 ・南部清掃工場稼働《4月》 ・災害時における一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集運搬の協力に関する協定の締結《11月》		
令和3年	・株式会社セブーン・ジャパンとの「ペットボトルリサイクル事業に係る協定」並びに「環境分野に係る連携協定」の締結《2月》		・路上喫煙及びポイ捨て防止条例施行（一部改正/指定喫煙所設置（実証実験）のための改正）《3月》 ・路上喫煙及びポイ捨て防止条例施行（違反者に対して直ちに過料を科すことができるようにするための改正）《7月》 ・指定喫煙所開設《10月》
令和4年	・可燃ごみ指定袋（15・20ℓ）のデザインを変更《7月》 ・食品ロス削減月間の全庁的取組《10月》		・船橋市一般廃棄物処理基本計画を改定《3月》 ・船橋市食品ロス削減推進計画策定《3月》
令和5年	・フードドライブの一部常設化《2月》 ・船橋市と株式会社マーケットエンタープライズとの連携に関する協定《3月》		

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一 般
	・生ごみ処理容器購入費助成事業に機械式を追加《4 月》 ・船橋市と株式会社ジモティーとのリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定《10 月》		
令和 6 年	・HOYA 株式会社アイワカンパニーとの使い捨てコンタクトレンズ 空ケースの回収に関する協定《3 月》		

第3節 組 織

※人数は清掃関係課・事業所のみ

令和6年4月1日現在

環境部
部長

環境部	211名(37)
-----	----------

資源循環課	30名(3)
-------	--------

課長兼西浦処理場長
課長補佐

計画係	18名(2)
施設係	10名(1)

西浦処理場

環境保全課	25名(3)
-------	--------

課長
課長補佐

霊園管理係	4名
大気・騒音係	6名
水質・地質係	6名

馬込衛生管理事務所	7名(3)
-----------	-------

廃棄物指導課	17名(2)
--------	--------

課長
課長補佐

監視指導係	8名(1)
審査係	7名(1)

クリーン推進課	29名(5)
---------	--------

課長
課長補佐

清掃事業係	4名
粗大ごみ電話受付センター	3名(2)
まち美化・指導係	20名(3)

清掃センター	109名(24)
--------	----------

所長
所長補佐

管理係	8名(2)
業務第一係	49名(10)
業務第二係	50名(12)

※環境政策課19名を含めると環境部総数230名(37)

※()は再任用(内数)

第4節 事務分掌

令和6年4月1日現在

資源循環課

1. 一般廃棄物（犬、猫等の死体を除く。以下この項において同じ。）の処理に係る基本計画、実施計画及び行動計画に関すること。
2. 家庭系の一般廃棄物の減量及び資源化に関すること。
3. 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
4. 一般廃棄物の処分に関すること。
5. ふれあい収集事業に関すること。
6. 市の一般廃棄物処理施設に関すること。
7. 北部清掃工場余熱利用施設に関すること。

環境保全課

1. 公害の発生状況の把握及び常時監視に関すること。
2. 公害の防止のための規則、検査及び指導等に関すること。
3. 公害に係る苦情の相談に関すること。
4. 空間放射線量及び土壌の放射能の監視に関すること。
5. 公害の防止及び環境保全のための研究及び啓発に関すること。
6. 霊園事業の総合計画に関すること。
7. 霊園・霊堂に関すること。
8. 墓地等の経営の許可に関すること。
9. 四市複合事務組合（斎場）に関すること。
10. 馬込衛生管理事務所に関すること。
11. 浄化槽清掃業者の許可及び指導監督に関すること。
12. 浄化槽保守点検業の登録及び指導監督に関すること。
13. 浄化槽の設置等の届出の受理及び指導監督に関すること。
14. 合併処理浄化槽への転換促進に関すること。
15. 関係機関との連絡調整に関すること。

廃棄物指導課

1. 廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
2. 廃棄物処理施設の許可及び指導監督に関すること。
3. 産業廃棄物の適正処理の指導監督に関すること。
4. 産業廃棄物の減量及び資源化に関すること。
5. 事業系一般廃棄物の適正処理の指導監督に関すること。
6. 事業系一般廃棄物の減量及び資源化に関すること。
7. 廃棄物の不法投棄の防止等に関すること。
8. 有害使用済機器の保管等の届出の受理及び指導監督に関すること。

9. ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理の指導監督及び調査に関すること。
10. 使用済自動車の解体業及び破砕業の許可及び指導監督に関すること。
11. 使用済自動車の引取業者及びフロン類回収業者の登録及び指導監督に関すること。
12. 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関すること。

クリーン推進課

1. 一般廃棄物（浄化槽汚泥及び犬、猫等の死体を除く。以下この項において同じ。）の適正処理、分別排出等に係る巡回指導に関すること。
2. 一般廃棄物の不法投棄対策に関すること。
3. 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
4. 一般廃棄物の処理手数料に関すること。
5. ごみ収集ステーションに関すること。
6. クリーン船橋 530 推進事業に関すること。
7. 路上喫煙及びポイ捨て防止対策に関すること。
8. 清美公社に関すること。

清掃センター

1. ごみの収集及び運搬に関すること。
2. ごみ収集ステーションのごみの排出指導に関すること。
3. 収集用車両の配車及び運行に関すること。
4. 収集用車両の管理に関すること。
5. 清掃センターの維持管理に関すること。

西浦処理場

1. し尿の処理に関すること。
2. 西浦処理場の維持管理に関すること。
3. 西浦処理場内外の連絡調整に関すること。

馬込衛生管理事務所

1. 霊園の維持管理に関すること。
2. 霊堂の維持管理に関すること。
3. 野生動植物の現地調査及び駆除に関すること。
4. 犬、猫等の死体の収集、運搬及び処理に関すること。
5. あき地に係る雑草の除去の助言及び指導又は命令等に関すること。
6. 公衆便所に関すること。

第 5 節 清掃関係職員配置数

令和 6 年 4 月 1 日現在

所 属		一般行政職		技能労務員		計
課・事業所名	係 名	一般事務	一般事務以外	技能	技労	
部	長		1名			1名
資源循環課	管 理 職	1名	1名			2名
	計 画 係	8名	2名 (2)	8名		18名 (2)
	施 設 係	1名	9名 (1)			10名 (1)
	計	10名	12名 (3)	8名		30名 (3)
環境保全課	管 理 職	1名	1名			2名
	霊 園 管 理 係	4名				4名
	大 気 ・ 騒 音 係		6名			6名
	水 質 ・ 地 質 係	1名	5名			6名
	計	6名	12名			18名
馬込衛生 管理事務所	管 理 職	1名				1名
		5名 (3)		1名		6名 (3)
	計	6名		1名		7名 (3)
廃棄物指導課	管 理 職	1名	1名			2名
	監 視 指 導 係	4名	2名	2名 (1)		8名 (1)
	審 査 係	1名	6名 (1)			7名 (1)
	計	6名	9名 (1)	2名 (1)		17名 (2)
クリーン推進課	管 理 職	2名				2名
	清 掃 事 業 係	4名				4名
	まち美化・指導係	4名		16名 (3)		20名 (3)
	粗大ごみ電話受付センター	2名 (2)		1名		3名 (2)
	計	12名 (2)	0名	17名 (3)		29名 (5)
清掃センター	管 理 職	2名				2名
	管 理 係	2名	1名	5名 (2)		8名 (2)
	業 務 第 一 係	1名		45名 (9)	3名 (1)	49名 (10)
	業 務 第 二 係	1名		45名 (12)	4名	50名 (12)
	計	6名	1名	95名 (23)	7名 (1)	109名 (24)
合 計		46名 (2)	35名 (4)	123名 (27)	7名 (3)	211名 (37)

※ () は再任用 (内数)

第6節 予算・決算・原価

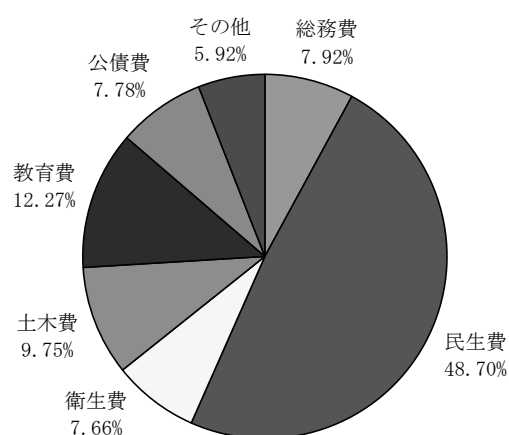
1. 予算

(1) 令和6年度一般会計当初予算

(単位：千円)

○歳出予算額	235,250,000	(対前年度伸率	5.1%)
(款) 衛生費	18,012,000	(対前年度伸率	△24.8%)
(項) 清掃費	7,041,090	(対前年度伸率	1.1%)

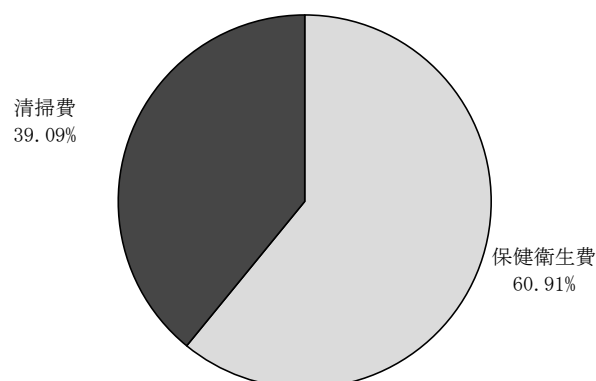
一般会計歳出の構成



(一般会計歳出の構成)

総務費	18,640,300
民生費	114,567,800
衛生費	18,012,000
土木費	22,944,000
教育費	28,855,600
公債費	18,302,900
その他	13,927,400
合 計	235,250,000

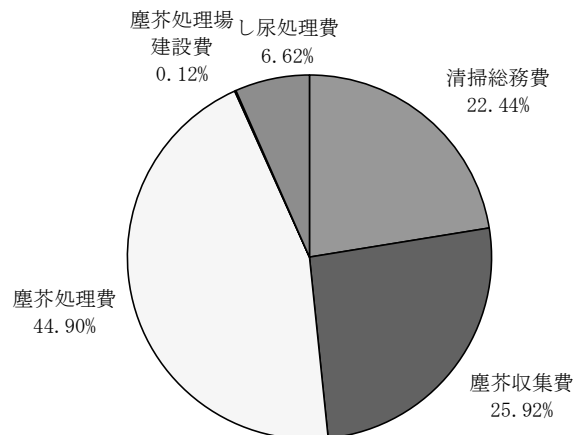
衛生費の構成



(衛生費の構成)

保健衛生費	10,970,910
清掃費	7,041,090
合 計	18,012,000

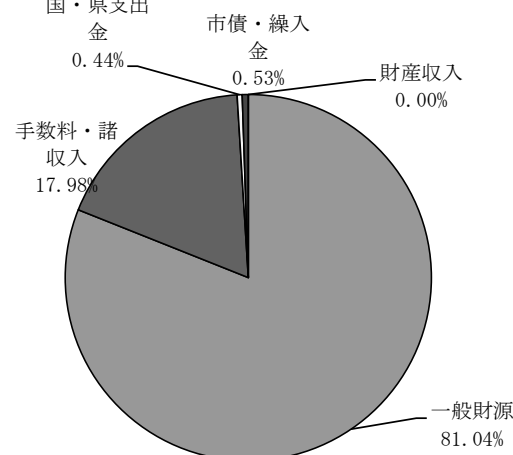
清掃費の構成



(清掃費の構成)

清掃総務費	1,580,240
塵芥収集費	1,824,940
塵芥処理費	3,161,530
塵芥処理場建設費	8,590
し尿処理費	465,790
合 計	7,041,090

清掃費の財源の内訳



(清掃費の財源の内訳)

一般財源	5,706,031
手数料・諸収入	1,266,276
国・県支出金	31,282
市債・繰入金	37,500
財産収入	1
合 計	7,041,090

(2) 令和6年度一般会計当初予算清掃費内訳

(単位：千円)

項	目	事業別内訳	
清掃費 7,041,090	1 清掃総務費 1,580,240	1 一般職人件費	1,538,770
		2 会計年度任用職員報酬	6,475
		3 清掃総務諸経費	13,301
		4 産業廃棄物対策事業費	21,693
		5 一般廃棄物処理施設等整備基金積立金	1
	2 塵芥収集費 1,824,940	1 塵芥収集費	62,457
		2 塵芥収集委託費	968,800
		3 資源ごみ収集委託費	439,700
		4 有価物・資源ごみ回収費	163,938
		5 塵芥収集施設管理運営費	79,400
		6 塵芥収集諸経費	110,645
	3 塵芥処理費 3,161,530	1 北部清掃工場塵芥処理費	664,001
		2 北部清掃工場余熱利用施設管理運営費	109,944
		3 南部清掃工場塵芥処理費	829,643
		4 塵芥処理諸経費	1,770
		5 塵芥処理委託費	1,556,172
	4 塵芥処理場建設費 8,590	1 廃棄物関連施設建設費	8,590
	5 し尿処理費 465,790	1 し尿収集費	125,655
		2 し尿処理費	340,135

2. 決 算

令和5年度一般会計決算清掃費内訳

(単位：円)

区 分	決算額
清 掃 総 務 費	1,578,563,797
塵 芥 収 集 費	1,601,852,493
塵 芥 処 理 費	3,013,934,260
塵 芥 処 理 場 建 設 費	17,733,944
し 尿 処 理 費	422,423,750
清 掃 費 計 (A)	6,634,508,244
市 民 一 人 当 た り 清 掃 費 ※	10,253
市 民 一 世 帯 当 た り 清 掃 費 ※	22,080
一般会計決算額 (B)	234,085,739,657
一般会計に占める割合 (A) / (B)	2.83%

※令和5年10月1日現在の人口及び世帯数に基づく

令和5年10月1日現在 人口 647,105人

世帯数 300,470世帯

3. 原 価
令和5年度　ごみ原価計算表

		収集運搬			中間処理（焼却・資源化等）			最終処分（埋め立て）		
		生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小計
1. 人件費										
	(1)職員給与費（一般職）	149,801,602		149,801,602	0	0	0	0	0	0
	(2)職員給与費（技能職）	1,003,953,373		1,003,953,373	0	0	0			0
	(3)退職手当引当金繰入額	91,145,830		91,145,830	0	0	0	0	0	0
	(4)その他	0		0	0	0	0	0	0	0
	小計	1,244,900,805		1,244,900,805	0	0	0	0	0	0
2. 物件費等										
	(1)処理費	0								
	(2)委託費	4,463,638,656		1,540,543,808	1,995,134,686	626,219,609	2,621,354,355	221,967,757	79,772,736	301,740,493
	(3)減価償却費	2,130,428,188		54,400,166	1,504,316,132	571,711,890	2,076,028,022			
	(4)その他	98,195,124		23,861,834	53,762,307	20,570,983	74,333,290			
	小計	6,692,261,968		1,618,805,808	3,553,213,125	1,218,502,542	4,771,715,667	221,967,757	79,772,736	301,740,493
3. 移転費用										
	(1)組合分担金等（処理及び維持管理費）									
	(2)その他									
	小計									
処理原価合計		7,937,162,773		2,863,706,613			4,771,715,667			301,740,493
構成比率(%)				36.07%			60.11%			3.82%

第 2 章 ごみ処理事業

第1節 ごみ収集

1. 収集体制等

ごみ収集は、次のとおりである。

(1) ごみの収集体制

令和6年4月1日現在

区 分	収集搬入形態	備 考
家庭系	直営収集	可燃ごみ、ふれあい収集
	委託収集（7社）	可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ
	一般搬入	市民が自ら処理施設へ搬入
事業系	許可業者収集（22社）	一般廃棄物収集運搬業許可業者
	一般搬入	事業者が自ら処理施設へ搬入

(2) ごみの収集方法

ごみの種類	収 集 方 法	回 数
可燃ごみ	ステーション方式 本市指定のゴミ袋	週2回
粗大ごみ	電話・FAX・ハガキ・Eメール申込方式による戸別収集（1回5点まで）、次回申込は7日後	—
不燃ごみ	ステーション方式 本市指定のゴミ袋	月1回
資源ごみ	ステーション方式 本市提供の袋（ペットボトルは網袋）	週1回

(3) ごみの分別内容（4分別）

ごみの種類	ご ん の 内 容 （例示）	
可燃ごみ	石油化学製品	ビニール、プラスチック・発泡スチロール等
	台 所 ご み	料理くず、残飯、茶がら、貝がら等
	紙 く ず	チリ紙、汚れた紙等
	革 製 品	履き物、カバン、ベルト等
	そ の 他	草花他燃えるもの
粗大ごみ	大 型 ご み	机、いす、タンス等
	電 化 製 品	ステレオ、電子レンジ、ストーブ等
	そ の 他	布団、じゅうたん等
不燃ごみ	セ ト モ ノ	茶わん、皿、植木鉢等
	ガ ラ ス 製 品	板ガラス、割れビン等
	有 害 ご み	電池、体温計、蛍光管等
資源ごみ	空 ビ ン	販売店で引き取ってもらえない全てのビン
	空 カ ン	18リットル缶以下の大きさのカン
	金 属 製 品	ナベ、ヤカン、フライパン等
	ペットボトル	清涼飲料用、酒類、しょうゆ用等

(4) 有価物（業者回収）

	内 容	回 数
有価物	新聞、雑誌、段ボール、古着、紙パック、雑がみ	週1回

2. 収集量

令和5年度ごみ収集量

(単位：t)

（単位：t）

区分			収集量
可燃ごみ	直 営		45,675.84
	委 託		56,596.73
	許 可		42,149.77
	一般搬入	家庭系	3,033.65
		事業系	2,611.68
		小 計	5,645.33
計		150,067.67	
粗大ごみ 不燃ごみ	委 託		5,734.82
	許 可		382.48
	一般搬入	家庭系	3,497.89
		事業系	1,901.00
		小 計	5,398.89
	計		11,516.19
資源ごみ	委 託		8,433.18
	許 可		295.91
	一般搬入		17.25
	計		8,746.34
食品残渣等	許可・一般搬入※1		991.89
	食品残渣（許可）※1		991.89
	その他（一般搬入・許可）		0.00
有 価 物			15,720.37
小 型 家 電			67.63
他 市			2,133.20
西 浦 処 理 場 汚 泥			1,094.68
合 計 ※2			187,110.09
1人1日当たりの総排出量(g)※2			790
10月1日現在の常住人口（人）			647,105

※1：「食品残渣等」は、食品残渣と使用済み紙おむつ（一般事業系）等の合計値である。

※2：「合計」「1人1日当たりの総排出量」は、「西浦処理場汚泥」「他市」を除いた値である。

(単位：t)

区分	収集量
直 営	45,675.84
委 託	70,764.73
一 般 搬 入 （ 無 料 ）	3,391.88
一 般 搬 入 （ 有 料 ）	3,133.97
許 可	64.74
家 庭 系 合 計	123,031.16
許 可	43,764.69
一般搬入（有料、事業）	4,526.24
事 業 系 合 計	48,290.93
有 価 物	15,720.37
小 型 家 電	67.63
総 合 計	187,110.09

3. 収集容器

本市では、街の美観や収集作業の効率を向上させるため、昭和48年10月、ポリバケツ容器から、市の指定する紙袋による収集に切り替えた。

これに昭和58年7月から、ポリエチレン袋を追加指定した。これは、焼却施設がポリエチレンを焼却することができるとともにポリエチレン袋は紙袋と比較して価格が安く、市民の経費の節減が図れるためである。

さらに、昭和63年10月から市民の要望に応えるため、45ℓポリ容器に納めて使える特大サイズの販売を開始した。

平成10年4月完全実施に向け、平成9年7月に分別の徹底及び作業の安全性の向上を図るため、船橋市指定袋（家庭系ごみ袋）の認定制度を導入した。

平成20年7月条例改正に伴い、可燃ごみ及び不燃ごみの排出について、指定袋の使用が義務づけられた。

令和4年7月可燃ごみ用15ℓ及び可燃ごみ用20ℓの指定袋の規格を改めるものとして認定基準の改定を行った。

(1) 指定袋の種類

可燃ごみ用は15ℓ・20ℓ・30ℓ・45ℓ、不燃ごみ用は15ℓ・20ℓとする。

(2) 指定袋の規格

ア. 材質 低・高密度ポリエチレン、その他市が認める材質。

イ. 厚み 0.025mm以上の厚みで、エ.の強度に耐えうるもの。ただし、可燃ごみ用15ℓ及び可燃ごみ用20ℓに限り0.020mm以上とする。

ウ. 大きさ	可燃ごみ用	縦	500mm	550mm	700mm	800mm
		横	400mm	450mm	500mm	650mm
		容量	15ℓ	20ℓ	30ℓ	45ℓ
	不燃ごみ用	縦	500mm	600mm		
		横	400mm	400mm		
		容量	15ℓ	20ℓ		

※ その他市が認める大きさ

※ 家庭用品品質表示法を準用

エ. 強度 引張強度

低密度 縦方向 170kgf/cm²以上 横方向 120kgf/cm²以上

高密度 縦方向 300kgf/cm²以上 横方向 200kgf/cm²以上

※ JIS規格を準用

オ. 色及び透明度 内容物が目視で認識できる程度の透明性を有するもの。

可燃ごみ用 低密度は白色の半透明とする。(着色率1%以下)
高密度ナチュラルとする。

不燃ごみ用 低密度・高密度ともに透明とする。
(高密度のナチュラルは認めない。)

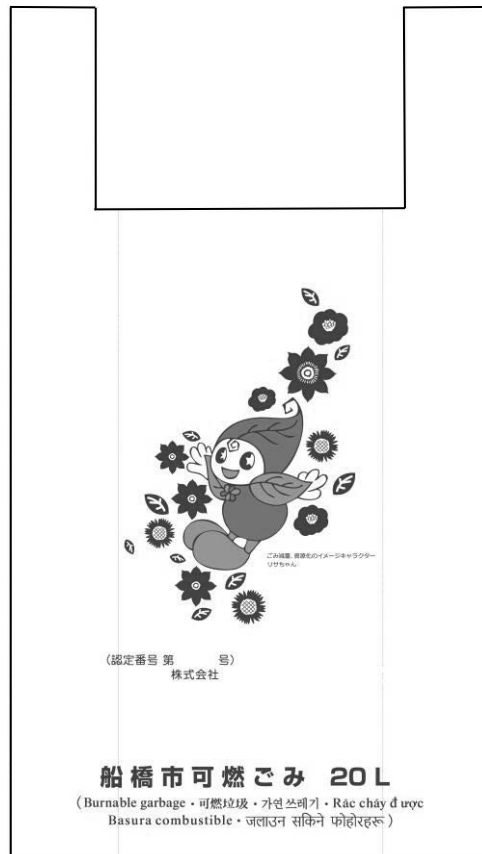
カ. 印刷 片面1色の印刷とし、印刷レイアウトについては、市が認めるもの。

可燃ごみ用の印刷色は濃緑色とする。

不燃ごみ用の印刷色は赤色とする。

ごみの区分を示す表記に、日本語のほか英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語及びネパール語を併記する。

- キ．袋の形態 可燃ごみ用 15ℓ及び可燃ごみ用 20ℓについては、U字型（取手付き）とする。
その他の袋については、指定しない。



令和4年7月にデザイン変更した指定袋（可燃ごみ用20ℓ）のレイアウト図

4. クリーンサポート収集

平成14年10月から、65歳以上の高齢者、障害者世帯等で粗大ごみの排出が困難な場合に、市職員が当該高齢者、障害者世帯等の土地又は建築物から粗大ごみを排出している。

クリーンサポート件数の年度推移

(単位：件)

年度	高齢者	障害者	合 計
令和2年度	2,306	106	2,412
令和3年度	2,570	111	2,681
令和4年度	2,359	105	2,464
令和5年度	2,408	106	2,514

5. ふれあい収集

平成30年10月から、高齢化社会への対策及び市民サービスの一環として、ごみ収集ステーションへのごみ出しが困難な要介護認定者、障害者等に対する支援のためのごみ出し支援を実施している。

①対象者要件

ふれあい収集を利用できる者は、市内に住所を有し、自らごみ収集ステーションにごみを出すことが困難であり、かつ、他の者からの支援を得られない状況にあると認められる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ひとり暮らしの者であって、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者程度等級表1級若しくは2級に該当する障害又は同表の視覚障害又は肢体不自由の3級に該当する障害を有するもの

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第2項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所が重度以上の知的障害と判定した者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級1級に該当するもの

(2) 前号アからエまでのいずれかに該当する者であって、その同居者も全員が同号アからエまでのいずれかに該当するもの

②各年度末の利用者数

(単位：人)

地区	東部	西部	南部	北部	中部	合計
令和元年度末	7 1	3 7	2 1	4 9	3 6	2 1 4
令和 2 年度末	8 4	4 2	2 9	5 9	3 9	2 5 3
令和 3 年度末	1 0 3	4 8	2 5	7 8	5 2	3 0 6
令和 4 年度末	1 2 2	5 7	3 2	9 3	6 6	3 7 0
令和 5 年度末	1 6 0	7 3	3 2	1 2 8	7 5	4 6 8

第2節 ごみ処理

1. 焼 却

ごみの焼却処理は、北部清掃工場及び南部清掃工場において行っている。

焼却量の推移

(単位：t)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
北 部 清 掃 工 場	86,256	82,137	79,883	75,890	76,453
南 部 清 掃 工 場	84,733	86,140	86,893	84,173	81,488
計	170,989	168,277	166,776	160,063	157,941
対 前 年 度 伸 率	-	△1.6%	△0.9%	△4.0%	△1.3%

2. 焼却灰等※の資源化量及び最終処分量

(単位：t)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資 源 化 量	12,587	13,662	13,175	12,637	11,528
最 終 処 分 量	7,729	7,545	7,829	7,747	7,833
合 計	20,316	21,207	21,004	20,384	19,360
対 前 年 度 伸 率	-	4.4%	△1.0%	△3.0%	△5.0%

※焼却灰等とは、焼却灰、飛灰、破碎不燃物のこと。

第3節 車輛保有状況

令和6年4月1日現在

	車 種	積載量	用 途	台 数	
資源循環課	小型（貨物）キャブオーバ	1.25 t	収集運搬用	1	台
	小型（貨物）キャブオーバ	2.0 t	収集運搬用	1	台
	小型（貨物）キャブオーバ	1.5 t	収集運搬用	1	台
指導課	ステーションワゴン(リース)	5人乗り	パトロール用	2	台
クリーン推進課	小型（貨物）キャブオーバ	1.1 t	収集運搬用	1	台
	軽自動車（貨物）バン	0.35 t	パトロール用	4	台
	小型（貨物）バン	0.3 t	パトロール用	2	台
	軽自動車（乗用）ステーションワゴン	4人乗り	パトロール用	1	台
	普通（特殊）塵芥車	2.0 t	学習補助・特別回収用	1	台
清掃センター	塵芥車	2.0 t	収集運搬用	44	台
	軽貨物バン	0.35 t	事務連絡・調査用	2	台
	軽貨物ダンプ	0.35 t	事務連絡・調査用	1	台
				61	台

第4節 委託業者及び許可業者

1. ごみ収集運搬業務委託業者一覧表

令和6年4月1日現在

No.	業 者 名	代表者名	主たる事務所の 所 在 地	保有台数		従事員 数	委託業務	委 託 開 始 日
				塵芥車	トラック			
1	船橋清掃(株)	三上 等	日の出1－14－12	16 台	0 台	35 人	可燃ごみ	S43. 5. 1
							資源ごみ (ペットボトル)	H24. 10. 1
2	(有)北爪清掃事業	北爪 利春	三咲5－17－3	13 台	0 台	40 人	可燃ごみ	S55. 4. 1
							資源ごみ (ペットボトル)	H24. 10. 1
3	(有)法典清掃	岩佐 剛	坪井西2－13－3	9 台	0 台	22 人	可燃ごみ	S55. 4. 1
							資源ごみ (ペットボトル)	H24. 10. 1
4	(株)大谷商事	藤井 昭宏	豊富町604－1	0 台	12 台	27 人	粗大ごみ・ 不燃ごみ	S52. 5. 1
5	(株)ジャンクサービス	佐原 千津子	大神保町1352－3	3 台	10 台	21 人	可燃ごみ	H31. 4. 1
							粗大ごみ・ 不燃ごみ	H2. 4. 1
							使用済み小型 家電	R3. 4. 1
6	橋本商事(株)	鮫島 広行	豊富町640－6	3 台	15 台	29 人	可燃ごみ	H31. 4. 1
							資源ごみ (ビン・カン)	S54. 4. 1
							使用済み小型 家電	R5. 4. 1
7	(有)船和清掃	池田 智和	松が丘5－14－3	3 台	7 台	14 人	可燃ごみ	H31. 4. 1
							資源ごみ (ビン・カン)	S58. 7. 1
計				47 台	44 台	188 人		

2. 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表

令和6年4月1日現在

No.	業 者 名	代表者名	主たる事務所の所在地	登録台数
1	(有)西船清掃	増田 三ツ男	海神3-5-7	4 台
2	船橋興産(株)	高橋 政行	高瀬町31-2	15 台
3	(株)木下フレンド	木下 公夫	本町7-1-1	3 台
4	(有)サンアップ	鈴木 裕貴	宮本1-5-10	6 台
5	(株)東関東コミュニティー	頼政 圭介	前原西2-30-3	3 台
6	(有)佐野清掃	光井 祐治	楠が山町265-14	2 台
7	(株)湊総業	林 純江	湊町3-1-18	6 台
8	(有)青木総合	青木 実	前原西1-5-4	5 台
9	(株)岩本商事	岩本 鐘城	習志野台7-17-15	2 台
10	(株)ヤマウチ	山内 一行	三咲3-6-13	12 台
11	(有)トーエ	關谷 昌男	本町6-2-10-411	7 台
12	(有)クリーン企画	滝口 貴幸	日の出1-10-2	4 台
13	(有)三上セイソウ	三上 裕達	日の出2-14-1	6 台
14	(有)三橋清掃	三橋 久美子	大穴北8-7-19	4 台
15	(株)京葉総業	小出 勉	高根町2712-1	16 台
16	高福物産(株)	高村 真由美	本町4-44-1	11 台
17	エルエス工業(株)	小池 信行	渋谷区千駄ヶ谷3-2-8-503	6 台
18	(株)京葉エナジー	岩崎 剛士	咲が丘4-12-32	11 台
19	京葉実業(株)	田久保 久江	西習志野4-23-3	6 台
20	(株)JR東日本環境アクセス	向山 路一	日の出2-20-20	4 台
21	(株)三和商事	佐原 貴幸	豊富町622-64	3 台
22	(有)市川胞衣社	大浦 孝治	市川市若宮3-30-13	2 台
計	22 業者			138 台

※No. 1 7は動物の死体、No. 2 2は胞衣。

3. 一般廃棄物処分業許可業者一覧表

令和6年4月1日現在

No.	業 者 名	代表者名	施設所在地	種 類
1	(株)ジャンクサービス	佐原 千津子	豊富町1334	剪定枝等の樹木
2	(株)ペガサス	大塚 泰一	高根町183-1	剪定枝等の樹木
3	(株)ヤマウチ	山内 一行	小野田町891-1	廃スプリングマットレス等
計	3 業者			

第5節 施 設

1. 施設概要

(1) 清掃センター

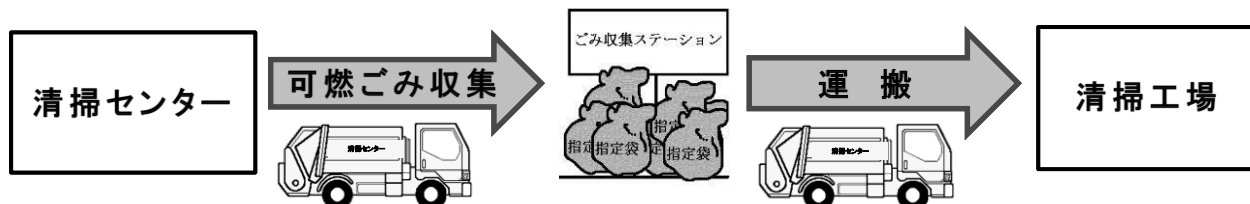
ア. 施設の概要

施 設 名	船橋市清掃センター
所 在 地	船橋市東町896番地2
敷 地 面 積	4,791.05㎡
設 立 年 月 日	平成5年7月1日
建 築 概 要	事務所棟 延床面積 2,319.80㎡ 鉄骨造 3階建 1階 ボイラー室・ポンプ室・雨具室・車両整備場・車庫 2階 事務室・ロッカー室・洗濯室・洗身室 3階 会議室・保健室・職員控室 工 期 平成4年6月24日～平成5年5月31日 総工費 870,401,500円

イ. 業務内容

家庭系可燃ごみの昼間収集地域の収集運搬業務

【業務フロー】



ウ. 収集運搬実績

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集日数(日)		310	313	312	313
運搬回数(回)		35,419	35,252	35,103	35,097
ごみ収集量(t)		53,693.93	51,676.94	49,781.80	47,625.60
塵芥収集車走行距離(km)		816,962	820,494	818,320	814,666
塵芥収集車 燃料	LPG使用量(ℓ)	177,476.03	154,439.29	121,352.87	72,509.71
	軽油(ℓ)	101,934.16	116,068.66	133,737.11	160,885.22
ごみ収集ステーション数		8,598	8,732	8,905	8,965

(2) 北部清掃工場

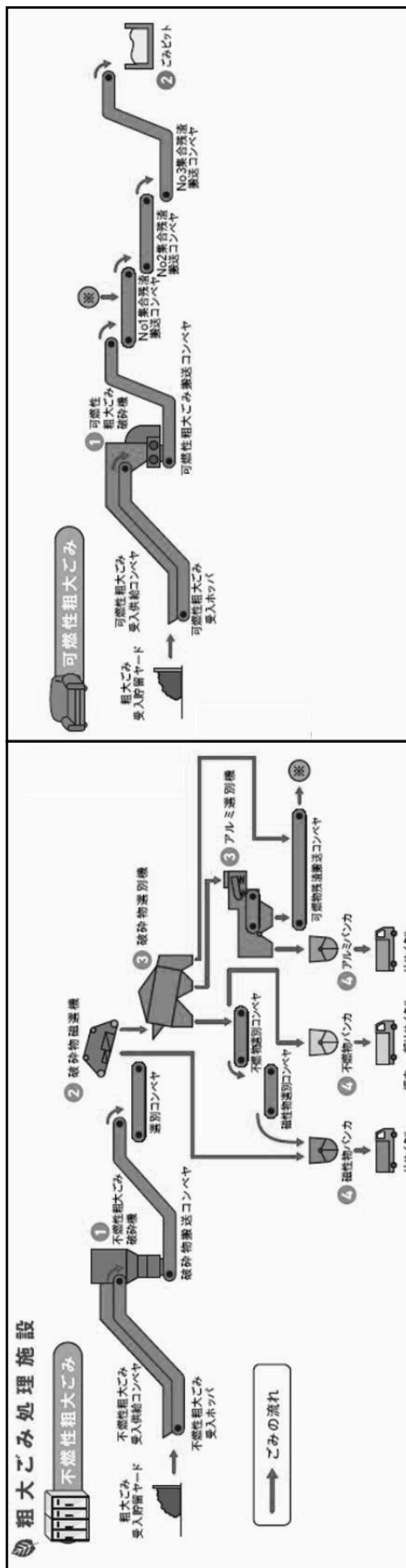
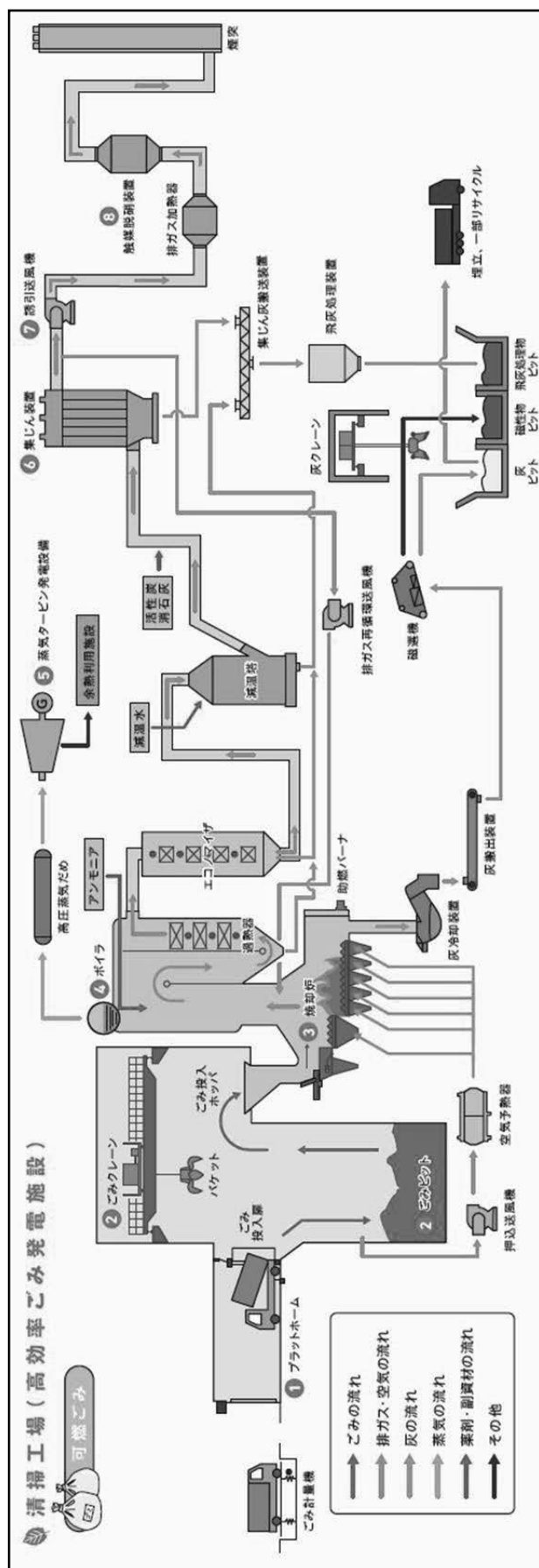
ア. 工場の概要

施 設 名		船橋市北部清掃工場（ふなばしメグプラ）
所 在 地		船橋市大神保町１３６０番地１
敷 地 面 積		４７，９３５．５８㎡
施 設 の 概 要	契 約	総合評価一般競争入札
	設 計 施 工	荏原環境プラント株式会社
	工 期	平成２６年８月１５日～平成２９年３月３１日
	請 負 金 額	１２，７３１，０２３千円
	方 式	全連続燃焼式（ストーカ式）及び粗大ごみ処理（破碎・選別）
	規 模	３８１ｔ／日（１２７ｔ／日炉×３炉）及び１５ｔ／日
	延 床 面 積	工場棟・管理等 １６，４００．３５㎡ その他（４棟） ５１５．９６㎡ 計 １６，９１６．３１㎡
	建 築 面 積	工場棟・管理等 ８，５３７．７５㎡ その他（４棟） ５４８．４０㎡ 計 ９，０８６．１５㎡

主設備の内容（高効率ごみ発電施設）		
受入供給設備	ごみ計量機	ロードセル式 4基 最大 30 t 最小 10kg
	ごみ投入扉	観音扉式 7基
	ごみピット	10,183 m ³ 1基
	ごみクレーン	ポリッパケット付天井走行クレーン 9 m ³ 3.6 t 2基
燃焼設備	給じん装置	プッシャ式 3基 5.292t/h
	焼却炉	横列隔段往復動式ストーカ 3基
	助燃装置	ガンタイプ式オイルバーナ 2基/炉
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ	水管式ボイラ 蒸気発生量 21.8t/h 3基
	ボイラ給水ポンプ	横型多段遠心ポンプ 4基 27.2t/h
	脱気器	蒸気加熱スプレー式 1基 74t/h
	蒸気復水器	強制空冷式 4基1組 73.499t/h
	減温塔	水噴射式 3基 81.7 m ³
排ガス処理設備	集じん装置	ろ過式集じん器 3基 37,800 m ³ N/h
	有害ガス除去装置	乾式法 3炉分 37,600 m ³ N/h 高反応消石灰
	ダイオキシン類除去装置	乾式吸着法 3炉分 37,600 m ³ N/h 活性炭
	触媒脱硝装置	触媒脱硝方式 3基
余熱利用設備	蒸気タービン	二段抽気復水タービン 1基 7,086rpm
	発電機	三相交流同期発電機 1基 8,800kW
	余熱利用施設熱供給設備	高温水供給方式 1式 3.888×10 ⁶ kJ/h
通風設備	押込送風機	片吸込ターボファン 3基 28,791 m ³ N/h
	排ガス再循環用送風機	片吸込電動機直結ターボ型 3基 6,800 m ³ N/h
	誘引送風機	片吸込両持ちターボ型 3基 41,116 m ³ N/h
	煙突	外筒支持型鋼製内筒式 1筒 GL+80m
灰出し設備	灰冷却装置	灰押出装置 3基 0.9t/h
	灰ピット	163 m ³ 1基
	灰クレーン	シェル型バケット付天井クレーン 1基 1.5t
	混練機	2軸強制混練方式 2基 0.9t/h
	飛灰処理物貯留設備	57 m ³ 1基
給水設備	機器冷却水冷却塔	低騒音型強制通風式 1基 273 m ³ /h
	生活用受水槽	パネルタンク 2基（中仕切付） 9.5 m ³
排水処理設備	排水処理設備	生物処理、凝集沈殿、ろ過、滅菌処理 1式 有機系 24 m ³ /日 無機系 51 m ³ /日
雑設備	洗車設備	定置式インバータ洗浄機 1基 6台同時洗車

主設備の内容（粗大ごみ処理施設）		
受入 供給 設備	直接搬入用小型計量機	ロードセル式 3基 最大1t 最小0.5kg
破碎 設備	可燃性粗大ごみ破碎機	低速回転式（二軸） 1基 0.9t/h
	不燃性粗大ごみ破碎機	高速回転式（堅型） 1基 1.92t/h
選別 設備	破碎物磁選機	電磁永磁併用吊下げ式 1基 破碎ごみ 1.92t/h 磁性物 0.56t/h
	破碎物選別機	トロンメル 1基 1.36t/h
	破碎物アルミ選別機	永久磁石回転ドラム式 1基 破碎ごみ 0.48t/h アルミ 0.04t/h
貯留 設備	磁性物バンカ	鋼板製角錐形 1基 10 m ³ ×2 槽
	破碎不燃物バンカ	鋼板製角錐形 1基 10 m ³ ×2 槽
	アルミバンカ	鋼板製角錐形 1基 10 m ³ ×2 槽

主設備の内容（電気計装設備）		
電気 計装 設備	特別高圧受変電設備	一次 66kV 二次 6.6kV
	非常用発電設備	灯油 ディーゼル式 出力 700kW
	計装用空気圧縮機	スクリータイプ（水冷式） 2基 5.4～6.4 m ³ /min



ウ. ごみ処理工程（高効率ごみ発電施設）

焼却設備は、火格子の上でごみを移動させるストーカ式を採用し、火格子の上でごみを移動させながら、火格子下部より燃焼用空気を送り込み、乾燥、燃焼、後燃焼と処理している。

また、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを利用して高効率発電を行い、最大 8,800 キロワットの電力を生み出し、北部清掃工場、余熱利用施設の全ての電力を賄い、さらに余った分を売電している。

（ア）売電実績

（単位：kWh）

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
売電	46,399,080	45,106,656	43,317,072	40,154,503	40,320,864

（イ）処理工程

収集されたごみは、①のプラットホームにて②のごみピットへ投入され、ごみクレーンにより攪拌しごみ質の均質化をはかり、③の焼却炉に投入される。

③の焼却炉内へ入ったごみは、ダイオキシン類の発生を抑制するため 850℃以上の高温で焼却される。

ごみ焼却によって発生する廃熱は④のボイラで回収し蒸気を発生させ、⑤の蒸気タービン発電設備で発電される。

燃焼排ガスは消石灰、活性炭噴霧による処理が行われ、⑥の集じん装置で排ガス中のばいじん、塩化水素、硫黄酸化物及びダイオキシン類が除去され、⑦の誘引送風機を通して⑧の触媒脱硝装置へ送られる。⑧の触媒脱硝装置では排ガス中の窒素酸化物が化学反応で分解・除去され、煙突から排出される。

エ. ごみ処理工程（粗大ごみ処理施設）

不燃性粗大ごみは資源になるものを選別しやすくするため、①の不燃性粗大ごみ破碎機にて高速回転式の刃で細かく破碎します。破碎されたごみは②の破碎物磁選機で強力な磁石で金属が取り除かれ、③の破碎物選別機・アルミ選別機で不燃物、アルミ及び可燃物に選別される。

可燃性粗大ごみは①の可燃性粗大ごみ破碎機にて 2 軸の刃で細かく破碎され、②の高効率ごみ発電施設のごみピットに投入される。

才. 余熱利用施設の概要

施 設 名		船橋市北部清掃工場余熱利用施設（ふなばしメグスパ）
所 在 地		船橋市大神保町１３５６番地３
敷 地 面 積		１１，８６６．３３㎡
施設の概要	契 約	総合評価一般競争入札
	設 計 施 工	荏原環境プラント株式会社
	工 期	平成２６年７月１５日～平成２９年３月３１日
	請 負 金 額	１，１１５，５１８千円
	延 床 面 積	２，１１５．４７㎡
	建 築 面 積	２，２２６．３１㎡
	内 容	温浴施設 浴槽(1) 浴槽(2) 露天風呂(1) 露天風呂(2) フィンランドサウナ スチームサウナ 健康浴施設 15m プール その他 軽運動室 産地コーナー

(3) 南部清掃工場

ア. 工場の概要

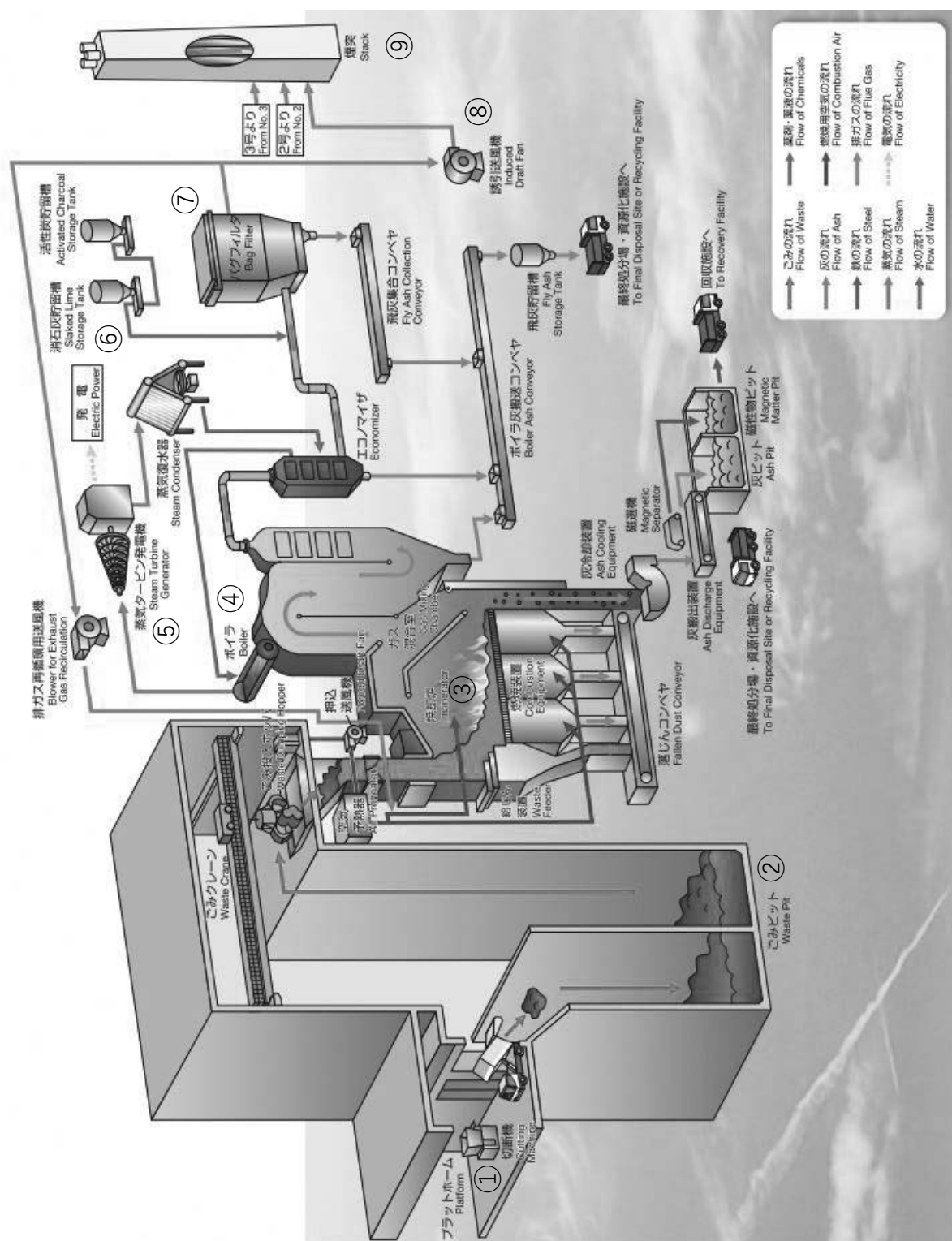
施 設 名		船橋市南部清掃工場 (ふなばしさがプラ)
所 在 地		船橋市潮見町 3 8 番
敷 地 面 積		3 3, 0 1 0. 7 8 m ²
施 設 の 概 要	契 約	総合評価一般競争入札
	設 計 施 工	J F E エンジニアリング株式会社
	工 期	平成 2 8 年 3 月 2 9 日～令和 2 年 3 月 3 1 日
	請 負 金 額	2 5, 1 4 3, 3 7 2 千円
	方 式	全連続燃焼式(ストーカ式)
	規 模	3 3 9 t / 日 (1 1 3 t / 日 炉 × 3 炉)
	延 床 面 積	工場棟 1 1, 4 1 4. 5 8 m ² その他 (3 棟) 1, 7 3 2. 7 7 m ² 計 1 3, 1 4 7. 3 5 m ²
	建 築 面 積	工場棟 4, 8 8 3. 3 9 m ² その他 (3 棟) 2, 4 2 9. 9 2 m ² 計 7, 3 1 3. 3 1 m ²

主設備の内容（高効率ごみ発電施設）			
受入供給設備	ごみ計量機	ロードセル 3基 最大 30 t 最小 10 kg	
	ごみ投入扉	観音扉式 7基	
	ごみピット	受入ピット 2,968 m ³ ごみピット 7,198 m ³	
	ごみクレーン	ポリッパケット付天井走行クレーン 2基 8 m ³ 3.2t	
燃焼設備	給じん装置	プッシャー式 4.708t/h	
	焼却炉	113t/24h ストーカ式	
	助燃装置	ロータリー式 3基	
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ	単胴自然循環型水管式廃熱ボイラ 蒸気発生量 3基 19.0t/h	
	脱気器	蒸気加熱スプレー式 1基 64.0t/h	
	蒸気復水器	強制空冷式 1基 64.0t/h	
	ポンプ	ボイラ給水ポンプ	4台 23 t/h
		脱気器給水ポンプ	2台 68 t/h
排気復水ポンプ		2台 67 t/h	
純水移送ポンプ		2台 2.8 t/h	
排ガス処理設備	集じん装置	ろ過式集じん器 3基 36,200 m ³ N/h	
	有害ガス除去設備	32,900 m ³ N/h	
	ダイオキシン類除去設備	活性炭吹込方式 32,900 m ³ N/h	
	窒素酸化物除去設備	燃焼管理＋無触媒脱硝法 32,200 m ³ N/h	
余熱利用設備	蒸気タービン	復水タービン 1基 9,047min ⁻¹	
	発電機	三相交流同期発電機 1基 8,400kw	
通風設備	押込送風機	片吹込ターボファン 3基 19,600 m ³ N/h	
	二次送風機	片吹込ターボファン 3基 16,300 m ³ N/h	
	高温空気送風機	片吹込ターボファン 3基 1,700 m ³ N/h	
	排ガス再循環送風機	片吹込ターボファン 3基 8,700 m ³ N/h	
	誘引送風機	片吹込ターボファン 3基 31,700 m ³ N/h	
	煙突	外筒支持型鋼鉄製内筒式 建屋一体式 1筒 GL＋59m	
灰出し設備	灰冷却装置	半乾式 3基 0.7 t/h	
	灰ピット	68.2 m ³	
	灰クレーン	クラムシェル型バケット付天井クレーン 1基 1t	
	混練機	二軸混練式 2基 0.60 t/h	
	飛灰貯留槽	60.6 m ³ 1基	

給水 設備	生活用受水槽	1 基 FRP 10 m ³
	プラント用水槽	1 基 RC 26 m ³
	消火水槽	1 基 RC 34 m ³
	機器冷却水槽	1 基 SVS 35 m ³
	再利用水槽	1 基 RC 11.5 m ³
	冷却塔	低騒音型強制通風式 1 基 230 m ³ /h
排水 処理 設備	ごみ汚水処理	ごみピット返送＋炉内噴霧 0.4 m ³ /h
	プラント排水処理	
	有機系形式	接触酸化処理 7.4 m ³ /日
	無機系形式	凝集沈殿、砂ろ過、滅菌 24.9 m ³ /日
雑設備	処理水	場内再利用後、余剰水は下水道放流
	洗車設備	高圧スプレーガン 12 本／6 基

主設備の内容（電気計装設備）		
電気 計装 設備	特別高圧受変電設備	一次 66kV 二次 6.6kV
	非常用発電設備	軽油 ディーゼル式 出力 700kW
	計装用空気圧縮機	スクリータイプ 水冷式 2 基 9.8 m ³ /min

イ. 工場のフローシート



ウ. ごみ処理工程

焼却設備は、火格子の上でごみを移動させるストーカ式を採用し、火格子の上でごみを移動させながら、火格子下部より燃焼用空気を送り込み、乾燥、燃焼、後燃焼と処理している。

また、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを利用して高効率発電を行い、最大 8,400 キロワットの電力を生み出し、南部清掃工場の全ての電力を賄い、さらに余った分を売電している。

(ア) 売電実績

(単位：kWh)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
売電	46,892,664	47,810,808	46,811,136	45,616,320

(イ) 処理工程

収集されたごみは、①のプラットホームにて②のごみピットへ投入され、ごみクレーンにより攪拌しごみ質の均等化をはかり③の焼却炉に投入される。

③の焼却炉内へ入ったごみは、ダイオキシン類の発生を抑制するために 850℃以上の高温で焼却される。

ごみ焼却によって発生する廃熱は④のボイラで回収し蒸気を発生させ、⑤の蒸気タービン発電設備で発電させる。

燃焼排ガスは⑥の消石灰、活性炭噴霧による処理が行われ⑦のバグフィルタ（集塵装置）で排ガス中のばいじん、塩化水素、硫黄酸化物及びダイオキシン類が除去され、⑧の誘引送風機を通して⑨の煙突から排出される。

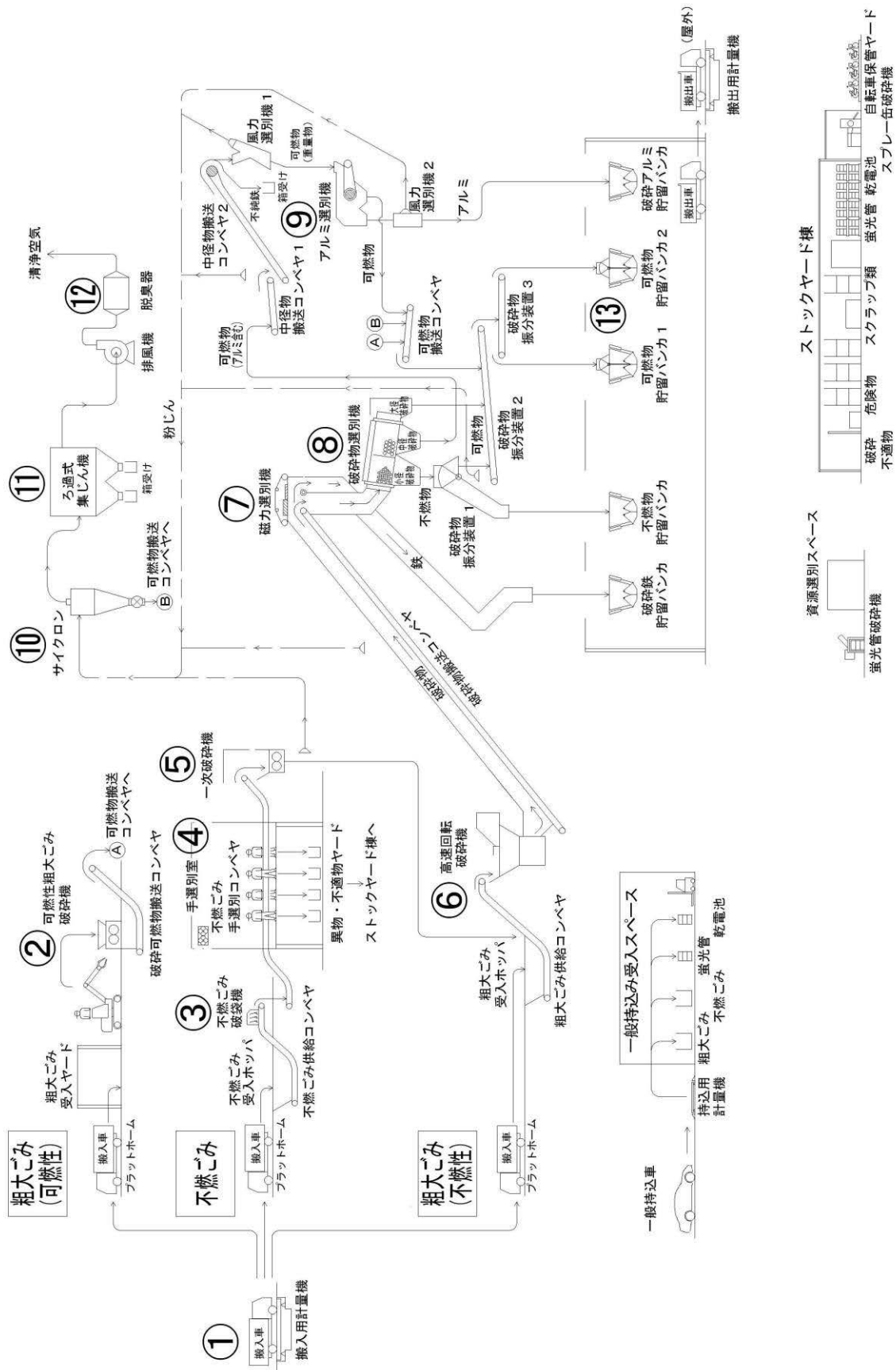
(4) 西浦資源リサイクル施設

ア. 施設の概要

施設名		船橋市西浦資源リサイクル施設
所在地		船橋市西浦1丁目4番2号
敷地面積		8,426.55㎡
施設 の 概 要	契 約	総合評価一般競争入札
	設 計 施 工	極東開発工業株式会社
	工 期	平成23年3月28日～平成25年3月31日
	請 負 金 額	1,852,794千円
	方 式	破碎・選別設備
	対 象 廃 棄 物	不燃ごみ・粗大ごみ
	処 理 能 力	63t/日（不燃ごみ29t/日、粗大ごみ34t/日）
	延 床 面 積	工場棟・管理棟 2,900.12㎡ ストックヤード棟 208.00㎡ 計量棟 42.86㎡ その他（3棟） 23.76㎡ 計 3,174.74㎡
	建 築 面 積	2,470.20㎡

主 設 備 の 内 容				
受 入 供 給 設 備	ごみ計量器	ロードセル式 2 基（搬入搬出各 1 基）	最大 30t 最小 10kg	
	持込用計量器	ロードセル式 3 基	最大 1 t 最小 0. 5kg	
	可燃性粗大ごみ破碎機	二軸せん断式	2t／h	
	不燃ごみ破袋機	カッターエアー加圧式	5t／h	
	一次破碎機（不燃ごみ）	二軸せん断式	6t／h	
	高速回転破碎機	堅型高速回転式	9t／h	
選 別 設 備	磁力選別機	電磁石・永久磁石併用式	3t／h	
	破碎物選別機	回転ふるい式	小径目 φ 20mm、中径目 φ 140mm 7t／h	
	アルミ選別機	永久磁石回転ドラム式	2t／h	
粉 じ ん 処 理 設 備	サイクロン	単筒式	処理風量	530 m ³ ／min
	ろ過式集じん機	自動逆洗式バグフィルタ	ろ過面積	296 m ²
			処理風量	640 m ³ ／min
	排風機	片吸込ターボファン	処理風量	1040 m ³ ／min
	脱臭器	活性炭吸着脱臭式	処理風量	1040 m ³ ／min
貯 留 設 備	可燃物貯留バンカ	下部ゲート開閉式 2 槽一体型	有効貯留量	30 m ³ 2 基
	破碎鉄貯留バンカ	下部ゲート開閉式	有効貯留量	19. 7 m ³ 1 基
	破碎アルミ貯留バンカ	下部ゲート開閉式	有効貯留量	19. 7 m ³ 1 基
	不燃物貯留バンカ	下部ゲート開閉式	有効貯留量	19. 7 m ³ 1 基
	ストックヤード棟	破碎不適物、蛍光管、乾電池等置場	208 m ²	
電 気 ・ 計 装 設 備	受変電設備	6.6K V 受電 鋼板（SPHC）製屋外防雨自立型		
	高圧配電設備	鋼板（SPHC）製屋外防雨自立型		
	低圧配電設備	鋼板（SPHC）製屋外防雨自立型		
	低圧動力制御設備	鋼板（SPHC）製屋内自立型		
	非常用発電設備	水冷 4 サイクルディーゼル機関 400V 180K V A		
	中央監視操作盤	屋内防塵デスク型 オペレータコンソール 2 台		
	I T V	カメラ 17 台、モニタ（4 台＋録画再生専用 1 台）		

イ. エ場のフローシート



ウ. ごみ処理工程

搬入された粗大ごみ（可燃性・不燃性）・不燃ごみの中から、鉄やアルミの資源化物を回収する。

（ア）受入工程

①計量機を通り搬入されたごみは、粗大ごみ（可燃性）、不燃ごみ、粗大ごみ（不燃性）に選別する。

（イ）破碎工程

（i）粗大ごみ（可燃性）

可燃性粗大ごみは、②可燃性粗大ごみ破碎機で細かく砕かれ⑬可燃物貯留バンカへ送られる。

（ii）不燃ごみ

不燃ごみは③破袋機を通った後、④人の手による手選別を行い、処理困難な異物を除去し、⑤の一次破碎機により大まかに破碎して粗大ごみ供給コンベヤ（不燃性）に送られる。

（iii）粗大ごみ（不燃性）

不燃性粗大ごみ及び（ii）で送られてきたごみは、⑥高速回転破碎機により、たたき・砕き・切断してさらに細かくする。

（ウ）選別工程

（i）磁力選別機⑦

⑥高速回転破碎機を通過した破碎物は⑦の磁力選別機の電磁石により鉄分を回収する。

（ii）破碎物選別機⑧

⑦磁力選別機を通過した破碎物は、その大きさにより可燃物、アルミが含まれた可燃物、不燃物の3種類に選別する。

（iii）アルミ選別機⑨

⑧破碎物選別機で選別されたアルミが含まれた可燃物から、磁力を使いアルミを回収する。

（エ）粉じん処理

それぞれの処理工程から舞い出た粉じんは、⑩サイクロン及び⑪ろ過式集じん機により固形物と空気に分離し、固形物は可燃ごみとして処理し、空気は⑫脱臭器により清浄空気として大気放出する。

2. 清掃工場における公害防止対策

公害防止関係法令の規制値をはるかに下回る基準値を確保し、万全を図っている。

(1) 大気汚染対策

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ・ばいじん | バグフィルター |
| ・塩化水素、硫黄酸化物 | 乾式有害ガス除去装置 |
| ・窒素酸化物 | 排ガス再循環、無触媒脱硝装置、触媒脱硝装置 |

(2) 排水処理対策

プラント排水は系外へ排出せず、排水処理施設で処理し再利用している。

(3) 騒音・振動対策

騒音・振動の発生しやすい機器は全て騒音防止対策を講じ、独立基礎により振動の防止を図っている。

(4) 悪臭対策

ピット内の臭気及び空気を燃焼用空気として、焼却炉内に送り高温分解させ無臭化を図っている。さらに、プラットホームにはエアーカーテン、オートドアを設置し、外部に漏れるのを防いでいる。

(5) ダイオキシシン対策

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく改正政省令及び平成9年1月23日付厚生省通達に示す「ごみ処理に係るダイオキシシン類発生防止等ガイドライン（新ガイドライン）」に運転指標（既設炉）として示されている燃焼管理により運転してダイオキシシン類の発生防止に努めている。

また、年1回測定をしており、測定結果の数値については、公表している。

- | | |
|-------------|---|
| ・燃焼温度 | 800℃以上 |
| ・煙突出口CO濃度 | 1時間平均 100ppm 以下（O ₂ 12%換算）
4時間平均 50ppm 以下（O ₂ 12%換算） |
| ・安定燃焼 | 500ppm を超えるCO濃度瞬時値のピークを極力発生させない |
| ・集塵器入り口ガス温度 | 概ね200℃以下 |

第6節 ごみの減量、資源化と普及啓発

1. ごみの減量、資源化

(1) 有価物回収

昭和48年から実施している資源回収は、現在、新聞、雑誌、雑がみ、古着、紙パック及び段ボールを対象にする有価物回収を団体による集団回収として実施している。平成29年度から、それまで雑誌とともに回収していた雑がみを新たに雑誌と分けて回収することとした。

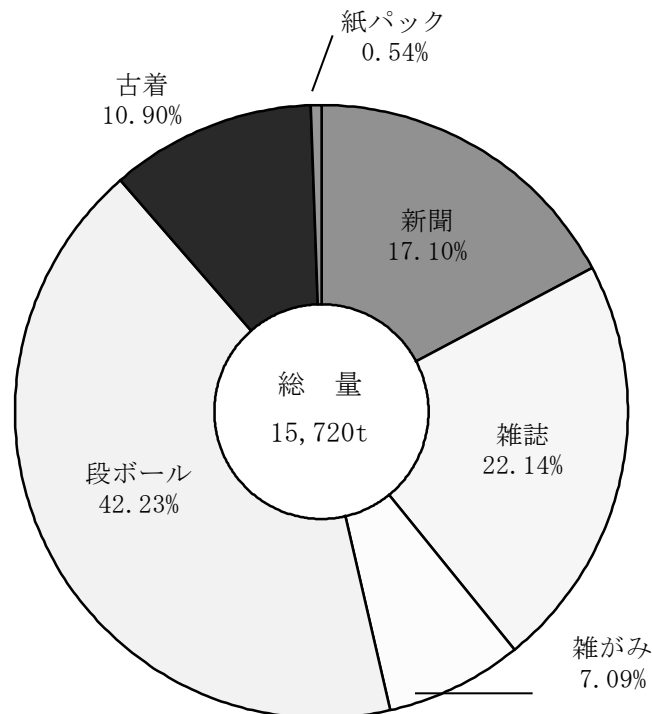
この有価物回収は、地道な啓蒙活動が実を結び、全市域において実施されており、ごみの減量・資源化の大きな役割を果たしている中、平成30年10月の家庭系可燃ごみの収集回数の見直しと併せて雑がみの分別に関する周知啓発をより一層進めたことで有価物の回収量は増加している。

有価物回収量の年度推移

(単位：t)

年度	新 聞	雑 誌	雑がみ	段ボール	古 着	紙パック	合 計	伸 率
令和2年度	3,445	4,786	940	6,983	2,191	58	18,403	5.5%
令和3年度	3,294	4,218	1,030	7,083	2,047	70	17,742	△3.5%
令和4年度	3,057	3,812	1,147	6,934	1,858	85	16,893	△4.7%
令和5年度	2,688	3,480	1,115	6,639	1,714	85	15,720	△6.9%

令和5年度有価物種類別割合



(2) 資源ごみ

ビン・カン・ペットボトルは、資源ごみとして収集した後、民間施設に搬入し資源化されている。

資源ごみ搬入量の年度推移

(単位：t)

年度	搬入者別					種類別		
	委託	許可	一般	合計	伸率	ビン	カン	ペット
令和元年度	8,754	342	16	9,112	-	4,526	2,770	1,815
令和2年度	9,263	251	11	9,525	4.53%	4,568	2,960	1,996
令和3年度	9,066	217	13	9,296	△2.40%	4,357	2,852	2,087
令和4年度	8,737	279	14	9,030	△2.89%	4,214	2,741	2,075
令和5年度	8,433	296	17	8,746	△3.15%	4,080	2,554	2,112

(3) 家庭系可燃ごみ収集回数見直し

ごみの減量及び資源化を目的に、平成30年10月1日から家庭から出る可燃ごみの収集回数を週3回から2回に見直しを行った。

(4) ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度

ごみの減量及び資源化に関わる「リデュース・リユースの推進」、「食品ロスの削減」、「店頭回収」又は「模範的な3Rの実践」の取組みを行っている市内の事業者に対し認定を行う「ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度」を平成31年2月から開始した。

年度	認定事業者数	認定項目	認定件数
令和5年度	48	リデュース・リユースの推進	40
		食品ロスの削減	12
		店頭回収	29
		模範的な3Rの実践	12

※複数の認定項目で認定を取得している事業者あり

2. ごみの減量等に関する普及啓発

(1) 環境指導員

廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する各種指導、例えばごみの分別と出し方の指導、有価物回収その他のごみ減量・資源化に関する啓発、不法投棄パトロール等を専門的に担当する職員である。

業務の性質上、町会・自治会その他の住民との話し合い、交渉等を密接に実施することにより、ごみの減量等に関する普及啓発に成果をあげている。

現在は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則第30条第2項に基づき、市の職員であって、環境衛生業務に相当の経験を有する者又は適格と認められる者の中から市長が任命している。

沿革は、昭和45年10月に「動く回覧板」としてごみ収集作業員5名により設置されたのが始まりである。

(2) クリーン船橋市民会議

昭和53年7月に、自連協を主体にして、市内全ての団体により、船橋をきれいにするとともに、生活環境整備の推進を図ることを目的に発足した。

現在、「船橋をきれいにする日」の主体として活動することにより、ごみの減量等に関する普及啓発に成果をあげている。この活動が認められ、平成18年6月に環境大臣表彰を受賞した。

(3) 「船橋をきれいにする日」の実施

「私たちの街をきれいで住み良い街にしよう、空き缶等を投げ捨てないようにしよう」を目的にして、道路上等の散乱ごみの収集について市内全域を対象に実施した。

第1回を昭和56年11月に実施して以来、毎年実施している。

・第43回 実施日 令和5年11月19日(日)

参加者 約4,139人

収集量 14,390kg

(4) ごみ減量啓発バスの運行

清掃工場、リサイクルセンター等ごみ処理施設の見学を通して、市民にごみに関する現状を認識していただき、もってごみの減量・資源化に対する意欲の高揚と普及啓発に寄与する為、昭和53年度より実施している。リサちゃん号は、平成29年7月に故障し廃車となったため、その後はレンタカーにて対応している。

(5) 「クリーン船橋530推進運動」

「地球的規模で考え、足元から行動する」を理念とした市民参加型のごみ減量、資源化システムを作るため、草の根的活動を行う趣旨で平成7年度より開始した。

ア. 目 的

- ・「環境に優しい、美しい街づくり」をテーマとする。
- ・市内24地区コミュニティごとに環境美化・資源リサイクル地区の確立を推進する。
- ・ごみゼロ循環型社会の構築をめざす。

イ. 内 容

(ア) 船橋市廃棄物減量等推進員（クリーン船橋530推進員）の委嘱と活動

- (i) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の8第1項」、「船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第38条」、「船橋市廃棄物減量等推進員要綱第3条第2項」の規定

により、船橋市自治会連合協議会地区連絡協議会の会長が選出し、市長が委嘱する。
平成7年度に第1期を委嘱し、2年を任期とする同推進員の人数は464名。【令和5年度
(第15期)、令和5年6月1日時点】

(ii) 推進員の活動

- ・ごみの減量、資源物分別回収の推進運動
- ・ごみの適正な排出指導と集積所の清潔保持の活動
- ・不法投棄防止等地域環境美化に関する活動
- ・その他地域環境保全活動

(イ)「クリーン船橋530の日」の実施

「クリーン船橋530推進運動」の一環として、道路上や植え込み等にある散乱ごみの収集活動を、市内全域を対象に実施した。

- ・第29回 実施日 令和5年5月28日(日)
参加者 約5,030人
収集量 14,610kg

(6) 生ごみ処理容器等購入費助成事業

一般家庭から排出される生ごみの減量化、資源化を促進するために、生ごみ処理容器等の購入費の一部を助成している。

令和5年度からは、これまで助成対象である生ごみ処理容器に加え、生ごみ処理機（一般家庭から排出される生ごみを機械的に水分除去すること等により、堆肥化または減量化することが可能な機器）の助成の対象に加えた。

- ア. 交付要件
- ・市内に住所を有していること。
 - ・容器を設置することができる場所を有すること。
 - ・堆肥化・減量化された生ごみを自ら処理できること。
 - ・市税を滞納していないこと。

イ. 助成金額

生ごみ処理容器

- ・1基につき購入価格の2分の1の額とし、3千円を限度とする。
- ・1世帯あたり2基以内。

生ごみ処理機

- ・1基につき購入価格の3分の1の額とし、1万円を限度とする。
- ・1世帯あたり1基。

ウ. 令和5年度

生ごみ処理容器	実績48基	97,200円
生ごみ処理機	実績106基	988,400円

(7) ポイ捨ての防止等による美化推進

平成16年10月に「船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例」が施行されたのに伴い、路上喫煙とポイ捨てを禁止する「重点区域」では勧告に従わない違反者から2,000円の過料徴収を行っていた。その後、更なるまちの環境美化に向けた取り組みの強化を図るため、令和3年3月に同条例の一部改正（「違反者に対して、直ちに過料を科すことができるようにするための改正（令和3年7月1日より施行）」と「重点区域内において、市長が指定した場所での喫煙ができるようにするための改正（実証実験としてJR船橋駅北口に指定喫煙所を設置し、令和3年10月25日に開設）」）を行っている。

路上喫煙、ポイ捨て等防止重点区域

	重点区域名称	指定日
第1号区域	J R 船橋駅周辺部	平成16年10月1日
第2号区域	J R 西船橋駅周辺部	平成18年7月10日
第3号区域	J R 津田沼駅北口周辺部	令和元年9月10日

勧告件数の年度推移

(単位：件)

年度	路上喫煙	ポイ捨て	合 計
令和元年度	2,054	6	2,060
令和2年度	1,702	8	1,710
令和3年度	644	8	652
令和4年度	389	2	391
令和5年度	526	3	529

過料件数の年度別推移

年度	路上喫煙	ポイ捨て	合 計
令和元年度	0	0	0
令和2年度	0	0	0
令和3年度	253	0	253
令和4年度	525	4	529
令和5年度	761	4	765

(8) 駅前等清掃業務委託事業

繁華街、駅前等の清掃美化を目的とした「駅前等清掃業務委託」を実施している。

清掃箇所

総延長 2, 9 3 3 m

区域No.	清掃箇所名称	距 離
①	J R 船橋駅前	5 8 6 m
②	J R 東船橋駅前	1 5 0 m
③	J R 津田沼駅前	2 5 0 m
④	J R 西船橋駅前	6 0 5 m
⑤	J R 下総中山駅前	4 7 5 m
⑥	新京成北習志野駅前	5 8 0 m
⑦	新京成高根公団駅前	2 1 0 m
⑧	市役所周辺	各 2 9 0 m
⑨	J R 船橋法典駅前	
⑩	J R 西船橋駅南口西側	
⑪	船橋市本町(本町通り西寄り)	
⑫	船橋市本町(本町通り東寄り)	
⑬	J R 南船橋駅前	
⑭	小室駅前	1 5 0 m

(9) 環境美化モデル活動の支援

地域住民やNPO等による自主的なごみ減量や清掃活動などの環境美化活動を市がサポートする制度として「環境美化モデル活動認定要綱」を平成19年4月より施行し、地域で持続的に行われている環境美化活動を船橋市が側面的に支援することにより環境への負荷の削減、環境美化の向上を図っている。

(10) 災害廃棄物処理計画

市民の生活環境の保全と地域の早期復旧・復興のため「船橋市地域防災計画」を補完する災害廃棄物の処理において必要な事項を定めた「船橋市災害廃棄物処理計画」を令和2年3月に策定した。これに基づき、災害発生前から災害時のごみの出し方を周知啓発するとともに、災害時に備え備品を整備している。

災害廃棄物に関する協定 (自治体間)

協定名	協定自治体	内容の概要	締結年月日
災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する基本協定	東葛飾地域各市	応急活動等相互応援	昭和50年7月24日
一般廃棄物処理に係る広域的相互支援実施協定	千葉市、市川市、松戸市、柏市	一般廃棄物処理及び清掃事業に係る広域的相互援助協力	平成7年4月1日
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県内市町村	応急活動等相互応援	平成8年2月23日
災害時における相互応援に関する協定	横須賀市	応急活動等相互応援	平成8年5月28日
災害時における相互応援に関する協定	川口市	応急活動等相互応援	平成8年6月21日
災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定	千葉県内市町村及び一部事務組合	災害時のごみ又はし尿の収集運搬及び一般廃棄物処理施設において行うごみ処理並びにし尿処理業務に係る相互援助協力	平成9年7月31日
一般廃棄物処理に係る相互支援協定	印西地区環境整備事業組合	一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援	平成12年6月27日
中核市災害相互応援協定	中核市各市	応援活動等相互応援	平成15年9月1日

災害廃棄物に関する協定 (民間事業者)

協定名	事業者名	締結年月日
災害廃棄物等の処理に関する協定	DOWAエコシステム(株)	平成31年3月25日
災害廃棄物等の処理に関する協定	大栄環境(株)	平成31年3月25日
災害時における一般廃棄物の収集運搬の協力に関する協定	船橋市一般廃棄物協同組合 他8社	令和元年12月19日
災害廃棄物等の処理に関する協定	住友大阪セメント(株)	令和2年3月12日
災害廃棄物等の処理に関する協定	八戸セメント(株)	令和2年3月12日
災害廃棄物等の処理に関する協定	市内産業廃棄物処理業許可業者 6社	令和2年3月19日
災害時における一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)の収集運搬の協力に関する協定	船橋市一般廃棄物(生活排水)収集運搬許可業者 4社	令和2年11月4日

第3章 産業廃棄物対策事業

第1節 産業廃棄物対策事業

1. 産業廃棄物事務

本市は、中核市移行に伴い平成15年4月1日から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物に係る事務を行うこととなった。

産業廃棄物は、工場や事業場の事業活動に伴って発生する廃棄物のうち廃棄物処理法により汚泥、燃え殻等20種類が定められており、産業廃棄物の処理施設を設置しようとする者、産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、廃棄物処理法の規定により許可を受けなければならない。

また、環境への負荷を低減し、良好な生活環境の保全を図ることを目的として船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（以下「産廃条例」という。）を平成16年3月31日に制定（同年7月1日施行）し、排出事業者自らが産業廃棄物を処理する場合でも廃棄物処理票を作成すること、小規模産業廃棄物処理施設の設置について許可制とするなどを規定している。

また、廃棄物処理法の改正により、平成30年度から有害使用済機器の保管等に関する事務を行っている。

2. 産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物処理業は、①産業廃棄物収集運搬業、②産業廃棄物処分業、③特別管理産業廃棄物収集運搬業、④特別管理産業廃棄物処分業の4種類に分類される。なお、本市の許可を持つ産業廃棄物処分業者の事業の用に供する産業廃棄物処理施設は、中間処理施設のみであり、最終処分場はない。

3. 排出事業者

廃棄物処理法において、産業廃棄物は排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を廃棄物処理業者に委託した場合であっても、その責任に変わりはなく、自らが排出した産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4. 監視指導状況

事業者からの各種報告により産業廃棄物の排出及び処理状況の把握に努めているが、廃棄物の不法投棄や野焼き行為等の不適正処理は依然として後を絶たなく、周辺的生活環境への影響が心配される場合もある。廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、監視活動強化の一環として委託パトロールの実施、不法投棄に関する情報を迅速に得るため関係団体（郵便局、タクシー、ガス、電力、電話）と廃棄物の不法投棄に関する情報提供の覚書を交わしている。また、産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対し、廃棄物の適正処理や施設の適切な維持管理の監視指導やセミナー等の啓発事業を行っている。

5. ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物

PCB 廃棄物対策については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、保管事業者から毎年保管及び処分状況等の届出を受理し、立入検査等により適正な保管等に関する指導を行っている。また、市内事業者等が保管する PCB 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社又は無害化処理認定施設等において処分が必要であるため、定められた期間内の早期適正処理に向けた周知啓発・調査及び指導を行っている。

第2節 土砂対策事業

1. 概要

本市では、宅地開発行為等により土砂等の搬入が盛んに行われてきたことから、不適正な土地の埋立て、盛土等による災害の発生を防止することを目的に、昭和57年に「船橋市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例」を制定した。

しかし、県下の埋立事業において、有害物質が検出され、土壌汚染や地下水汚染のおそれが生じたことから、千葉県では土壌汚染の規制を含むいわゆる「残土条例」を平成10年1月より施行し埋立事業等における規制を行ってきた。

平成15年4月1日の中核市移行に伴い、新たに土壌汚染の規制を加えて全面改正した「船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、宅地開発や農地転用等に伴う埋立て事業を中心に年間20件程度の許可を行ってきた。その後、顕在化した諸課題に対応するとともに、不適正な事業者を排除する規定等を整備するため平成27年12月28日に条例の一部を改正し、平成28年4月1日に施行した。

この条例改正により、「事業区域面積が500㎡以上の土地の埋立て、盛土、一時堆積事業に加え、土砂等の容積500㎥以上の事業も許可対象に追加」、「事業者責任を強化するとともに土地所有者の事業に関わる責任を強化」、「不適正な事業者の排除のための欠格要件・土地所有者の同意等を許可基準に追加」、「事業の譲受けを許可対象に追加」、「許可の取消し等処分規定の追加」、「事業者が暴力団員等に関する欠格事由に該当するか否かの県警本部への意見聴取規定の追加」などの規定の整備を図った。

また、無許可で埋立事業等を行った者や、許可条件等に違反した者に対しては、土砂等の撤去等の措置命令や違反の事実、違反内容等の公表、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金等の罰則が規定されている。

第3節 自動車リサイクル対策事業

1. 概要

使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来解体業者や破碎業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきた。

しかし、産業廃棄物最終処分場の逼迫、最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の低迷等により従来のリサイクルシステムが機能不全に陥りつつあったことから、平成14年7月12日に使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）が制定され、平成17年1月1日より完全施行された。

自動車リサイクル法では、自動車のリサイクルをする上で障害となっているフロン類・エアバッグ・シュレッターダスト（解体・破碎後に残る廃棄物）の処理費用を、自動車所有者が負担し、自動車製造業者等が使用済自動車の引き取り・リサイクル・適正処理を行うことにより、不法投棄などの不適正処理の防止を図ることを目的とした。

自動車リサイクル法の規定により、使用済自動車の引き取り、フロン類回収を業として行おうとする者は市長に登録が、又、解体、破碎等を業として行おうとする者は市長の許可を受けなければならない。

なお、リサイクル料金については、新車購入時に支払うこととなり、各自動車メーカー等が車種別に設定している。

○令和 5 年度産業廃棄物等許可事業者の許可状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）			
産業廃棄物収集運搬業		積替え保管有	4 者
		積替え保管無	6 者
産業廃棄物処分業	中間処理		1 6 者
	最終処分		0 者
特別管理産業廃棄物収集運搬業		積替え保管有	0 者
		積替え保管無	1 者
特別管理産業廃棄物処分業	中間処理		1 者
	最終処分		0 者
産業廃棄物処理施設設置者（15条施設）			16 者

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	
使用済自動車引取業	4 3 者
使用済自動車フロン類回収業	5 者
使用済自動車解体業	2 者
使用済自動車破砕業	1 者

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（産廃条例）	
小規模産業廃棄物処理施設設置者	6 者

○令和 5 年度産業廃棄物等に係る届出・許可申請等の件数

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	
産業廃棄物多量排出事業者届出	1 0 1 件
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	5, 0 3 7 件
産業廃棄物処理業変更届出	2 8 件
特別管理産業廃棄物処理業変更届出	0 件
産業廃棄物収集運搬業の許可申請	1 件
特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請	0 件
産業廃棄物処分業の許可申請	3 件
特別管理産業廃棄物処分業の許可申請	0 件
産業廃棄物処理施設の許可申請	0 件
有害使用済機器保管等届出書	0 件

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（産廃条例）	
小規模産業廃棄物処理施設の許可申請	0 件

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管状況届出	1 0 1 件

船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（土砂条例）	
土砂等の埋立て等に関する許可申請	7 件

○令和 5 年度廃棄物不適正処理に係る指導及び行政処分の状況

野焼き	6 6 件
不法投棄	2 1 6 件
出動等件数	3 7 8 件

産業廃棄物処理業の取消処分	0 件
産業廃棄物処理施設の取消処分	0 件

第 4 章 し尿処理・浄化槽事業

第1節 し尿の収集

処理別人口表

令和6年4月1日現在

区 分		人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)
総 人 口 及 び 世 帯 数		6 4 7, 5 9 7	3 1 7, 3 4 1
し 尿 収 集	定額制	5 9 6	3 1 4
	従量制	7 0 5	3 7 1
浄 化 槽 処 理		8 8, 9 2 5	4 9, 6 1 8
公 共 下 水 道 接 続		5 5 7, 1 1 9	2 6 6, 9 8 6

※浄化槽処理人口：総人口－（し尿収集人口＋公共下水道接続人口）

し尿収集・処理量の推移

年 度	収集量 (k l)	増 減 (k l)	前年比 (%)
令和2年度	3,304	△354	－
令和3年度	2,992	△312	△9.4
令和4年度	2,726	△266	△8.8
令和5年度	2,461	△265	△9.7

第2節 し尿等の処理

西浦処理場

所在地	西浦1丁目4番1号
処理能力	180kl/日
処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理設備
敷地面積	10,723㎡
建築延床面積	5,244㎡
建築構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨構造）、地下1階・地上2階
受入貯留設備	細目スクリーン＋繊維除去装置＋スクリーンプレス
膜分離高負荷生物脱窒素処理設備	RU式し尿膜分離高負荷処理方式
高度処理設備	凝集膜分離＋活性炭吸着処理
汚泥処理設備	脱水
脱臭設備	高濃度臭気：薬液洗浄 中濃度臭気：薬液洗浄＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着
稼働年月日	平成11年4月1日

西浦処理場車両保有状況

令和6年4月1日現在

車種	積載量	用途	台数
ダンピングフォークリフト	0.9t		1台
ライトバン	0.4t	事務連絡用	1台

し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

(単位：kl)

年度	形態別収集量		合計
	し尿	浄化槽汚泥	
令和2年度	3,304	47,560	50,864
令和3年度	2,992	42,610	45,602
令和4年度	2,726	41,035	43,761
令和5年度	2,461	38,930	41,391

第3節 浄化槽事業

本市においては、公共下水道が整備されていない区域の生活排水の処理は、浄化槽によって行っている。浄化槽が正常な機能を発揮し、その放流水が適正な水質を維持するためには、適切な維持管理が必要であり、法的にも設置者に義務づけられている。

そこで、啓発する浄化槽パンフレットを作成するなど、設置者への周知を図っているほか、随時指導等を行っている。令和6年4月1日現在、22,857基の浄化槽を電子台帳にて管理している。

また、本市は千葉県の重要な水がめである印旛沼や閉鎖性水域である東京湾が流域となっており、水質汚濁の大きな原因である生活排水対策を推進するため、し尿のみを処理する単独処理浄化槽や汲み取り便所から、し尿及び生活雑排水の処理に加えて窒素等も除去できる高度処理型合併処理浄化槽へ転換設置する場合に補助金を交付している。

さらに、浄化槽保守点検業者に対しては条例に基づく登録制度を、また、浄化槽清掃業者に対しては浄化槽法に基づく許可制度を通じて指導を行っている。

これまでの浄化槽事務に関する経緯は下記のとおりとなっている。

浄化槽事業の沿革

年 度	事 業 の 内 容
昭和 60 年度	浄化槽法の施行
昭和 63 年度	し尿と家庭雑排水を併せて処理できる合併処理浄化槽の設置者への補助事業を開始
平成 13 年度	浄化槽法の一部改正により、し尿のみを処理する単独処理浄化槽新設の禁止
平成 15 年度	中核市の移行に伴い、浄化槽法に関する事務が千葉県から本市へ移譲 浄化槽保守点検業の登録、浄化槽の設置や維持管理に係る条例・規則・要綱等が整備され、浄化槽の適正管理の指導等を市独自で総合的に行う体制が確立される
平成 16 年度	単独処理浄化槽からの転換に対する上乗せ補助（撤去費補助）、窒素またはリンを除去するタイプの高度処理型合併処理浄化槽の設置に対する補助を新設
平成 17 年度	浄化槽法の一部改正により、同法の目的に公共用水域の水質の保全が明記され、放流水に係る水質基準が設定される。
平成 19 年度	汲み取り便所からの転換に対する上乗せ補助（撤去費補助）を追加
平成 21 年度	印旛沼や東京湾のさらなる生活排水対策の推進のため、高度処理型合併処理浄化槽のみに補助対象を限定
平成 24 年度	新築住宅への高度処理型合併処理浄化槽の設置が一般化したため、単独浄化槽及び汲み取り便所からの転換設置に補助を限定
平成 26 年度	建て替え新築に伴う転換設置の場合にも補助対象を拡大
平成 27 年度	環境部の組織改革により、浄化槽事務は環境衛生課から廃棄物指導課に移管
令和元年度	浄化槽法の一部改正により、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を通じた浄化槽の管理の向上を図るためとして特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対する措置制度が創設 転換設置（建て替えを伴う場合は除く）に伴う配管工事に対する上乗せ補助を追加
令和 4 年度	環境部の組織改革により、浄化槽事務は廃棄物指導課から環境保全課に移管

令和 5 年度	建て替え新築に伴う転換設置の場合の補助対象浄化槽を高度窒素除去能力を有する浄化槽のみに限定
---------	---

浄化槽設置基数の推移

(令和6年4月1日現在)

年度	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	合 計	増減基数
令和2年度	12,625	11,081	23,706	△1,211
令和3年度	12,443	10,461	22,904	△802
令和4年度	12,844	10,325	23,169	265
令和5年度	12,936	9,921	22,857	△312

令和5年度浄化槽清掃件数及び汚泥収集量

(令和6年4月1日現在)

許 可 業 者	清 掃 件 数		汚泥収集量(1)	
	年間(件)	月間平均	年間(1)	月間平均
(公社) 船橋市清美公社	2,595	216	7,821,020	651,752
(株) ヒット	1,620	135	5,666,070	472,173
(株) エイケン	4,697	391	12,744,500	1,062,042
船橋興産(株)	3,101	258	12,565,060	1,047,088
合 計	12,013		38,796,650	

令和5年度浄化槽清掃業者

(令和6年4月1日現在)

許 可 業 者	住 所	従事者数 (人)	講習会修了者 (人)
(公社) 船橋市清美公社	船橋市潮見町16番7	39	2
(株) ヒット	船橋市宮本8丁目42番4号	20	1
(株) エイケン	船橋市米ヶ崎町729番地	11	8
船橋興産(株)	船橋市高瀬町31番地2	16	2

船橋市浄化槽保守点検業者の登録数

(令和6年4月1日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登 録 数	154	143	139	135

合併処理浄化槽設置補助の実績

		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
区分	人槽	補助基数 (基)	補助金額 (千円)	補助基数 (基)	補助金額 (千円)	補助基数 (基)	補助金額 (千円)	補助基数 (基)	補助金額 (千円)
転換	5	3	1062	3	1062	5	1,770	4	1,416
	7	-	-	1	387	1	387	1	387
	10	-	-	-	-	-	-	-	-
小計		3	1,062	4	1,449	6	2,157	5	1,803
転換 上乗せ		内 2	780	内 2	960	内 4	1,920	内 5	1,980
合 計		3	1,842	4	2,409	6	4,077	5	3,783

浄化槽法第 7 条・11 条検査受検率

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
7 条検査 (%)	72.6	77.4	88.9	85.7
11 条検査 (%)	13.7	14.1	15.0	14.7

※ 7 条検査：設置後検査

11 条検査：定期検査

下水道の普及

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
下水道普及率 (%)	90.0	90.4	90.9	91.8

第 5 章 生活環境事業

第1節 動物死体回収及び廃棄物処理手数料

動物死体処理は、昭和38年ごろから実施しており、当初は現在の馬込霊園用地に埋葬していたようである。動物専用炉で火葬するようになったのは、昭和49年からで、民間の火葬場の中に専用炉を設け昭和61年まで処理していた。現在は回収から処分までの全てを委託によって処理している。

犬・猫 処 理 件 数	種 別	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	犬 回 収	件	118	126	114	95
	猫 等 回 収	件	252	236	217	260
	犬 持 ち 込 み	件	146	162	155	145
	猫 等 持 ち 込 み	件	238	291	316	342
	野 良 犬 回 収	件	2	2	2	0
	野 良 猫 等 回 収	件	1,750	1,744	1,538	1,435
	野 良 犬 持 ち 込 み	件	1	0	0	0
	野 良 猫 等 持 ち 込 み	件	179	92	71	67
	合 計	件	2,686	2,653	2,413	2,344

廃 棄 物 処 理 手 数 料	種 別	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	回 収 犬	円	259,600	277,200	250,800	209,000
	回 収 猫 等	円	554,400	519,200	477,400	572,000
	持 込 犬	円	160,600	178,200	170,500	159,500
	持 込 猫 等	円	261,800	320,100	347,600	376,200
	合 計	円	1,236,400	1,294,700	1,246,300	1,316,700

第2節 公衆便所

公衆便所は、市内の利用が多く見込まれている地域に4箇所設置している。

所在等

設 置 場 所	所 在	建設／年月日	面積	建設費／円
小室駅前公衆便所	小室町	昭和60年12月1日	12.00 m ²	3,480,000
湊橋脇市民トイレ	湊町1丁目	平成3年3月8日	20.93 m ²	26,780,000
船橋駅北口市民トイレ	本町7丁目	平成3年3月30日	58.56 m ²	48,719,000
海老川橋脇市民トイレ	宮本1丁目	平成4月1月21日	5.91 m ²	21,321,000

清掃委託費

設 置 場 所	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
小室駅前公衆便所	円	659,868	659,987	659,987	704,214
湊橋脇市民トイレ	円	659,868	659,987	659,987	704,214
船橋駅北口市民トイレ	円	2,988,700	2,988,700	2,988,700	2,988,700
海老川橋脇市民トイレ	円	659,868	659,987	659,987	704,214

市民トイレの設置

平成16年8月1日より、公衆トイレの設置されていない主要駅周辺において、民間施設等のトイレを広く市民に開放してもらい、公衆トイレの代替としてふなばし市民トイレ制度を導入した。

市民トイレ報償費

設 置 場 所	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
西船橋駅北口駅前プラザビル4F	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円
京成船橋駅ショッピングセンター内	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円

第3節 雑草苦情受付処理

市民からのあき地に繁茂する雑草の苦情を受け、土地の地目・利用形態・繁茂状態等を確認後、あき地に係る雑草の除去に関する条例に基づき、所有者に文書等による雑草除去の指導等を行っている。
また、宅地のあき地の草刈りに利用する場合に限り、草刈機の貸し出しを行っている。

受付及び指導等

区 分	項 目	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受 付	件 数	件	174	123	134	153
指 導 等	件 数	件	164	101	109	124
	内 所 有 者 市 内	件	87	33	22	47
	所 有 者 市 外	件	76	59	39	77
	面 積	m ²	27,877	21,002	21,448	58,492

※受付件数と指導等件数の差＝条例指導非該当及び他課所管案件。

草刈機貸出

業 務 内 容	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
申 請 人	人	46	45	10	1
草 刈 機	件	46	45	10	1

※雑草受付及び指導件数については、令和4年度までは、指導後、完了件数で報告。
令和5年度からは、指導件数で報告。(通知を出しても回答が無いもの含む)

第6章 葬祭・霊園事業

第1節 葬 祭

船橋市には馬込斎場が整備されており、四市複合事務組合によって運営が行われている。四市複合事務組合は、昭和45年に船橋市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷町老人福祉施設組合として創立され、昭和52年に四市複合事務組合に名称を変更している。船橋市、習志野市、八千代市及び鎌ケ谷市によって組織されており、毎年、本市を含む構成市は四市複合事務組合規約に基づき分賦金の負担を行っている。なお、馬込斎場の他にしおかぜホール茜浜（習志野市茜浜）の運営も四市複合事務組合によって行われている。

馬込斎場は昭和55年4月1日に開設され、火葬炉増設等工事を経て平成17年4月1日より火葬炉15基の運用が行われ、令和3年3月には大規模改修工事を着工し令和5年2月に完了している。また、しおかぜホール茜浜は、平成29年7月に建築工事を着工し令和元年10月8日より供用を開始している。

＜参考＞四市複合事務組合 馬込斎場・しおかぜホール茜浜利用状況

(件)

内 訳	斎場	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
式 場	馬 込 斎 場	851	0	0	888
	し お か ぜ ホ ー ル 茜 浜	459	965	1,007	735
祭 壇	馬 込 斎 場	533	0	0	631
	し お か ぜ ホ ー ル 茜 浜	315	682	673	499
火 葬	馬 込 斎 場	6,259	3,922	4,293	6,182
	し お か ぜ ホ ー ル 茜 浜	4,151	6,758	7,437	6,206

※馬込斎場は令和3年度及び令和4年度に大規模改修工事を行ったため、式場及び祭壇の利用を停止した。

第2節 霊園事業

1. 霊園

(1) 船橋市馬込霊園は、祖先の霊が安住する聖域として、戦後間もない昭和25年11月14日に開設された。

その後、市勢の伸展にともない、昭和38年には第1次拡張事業を実施し、昭和43年には第2次拡張事業、昭和53年には第3次拡張事業を行った。

さらに、市民の墓地需要に応えるため、第4次拡張事業として46,463㎡、4,410区画を決定し、平成7年度から始められた工事は、平成15年度で全て完了した。

現在では、総面積283,563㎡、21,751区画の規模となった。

経緯

使用開始年	敷地面積 ㎡	区 画
昭和26年度（開設）	42,822	普通 1,356
昭和39年度（第1次拡張）	15,157	普通 1,285
昭和44年度（第2次拡張）	72,836	普通 5,880
昭和55年度（第3次拡張）	99,533	芝生 1,527
		普通 6,492
平成2年度	6,752	芝生 478
		普通 323
平成7年度（第4次拡張）	46,463	芝生 4,410
	（内 訳）	
	7年度	芝生 731
	8年度	芝生 1,281
	10・11年度	芝生（洋型・和型） 575
	12年度	芝生 458
	13年度	芝生 270
	14年度	芝生 358
	15年度	芝生 340
	16年度	芝生 200
	17年度	芝生 197

(2) 船橋市習志野霊園は、荒廃していた旧陸軍基地用地を、当時使用していた北習志野開拓農業協同組合の要望もあり、墓地公園として整備するため、昭和44年3月に大蔵省より無償貸付を受けた。同時に隣接地1,990㎡の用地買収を行い、昭和45年に整備を完了し「船橋市習志野霊園」として昭和46年5月から使用を開始した。

使用開始年	面積 ㎡	区 画
昭和45年	7,955	普通 685

2. 霊堂

(1) 船橋市馬込霊堂は、市民の墓地需要に応えるために、墓地に代わる収蔵施設として平成4年8月10日に千葉県知事の許可を得て、馬込霊園内に平成5年3月30日に建設した。

(2) 船橋市習志野霊堂は、習志野霊園管理事務所の老朽化による建替にともない、敷地の有効利用と市民の墓地需要に応えるために、墓地に代わる収蔵施設として平成5年12月28日に千葉県知事の許可を得て霊園管理事務所と併設し、平成6年3月10日に建設した。

霊 堂 名	面 積 m ²	収 蔵 基 数
馬 込 霊 堂	200.02	1,000
習志野霊堂（含事務所）	249.85	300

3. 参考資料 土地利用（馬込・習志野）

	馬込 m ²	習志野 m ²	合計面積 m ²	利用率 %
墓 地	102,281	2,740	105,021	36.0
納 骨 堂	638	368	1,006	0.3
緑 地	85,259	2,596	87,855	30.1
道 路	69,172	2,154	71,326	24.5
公 園	1,048	0	1,048	0.4
駐 車 場	6,491	0	6,491	2.2
調 整 池	15,696	0	15,696	5.4
そ の 他	2,978	97	3,075	1.1
合 計	283,563	7,955	291,518	100.0

第 7 章 資 料

1. 手数料の改正経過等

(1) 一般廃棄物処理手数料（ごみ関係）

根拠条例：船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例

区 分	事業活動に伴って生じた廃棄物処理手数料	
昭和 47 年 4 月 1 日～ 昭和 51 年 3 月 31 日	1 キログラム	1 円
昭和 51 年 4 月 1 日～ 昭和 52 年 3 月 31 日	1 キログラム	2 円
区 分	事業活動に伴って生じた廃棄物処理手数料	
	月の搬入量 8 千キログラム未満	月の搬入量 8 千キログラム以上
昭和 52 年 4 月 1 日～ 昭和 57 年 3 月 31 日	1 キログラム 2 円	1 キログラム 6 円
昭和 57 年 4 月 1 日～ 昭和 61 年 3 月 31 日	1 キログラム 3 円	1 キログラム 9 円
昭和 61 年 4 月 1 日～ 平成 04 年 3 月 31 日	1 キログラム 4 円	1 キログラム 12 円
平成 04 年 4 月 1 日～ 平成 08 年 4 月 30 日	1 キログラム 6 円	1 キログラム 14 円
区 分	事業活動に伴って生じた一般廃棄物処理手数料	
平成 08 年 5 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 31 日	1 キログラム	17 円
平成 22 年 4 月 1 日～ 現 在	1 キログラム	20 円

※平成 4 年 4 月 1 日以降は上記の手数料に消費税相当額（10 円未満切捨）を加算

(2) 一般廃棄物処理手数料（し尿関係）

根拠条例：船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例

区 分	定額制			従量制	
	回数料金		人頭割料金	回数料金	従量料金
	3 人以下の世帯	4 人以上の世帯	世帯人数		
昭和 52 年 4 月 ～ 昭和 61 年 3 月	1 回目 130 円 2 回目以降 1 回につき 260 円	1～2 回目 130 円 3 回目以降 1 回につき 260 円	世帯人員 (2 才以上) 1 人につき 165 円	月 2 回まで 1 回につ き 130 円 3 回目以降 1 回につ き 260 円	10 L につ き 45 円
昭和 61 年 4 月 ～	1 回目 155 円 2 回目以降 1 回につき 310 円	1～2 回目 155 円 3 回目以降 1 回につき 310 円	世帯人員 (2 才以上) 1 人につき 200 円	月 2 回まで 1 回につ き 155 円 3 回目以降 1 回につ き 310 円	10 L につ き 54 円

※平成 4 年 4 月 1 日以降は上記の手数料に消費税相当額（10 円未満切捨）を加算

(3) 永代使用料

昭和 39 年 03 月 30 日	特 別 区 8, 000 円／m² 第 一 区 6, 000 円／m² 第 二 区 4, 000 円／m² 第 三 区 2, 500 円／m²
昭和 45 年 04 月 30 日改正	<馬込霊園> 特 別 区 40, 000 円／m² 第 一 区 30, 000 円／m² 第 二 区 21, 000 円／m² 第 三 区 14, 000 円／m² <習志野霊園> 11, 000 円／m²
昭和 54 年 12 月 25 日改正	<馬込霊園> ・普通墓地 第 一 種 75, 000 円／m² 第 二 種 65, 000 円／m² 第 三 種 55, 000 円／m² 第 四 種 50, 000 円／m² ・芝生墓地 50, 000 円／m² <習志野霊園> 50, 000 円／m²
平成 07 年 09 月 29 日改正	270, 000 円／m ²

(4) 霊園管理料

昭和 39 年 06 月 02 日	100 円／㎡／年
昭和 51 年 03 月 31 日改正	200 円／㎡／年
昭和 61 年 03 月 31 日改正	市内居住者 600 円／㎡／年 市外居住者 900 円／㎡／年
平成 03 年 12 月 26 日改正	管理料に消費税相当額（10 円未満切捨）を加算 （平成 4 年 4 月 1 日から）
平成 07 年 09 月 29 日改正	市内居住者 900 円／㎡／年 市外居住者 1,350 円／㎡／年 上記管理料に消費税相当額（10 円未満切捨）を加算
平成 24 年 06 月 28 日改正	市内居住者 945 円／㎡／年 市外居住者 1,417 円／㎡／年 ※管理料（1 ㎡当り）を消費税相当額を含む表示に改正
平成 26 年 03 月 28 日改正	市内居住者 972 円／㎡／年 市外居住者 1,458 円／㎡／年
平成 31 年 3 月 29 日改正 （令和元年 10 月 1 日施行）	市内居住者 990 円／㎡／年 市外居住者 1,485 円／㎡／年
令和元年 12 月 25 日改正 （令和 3 年 4 月 1 日施行）	市内居住者 1,220 円／㎡／年 市外居住者 1,830 円／㎡／年

(5) 霊堂使用料

平成 05 年 03 月 31 日	市内居住者 4,000 円／箇所／年 市外居住者 6,000 円／箇所／年 上記使用料に消費税相当額（10 円未満切捨）を加算
平成 24 年 06 月 28 日改正	市内居住者 4,200 円／箇所／年 市外居住者 6,300 円／箇所／年 ※使用料を消費税相当額を含む表示に改正
平成 26 年 03 月 28 日改正	市内居住者 4,320 円／箇所／年 市外居住者 6,480 円／箇所／年
平成 31 年 3 月 29 日改正 （令和元年 10 月 1 日施行）	市内居住者 4,400 円／箇所／年 市外居住者 6,600 円／箇所／年
令和元年 12 月 25 日改正 （令和 3 年 4 月 1 日施行）	市内居住者 5,180 円／箇所／年 市外居住者 7,770 円／箇所／年

○船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例

平成20年 3 月31日

条例第14号

改正 平成21年 3 月31日条例第12号
平成23年 3 月31日条例第 8 号
平成24年12月28日条例第72号
平成26年 3 月28日条例第 1 号
平成30年 3 月30日条例第28号
平成31年 3 月29日条例第 1 号
平成31年 3 月29日条例第14号

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例

船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年船橋市条例第 6 号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第 1 条—第 7 条）

第2章 廃棄物の減量及び資源化（第 8 条—第11条）

第3章 廃棄物の適正処理（第12条—第24条）

第4章 事業用の建築物等における廃棄物の減量、資源化及び適正処理（第25条—第30条）

第5章 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等（第31条—第35条）

第6章 市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格（第36条）

第7章 廃棄物減量等推進審議会等（第37条・第38条）

第8章 手数料等（第39条—第41条）

第9章 雑則（第42条—第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等による廃棄物の減量、資源化及び適正な処理を図るために必要な事項を定めることにより、循環型社会の構築、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物及び規則で定める有価物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 資源化 再使用、再生利用及び熱回収をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等による廃棄物の減量及び資源化を推進するとともに、適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量及び資源化に関する市民の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

4 市は、廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、一般廃棄物の発生を抑制し、その分別排出を徹底するとともに、再生品の使用及び不用品の活用を図ること等により、自ら一般廃棄物の減量及び資源化（熱回収を除く。）に努めなければならない。

- 2 市民は、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。
(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等による廃棄物の減量及び資源化に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(相互協力)

第6条 市、市民及び事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等による廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関し、相互に協力し、及び連携しなければならない。

- 2 市は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等による廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する施策を実施するに当たっては、必要に応じて、他の地方公共団体、関係機関等に協力を求め、又はこれらのものと連携を図るものとする。

(計画の告示)

第7条 市長は、法第6条第1項の一般廃棄物の処理に関する計画を定めたときは、告示するものとする。

- 2 市長は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第8条第1項の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めたときは、告示するものとする。
- 3 前2項の規定により告示した計画を変更したときは、その都度告示するものとする。

第2章 廃棄物の減量及び資源化

(市が行う廃棄物の減量及び資源化)

第8条 市は、資源化をすることができる物（以下「資源物」という。）の分別収集及び一般廃棄物処理施設における資源物の回収を積極的に行うこと等により、一般廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。

- 2 市は、廃棄物の発生を抑制し、物品の調達に際して再生品を使用すること等により、自ら廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。

(資源回収業者等への協力要請及び支援)

第9条 市は、資源化を促進するため、資源回収等を業とする者に必要な協力を求めるとともに、その者を支援するよう努めるものとする。

(市民が行う廃棄物の減量及び資源化)

第10条 市民は、資源物の分別を行うとともに、資源化を促進するための自主的な活動に参加し、協力すること等により、一般廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。

- 2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、一般廃棄物の減量及び資源化並びに生活環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めるとともに、商品の購入等に際しては、これを持ち運ぶための手提袋を持参すること等により、レジ袋（店舗、事業所等において、商品を持ち運ぶために、無償又は有償で譲渡されるプラスチック製の手提袋をいう。以下同じ。）の使用の抑制に努めなければならない。

(事業者が行う廃棄物の減量及び資源化)

第11条 事業者は、資源物の分別の徹底を図ること等により、事業系廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等、廃棄物の発生を抑制に必要な措置を講ずるとともに、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）、再生部品（同条第5項に規定する再生部品をいう。）及び再生品を利用するように努めなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、包装、容器等の過剰な使用を抑制するとともに、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等を回収するための方策を講ずること等により、当該包装、容器等に係る廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。
- 4 事業者は、レジ袋の使用の抑制に努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

(家庭系廃棄物の定期収集)

第12条 土地又は建築物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、市が行う家庭系廃棄物の定期収集を受けようとするときは、家庭系廃棄物を収集する場所（以下「ごみ収集ステーション」という。）に当該家庭系廃棄物を排出しなければならない。ただし、占有者等が家庭系廃棄物をごみ収集ステーションに排出することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 占有者等は、家庭系廃棄物の排出に当たっては、当該家庭系廃棄物を分別するとともに、飛散し、又は流出しないように規則で定める方法により収納し、かつ、指定された日時に排出する等適正にこれを行わなければならない。

3 占有者等は、第15条第1項に規定する規則で定める家庭系廃棄物については、ごみ収集ステーションに排出してはならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（平30条例28・一部改正）

（ごみ収集ステーション）

第13条 ごみ収集ステーションを設置しようとするものは、あらかじめ市長に届け出るものとする。この場合において、ごみ収集ステーションを設置するに当たっては、規則で定める基準を遵守するものとする。

2 ごみ収集ステーションを使用する者は、相互に協力して、常に当該ごみ収集ステーションを清潔に保つよう努めなければならない。

（収集又は運搬の禁止等）

第14条 市長又は市長が指定した者以外の者は、ごみ収集ステーションに排出された家庭系廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市長又は市長が指定した者以外の者が前項の規定に違反して、家庭系廃棄物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、当該命令に従わない者に意見を述べる機会を与えた上で、その事実を公表することができる。

（申込みによる戸別収集）

第15条 市長は、家庭系廃棄物のうち、ごみ収集ステーションでの収集に支障がある物で規則で定めるものについては、占有者等からの申込みにより戸別に収集を行う。

2 占有者等は、前項に規定する家庭系廃棄物を排出しようとするときは、規則で定める方法により適正にこれを行わなければならない。

（動物の死体）

第16条 占有者等は、当該土地又は建築物内の動物の死体を自ら処分することが困難なときは、速やかに市長に申し込まなければならない。

（事業系一般廃棄物の処理）

第17条 事業者は、事業系一般廃棄物を自らの責任において生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら処分しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら処分することができないときは、市長が指定する場所に運搬しなければならない。

3 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分することができないときは、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

（一般廃棄物の自己処理の基準）

第18条 占有者等又は事業者は、一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条及び第4条の2に定める基準に準じて処理しなければならない。

（適正処理困難物の指定等）

第19条 市長は、製品、容器等が一般廃棄物となった場合において、市におけるその適正な処理が困難となる物を適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

（排出禁止物）

第20条 占有者等は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、特別管理一般廃棄物に指定されている物及び次に掲げる物で規則で定めるものを排出してはならない。

- (1) 有害性物質を含む物
- (2) 危険性のある物
- (3) 著しく悪臭を発する物
- (4) 容積、重量又は長さが著しく大きい物
- (5) 資源化を促進することが必要と認められる物
- (6) 市で処理できない物
- (7) その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められる物

2 占有者等は、前項に規定する家庭系廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(市が処理する産業廃棄物)

第21条 法第11条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができる固形状のもので、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内として規則で定めるものとする。

(搬入の許可)

第22条 市の設置した一般廃棄物処理施設に廃棄物を搬入しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、規則で定める受入基準に従わなければならない。

3 市長は、前項に規定する受入基準に従わない者に対し、第1項の許可を取り消し、又は当該廃棄物の搬入を拒否することができる。

(土地等の適正管理)

第23条 土地若しくは建築物の所有者又は占有者等は、当該土地又は建築物にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地若しくは建築物の所有者又は占有者等は、当該土地又は建築物に一般廃棄物が捨てられたときは、当該一般廃棄物を撤去するよう努めるものとする。

3 土地若しくは建築物の所有者又は占有者等は、当該土地又は建築物を生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある状態にしてはならない。

(土地等の適正管理に関する改善勧告)

第24条 市長は、前条第3項の規定に違反していると認める者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第4章 事業用の建築物等における廃棄物の減量、資源化及び適正処理

(事業用の建築物の所有者等における減量、資源化及び適正処理)

第25条 事業用の建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に努めなければならない。

2 事業用の建築物の占有者は、当該建築物から生じる事業系廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関し、当該建築物の所有者に協力しなければならない。

(事業系一般廃棄物等の保管場所の設置)

第26条 事業用の建築物の所有者又は当該建築物を建築しようとする者（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知（以下「建築確認申請等」という。）を要する者をいう。以下同じ。）は、当該建築物又はその敷地内に、事業系一般廃棄物及び資源物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）を建築しようとする者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系一般廃棄物及び資源物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物を建築しようとする者は、当該保管場所について、あらかじめ規則で定めるところにより市長と協議しなければならない。

(廃棄物管理責任者の選任)

第27条 事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の所有者以外で当該事業用大規模建築物の管理のすべてについて権限を有する者（以下「事業用大規模建築物の所有者等」という。）は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(減量等計画書の作成)

第28条 事業用大規模建築物の所有者等は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

（事業用大規模建築物に関する改善勧告）

第29条 市長は、事業用大規模建築物を建築しようとする者が第26条第2項の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の所有者等が前2条の規定のいずれかに違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物を建築しようとする者又は当該事業用大規模建築物の所有者等に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（共同住宅等の建築に当たっての協議）

第30条 規則で定める共同住宅等を建築しようとする者又は建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、ごみ収集ステーションに関する事項について、あらかじめ規則で定めるところにより市長と協議しなければならない。

第5章 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等

（縦覧等の対象となる施設）

第31条 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

（平23条例8・一部改正）

（縦覧の場所及び期間）

第32条 市長は、前条各号に定める施設に係る生活環境影響調査をしたときは、調査書を公衆の縦覧に供する旨を告示し、規則で定める場所において告示の日から起算して30日間、当該調査書を縦覧に供するものとする。

（意見書の提出）

第33条 前条の規定により市長が調査書を縦覧に供したときは、当該施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の公衆の縦覧に供する旨の告示の日から、同条に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日を経過する日までに生活環境の保全上の見地からの意見書を市長に提出することができる。

（環境影響評価との関係）

第34条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は千葉県環境影響評価条例（平成10年千葉県条例第26号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前2条に規定する手続を経たものとみなす。

（他の市町村との協議）

第35条 市長は、施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に調査書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

第6章 市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格

（平24条例72・追加）

第36条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の

理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として規則で定める者

（平24条例72・追加、平31条例14・一部改正）

第7章 廃棄物減量等推進審議会等

（平24条例72・旧第6章繰下）

（廃棄物減量等推進審議会）

第37条 一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する事項その他市長が必要があると認める事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、法第5条の7第1項の規定により船橋市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 事業者
- (3) 廃棄物処理業者
- (4) 民間団体の代表者
- (5) その他市長が必要があると認める者

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（平24条例72・旧第36条繰下）

（廃棄物減量等推進員）

第38条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、法第5条の8第1項の規定により船橋市廃棄物減量等推進員を委嘱する。

（平24条例72・旧第37条繰下）

第8章 手数料等

（平24条例72・旧第7章繰下）

（廃棄物の処理手数料）

第39条 市が行う廃棄物の処理に関し、占有者等又は事業者から徴収する手数料の額は、次に掲げるところにより算定した額（第2号から第5号までの手数料については、その額に100分の10を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額）とする。

(1) 動物の死体の処理

ア 市が収集、運搬及び処分をするとき 1体につき 2,200円

イ 市長が指定する場所へ搬入をするとき 1体につき 1,100円

(2) し尿の収集

ア 世帯構成人員に応じた排出量であると認められる一般家庭（定額制）

（ア）回数割 2歳以上の者が3人以下の世帯は月1回及び4人以上の世帯は月2回まで1回につき 155円

（イ）超過回数割 2歳以上の者が3人以下の世帯で月1回及び4人以上の世帯で月2回を超えるとき1回につき 310円

（ウ）人頭割 2歳以上の者1人1月につき 200円

イ 店舗、事業所、学校、寮、アパート等で定額制を採用することが不適当なもの（従量制）

（ア）回数割 月2回まで1回につき 155円

（イ）超過回数割 月2回を超えるとき1回につき 310円

（ウ）処理量割 10リットルにつき 54円

（3）直接搬入の浄化槽汚泥の処理 180リットルにつき 45円

（4）事業活動に伴って生じた一般廃棄物（動物の死体、し尿及び浄化槽汚泥を除く。）又は第21条の規定により指定された産業廃棄物を市長が指定する一般廃棄物処理施設へ搬入をするとき 1キログラムにつき 20円

（5）家庭から排出される粗大ごみ（おおむね20リットル以上の大きさの固形物及び金属の塊で規則で定めるものをいう。）の処理

ア 市が収集、運搬及び処分をするとき 1キログラムにつき 34円を基準とし、品目別に1,400円を超えない範囲で規則で定める額

イ 市の一般廃棄物処理施設に搬入をする場合

（ア）1回の搬入が15キログラム未満のとき 150円

（イ）1回の搬入が15キログラム以上のとき （ア）の額に15キログラム以上の部分について10キログラムにつき150円を加えた額

（平21条例12・一部改正、平24条例72・旧第38条繰下、平26条例1・平31条例1・一部改正）

（し尿の収集手数料の納期）

第40条 し尿の収集に係る手数料の納期は、次のとおりとする。

第1期（2月・3月分） 4月8日から5月末日まで

第2期（4月・5月分） 6月8日から7月末日まで

第3期（6月・7月分） 8月8日から9月末日まで

第4期（8月・9月分） 10月8日から11月末日まで

第5期（10月・11月分） 12月8日から翌年1月末日まで

第6期（12月・翌年1月分） 翌年2月8日から3月末日まで

2 市長は、特別な事情がある場合において前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（平24条例72・旧第39条繰下）

（手数料の減免）

第41条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、手数料を減免することができる。

（平24条例72・旧第40条繰下）

第9章 雑則

（平24条例72・旧第8章繰下）

（報告の徴収）

第42条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要があると認める者に対し、廃棄物の処理に関して必要な報告を求めることができる。

（平24条例72・旧第41条繰下）

（立入調査）

第43条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、占有者等又は事業者その他必要があると認める者の土地又は建築物に立ち入り、廃棄物の処理に関し必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（平24条例72・旧第42条繰下）

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例72・旧第43条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（以下「新条例」という。）第26条の規定はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築確認申請等又は建築基準法第6条の2第1項の確認済証の交付に係る申請（以下「指定確認検査機関への申請」という。）をする者について適用し、新条例第30条の規定は施行日以後に建築確認申請等若しくは指定確認検査機関への申請（施行日前の同法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係る申請に係る施行日以後の建築確認申請等又は指定確認検査機関への申請を除く。）をする者又は同号に規定する道路の位置の指定に係る申請をする者について適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正前の船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定により置かれている船橋市廃棄物減量等推進審議会は、施行日において新条例第36条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第6条第3項の規定により委嘱されている船橋市廃棄物減量等推進審議会の委員である者は、施行日において新条例第36条第3項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 5 この条例の施行の際現に行われている旧条例第16条の規定による届出（粗大ごみ又はし尿に係るものに限る。）は新条例第15条第1項の申込みと、旧条例第16条の規定による届出（動物の死体に係るものに限る。）は新条例第16条の規定による申込みとみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第17条第1項の規定により許可を受けている者は、施行日に新条例第22条第1項の規定により許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間は、施行日におけるその者に係る旧条例第17条第1項の規定による許可の有効期間の残存期間と同一の期間とし、同条第2項の規定により付された条件は、なおその効力を有する。
- 7 施行日前の旧条例第19条の廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。
- 8 施行日前の旧条例第20条第1項のし尿の収集に係る手数料の納期については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第21条の規定により受けている手数料の減免の決定は、平成20年12月31日までの間は、施行日において新条例第40条の規定により受けた手数料の減免の決定とみなす。
- 10 この条例の施行の際現に受けている新条例第12条第1項の家庭系廃棄物の定期収集に相当するものに係る当該家庭系廃棄物の収集場所は、新条例第13条第1項の規定による届出を行ったごみ収集ステーションとみなす。

附 則（平成21年3月31日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に搬入された事業活動に伴って生じた廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日条例第8号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第72号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 27 第34条の規定による改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の規定は、施行日以後のし尿の収集に係る手数料及び施行日以後に納付される粗大ごみに係る手数料について適用し、施行日前のし尿の収集に係る手数料及び施行日前に納付された粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月30日条例第28号）

この条例は、平成30年10月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日条例第 1 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

（船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 30 第32条の規定による改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の規定は、施行日以後のし尿の収集に係る手数料及び施行日以後に納付される粗大ごみに係る手数料について適用し、施行日前のし尿の収集に係る手数料及び施行日前に納付された粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月29日条例第14号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

○船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則

平成20年 6 月30日

規則第73号

改正 平成21年 3 月25日規則第 7 号
平成23年 1 月25日規則第 6 号
平成24年 2 月 2 日規則第 4 号
平成24年 9 月25日規則第166号
平成25年 3 月29日規則第28号
平成25年 9 月 3 日規則第93号
平成26年 9 月30日規則第102号
平成27年 3 月31日規則第35号
平成28年 3 月31日規則第71号
平成30年 9 月28日規則第92号
平成30年12月14日規則第112号
平成31年 3 月29日規則第31号

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則

船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年船橋市規則第23号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（平成20年船橋市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（有価物）

第2条 条例第2条第2項第1号の規則で定める有価物は、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、紙パック、雑がみその他の市長が定める物とする。

（平30規則92・一部改正）

（定期収集に係る家庭系廃棄物の収納方法）

第3条 条例第12条第2項の規則で定める方法は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる方法とする。

（ごみ収集ステーションの設置基準）

第4条 条例第13条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。ただし、道路状況等から市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 市の収集業務及び周辺交通の支障とならない場所及び構造であること。
- (2) おおむね10世帯から20世帯までごとに1か所とすること。ただし、共同住宅等の敷地内に設置する場合を除く。

（収集又は運搬の禁止等）

第5条 条例第14条第1項の市長が指定した者は、次のとおりとする。

- (1) 市と収集運搬に係る委託契約を締結している者
- (2) その他市長が必要があると認める者

2 条例第14条第2項の規定による命令は、収集運搬行為禁止命令書（第1号様式）により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所及び出張所の掲示場に掲示するとともに、市広報に掲載して行うものとする。

- (1) 違反した者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 違反の日時及び場所
- (3) 違反に供された車両の登録番号
- (4) 違反の内容
- (5) 禁止命令の内容
- (6) 条例第14条第3項の意見の内容
- (7) その他市長が必要があると認める事項

（申込みによる戸別収集）

第6条 条例第15条第1項の規則で定めるものは、粗大ごみ及びし尿とする。

（条例第15条第2項の規則で定める方法）

第7条 粗大ごみを排出しようとする者は、別に定めるところにより市長に申し込み、第26条第1項第2号の規定による船橋市粗大ごみ処理券の交付を受けなければならない。

2 粗大ごみを排出しようとする者は、当該粗大ごみに前項の船橋市粗大ごみ処理券を貼付して、指定された日時及び場所に排出しなければならない。

3 前項の場合において、粗大ごみを排出しようとする者が高齢者、障害者等であつて、その排出しようとする粗大ごみを同項の指定された場所に自ら排出することができず、かつ、当該高齢者、障害者等の同居者又は協力者による排出が困難なときは、別に定める方法によるものとする。

(平25規則28・一部改正)

第8条 し尿の収集を受けようとする者は、別に定める方法により市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みの内容を変更し、又はし尿の収集を中止しようとするときは、その旨を速やかに市長に申し出なければならない。

(適正処理困難物の指定)

第9条 市長は、条例第19条第1項の規定により適正処理困難物を指定したときは、告示するものとする。

(排出禁止物)

第10条 条例第20条第1項の規則で定めるものは、別表第2に掲げるとおりとする。

(搬入の許可)

第11条 条例第22条第1項の規定により、廃棄物の搬入の許可を受けようとする者は、船橋市廃棄物搬入許可申請書(第2号様式)により、市長に申請しなければならない。ただし、臨時的に搬入の許可を受けようとする者は、別に定める方法によるものとする。

2 条例第22条第3項の規定による許可の取消しを受けた者は、当該取消しを受けた日から1年を超えない範囲で市長が定める期間内においては、許可の申請をすることができない。

3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは船橋市廃棄物搬入許可書(第3号様式)を当該申請をした者に交付する。

4 条例第22条第1項の許可を受けた者が、別に定める軽微な事項について変更をしようとするときは、船橋市廃棄物搬入許可変更届(第4号様式)により、市長に届け出なければならない。

(廃棄物の受入基準)

第12条 条例第22条第2項の規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

(1) 本市の区域内で発生した廃棄物であること。ただし、災害その他の特別な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(2) 特別管理一般廃棄物に指定されている物及び別表第2に掲げる物を除去してあること。

(3) 廃棄物を適正に分別し、市長が指示する一般廃棄物処理施設へ搬入すること。

(4) 廃棄物の性状に応じ、あらかじめ切断し、こん包する等必要な措置を講じていること。

(5) その他市長の指示に従い搬入すること。

(勧告書)

第13条 条例第24条及び第29条の規定による勧告は、勧告書(第5号様式)により行うものとする。

(事業用大規模建築物)

第14条 条例第26条第2項の事業用の大規模建築物で規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(2) 前号に定めるもののほか、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。)が3,000平方メートル以上の建築物

ア 興行場、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場

イ 店舗又は事務所

ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校以外の学校(研修所を含む。)

エ ホテル又は旅館

(3) その他市長が必要があると認めるもの

(事業系一般廃棄物等の保管場所の設置基準)

第15条 条例第26条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業系一般廃棄物及び資源物(以下「事業系一般廃棄物等」という。)の種類及び排出量に応じて、分別して保管できるようにすること。

- (2) 事業系一般廃棄物等が相互に混入しないようにすること。
- (3) 事業系一般廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭を発散しないようにすること。
- (4) 雨水及び事業系一般廃棄物から生ずる汚水等により、資源物が汚染されないようにすること。
- (5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 事業系一般廃棄物等の搬入、搬出等に支障のないようにすること。

(事業系一般廃棄物等の保管場所設置協議書)

第16条 条例第26条第2項の規定による協議をしようとする者は、事業系一般廃棄物等の保管場所設置協議書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 構造図
- (5) その他市長が必要があると認める書類
(廃棄物管理責任者選任等届出書)

第17条 条例第27条の規定による届出は、廃棄物管理責任者選任等届出書(第7号様式)により、選任又は変更後速やかに行うものとする。

(事業系一般廃棄物減量等計画書)

第18条 条例第28条の規定による計画書の提出は、事業系一般廃棄物減量等計画書(第8号様式)により、毎年6月末日までに行わなければならない。

(共同住宅等の建築)

第19条 条例第30条の規則で定める共同住宅等を建築しようとする者は、計画住戸が4以上の共同住宅又は長屋を建築しようとする者とする。

(ごみ収集ステーションに関する協議書)

第20条 条例第30条の規定による協議をしようとする者は、ごみ収集ステーションに関する協議書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) その他市長が必要があると認める書類

2 前項の協議によりごみ収集ステーションを設置するに当たっては、別に定める基準を遵守するものとする。

(縦覧の告示)

第21条 条例第32条の規定による告示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 縦覧に供する場所、期間及び時間
- (7) 意見書の提出先及び提出期限
- (8) その他市長が必要があると定める事項

(縦覧の場所)

第22条 条例第32条の規則で定める場所は、次のとおりとする。

- (1) 船橋市環境部資源循環課
- (2) 生活環境影響調査を実施した地域内で、市長が指定する場所
- (3) その他市長が必要があると定める場所

(平27規則35・一部改正)

(技術管理者の資格)

第23条 条例第36条第11号の規則で定める者は、一般財団法人日本環境衛生センターが行う廃棄物処理

施設技術管理者講習その他これに類するものとして市長が認めるものを修了した者とする。

(平25規則28・追加)

(し尿収集手数料の算定基準)

第24条 し尿収集手数料の算定の基礎となる世帯構成員は、月の初日現在において当該世帯に同居する2歳以上の者とする。

(平25規則28・旧第23条繰下)

(粗大ごみの種別及び処理の額)

第25条 条例第39条第5号の規則で定めるもの及び同号アの規則で定める額は、別表第3のとおりとする。

(平25規則28・旧第24条繰下・一部改正)

(粗大ごみ処理手数料の徴収方法)

第26条 条例第39条第5号アに規定する粗大ごみを市が収集、運搬及び処分するときの手数料(以下「市収集の粗大ごみ処理手数料」という。)の徴収は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 市収集の粗大ごみ処理手数料は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により市収集の粗大ごみ処理手数料の徴収の事務の委託を受けた者(以下「徴収受託者」という。)に納入するものとする。

(2) 徴収受託者は、市収集の粗大ごみ処理手数料を徴収したときは、船橋市粗大ごみ処理手数料納入券・船橋市粗大ごみ処理手数料領収書・船橋市粗大ごみ処理券(第10号様式)のうち船橋市粗大ごみ処理手数料領収書・船橋市粗大ごみ処理券の部分を市収集の粗大ごみ処理手数料を納入した者に交付するものとする。

2 条例第39条第5号イに規定する粗大ごみを市の一般廃棄物処理施設に搬入するときの手数料の徴収は、搬入の都度行うものとする。

(平21規則7・一部改正、平25規則28・旧第25条繰下・一部改正)

(廃棄物処理手数料の徴収の特例)

第27条 廃棄物処理手数料について事業者ごとの搬入量が判別できない場合においては、搬入者から徴収することができる。

(平25規則28・旧第26条繰下)

(手数料の減免)

第28条 市長は、条例第39条第1号、第2号又は第5号に掲げる手数料を納付すべき占有者等が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者の属する世帯であるときは、当該手数料を免除する。

2 市長は、条例第39条第2号に掲げる手数料を納付すべき占有者等の属する世帯の構成員が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該占有者等が納付すべき手数料から当該該当する者に係る手数料相当額を減額することができる。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所が重度の知的障害と判定した者又は千葉県療育手帳制度実施要綱(昭和62年千葉県要綱)に規定する療育手帳の交付を受けた者で、同要綱別表障害程度の基準に定める最重度若しくは重度の障害を有するもの

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、かつ、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級又は2級に該当する障害を有するもの

(3) 引き続き6月以上寝たきりの状態にある65歳以上の者

3 前2項に規定する者以外の者が条例第41条の規定により手数料の減免を受けようとするときは、廃棄物処理手数料減免申請書(第11号様式)により市長に申請しなければならない。ただし、洪水、地震、火災等の災害で、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、その旨

を廃棄物処理手数料減免可否決定通知書（第12号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（平21規則7・一部改正、平25規則28・旧第27条繰下・一部改正、平26規則102・一部改正）

（身分証明書）

第29条 条例第43条第2項の証明書は、身分証明書（第13号様式）とする。

（平25規則28・旧第28条繰下・一部改正）

（環境指導員）

第30条 市長は、廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する指導を行わせるため、環境指導員を置くことができる。

2 環境指導員は、市の職員であって、環境衛生業務に相当の経験を有する者又は適格と認められる者の中から市長が任命する。

3 環境指導員は、船橋市環境指導員身分証明書（第14号様式）を携帯し、廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する指導を行おうとするときは、関係人にこれを提示しなければならない。

（平25規則28・旧第29条繰下）

（補則）

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平25規則28・旧第30条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に行われている改正前の船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第8条第1項に規定する許可申請は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第11条第1項に規定する許可申請とみなす。

3 平成20年4月1日から施行日までの間における旧規則第7条の規定により事業系一般廃棄物減量化及び再資源化計画書を作成し、市長に提出しなければならないとされていた者に対する新規則第18条の規定の適用については、同条中「毎年6月末日」とあるのは、「平成20年9月末日」とする。

4 この規則の施行の際現に行われている旧規則第20条第3項に規定する減免申請は、施行日において新規則第27条第3項に規定する減免申請とみなす。

5 この規則の施行の際現に旧規則第29条の規定により環境指導員として任命されている者は、施行日において新規則第29条の規定による環境指導員として任命されたものとみなす。

6 平成26年3月31日までの間における第28条第1項の規定の適用については、同項中「世帯」とあるのは、「世帯（同条第2号に掲げる手数料に係る場合にあっては、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の一部を改正する告示（平成25年厚生労働省告示第174号）により、保護又は支援給付を廃止された世帯を含む。）」とする。

（平25規則93・追加）

7 平成31年3月31日までの間における第28条第1項の規定の適用については、同項中「世帯」とあるのは、「世帯（条例第39条第2号に掲げる手数料に係る場合にあっては、平成30年厚生労働省告示第317号による生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の一部改正により、保護又は支援給付を廃止された世帯を含む。）」とする。

（平30規則112・追加）

附 則（平成21年3月25日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第25条第1項第2号並びに第27条第1項及び第2項の改正規定 公布の日

(2) 別表第3の改正規定及び次項の規定 平成21年4月1日

（経過措置）

2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に改正前の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則第7条第1項の規定による申込みを受けている粗大ごみに係る改正後の廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 1 月25日規則第 6 号）
この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 2 月 2 日規則第 4 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則第 7 条第 1 項の規定による申込みを受けている粗大ごみに係る改正後の廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 9 月25日規則第166号）
この規則は、平成24年10月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日規則第28号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に交付されている第 1 条の規定による改正前の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第13号様式の規定による身分証明書は、第 1 条の規定による改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第13号様式の規定による身分証明書の交付を新たに受けるまでの間においては、同様式の規定による身分証明書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の規則第14号様式の規定による船橋市環境指導員身分証明書は、改正後の規則第14号様式の規定による船橋市環境指導員身分証明書の交付を新たに受けるまでの間においては、同様式の規定による船橋市環境指導員身分証明書とみなす。

附 則（平成25年 9 月 3 日規則第93号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の規定は、平成25年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成26年 9 月30日規則第102号）
この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日規則第35号）
この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第71号）
この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 9 月28日規則第92号）
この規則は、平成30年10月 1 日から施行する。

附 則（平成30年12月14日規則第112号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の規定は、平成30年10月 1 日から適用する。

附 則（平成31年 3 月29日規則第31号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 趣味・スポーツ・レジャー用品の項の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則（別表第 3 趣味・スポーツ・レジャー用品の項の改正規定を除く。）による改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の規定は、平成31年10月 1 日以後に納付される粗大ごみに係る手数料について適用し、同日前に納付された粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

別表第1

（平23規則 6 ・ 平24規則166 ・ 平30規則92 ・ 一部改正）

区分	摘要	収納の方法
可燃ごみ	ちゅうかい 厨 芥 類、紙くず、木くず、繊維	市長が収納に適すると認めた袋に収納する。

		くず、ゴムくず及びプラスチック類等で焼却処理に適するもの（資源ごみ又は有価物に該当するものを除く。）	
不燃ごみ		陶磁器類、ガラスくず、乾電池及び小型家電製品類等	市長が収納に適すると認めた袋に収納する。
資源ごみ	ビン	飲食料用及び化粧品用のガラス製の瓶	市がごみ収集ステーションに配布する収納袋に収納する。
	カン・金属類	スチール缶、アルミ缶、金属容器及び小型金属製品等	市がごみ収集ステーションに配布する収納袋に収納する。
	ペットボトル	飲料、しょうゆその他容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成7年厚生省令第61号）第2条の表7の項に規定する環境大臣が定める商品を充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器	市がごみ収集ステーションに配布する収納袋に収納する。
有価物		第2条の規定により市長が定める物	別に定める方法による。

備考 条例第12条第1項ただし書に該当する場合における資源ごみの収納の方法については、この表の規定にかかわらず、市長が適当と認める方法によることができる。

別表第2

（平21規則7・平24規則4・一部改正）

区分	品目
1 有害性物質を含む物	農薬 殺虫剤 有毒性のある薬品の容器 強酸性の物質 強アルカリ性の物質
2 危険性のある物	揮発油（ガソリン、塗料等） 灯油 ガスボンベ 火薬類 バッテリー 廃油類
3 著しく悪臭を発する物	汚物 汚泥
4 容積、重量又は長さが著しく大きい物	ピアノ 電子オルガン オルガン 耐火金庫 解体していない建物設備（浴槽、便器、太陽熱温水器等） 強化プラスチック製スポーツ用品（サーフボード、トレーニングマシン等） 強化プラスチック製用品（バンパー、カウル、エアロパーツ等）
5 資源化を促進することが必要と認められる物	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物 廃パーソナルコンピュータ（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の1の項上欄に定めるパーソナルコンピュータが一般廃棄物となったものをいう。） 廃二輪自動車 廃原動機付自転車 廃消火器 廃FRP船 廃インクカートリッジ（印刷機の部品又は附属品で一般廃棄物となったものに限る。）
6 市で処理できない物	コンクリート製品（ブロック、ガラ等） レンガ 瓦 タイル 土 砂 石 大型木材 廃タイヤ 廃スプリングマットレス
7	その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められる物

別表第3

（平21規則7・平24規則4・平31規則31・一部改正）

種目	品目	区分等	金額
電気・ガス・石油器具	アンテナ		340円
	映像・音響機器（単体のもの。ラジカセ、ビデオデッキ、アンプ、チューナー、CDプレーヤー等）		340円

	加湿器		340円
	ガスコンロ	コンロが2口までのもの	340円
		コンロが3口以上のもの	680円
	換気扇		340円
	瞬間湯沸器		340円
	照明器具		340円
	食器乾燥機		340円
	ステレオ又はカラオケセ ット	卓上型のもの	340円
		床置き型のもの	680円
	ストーブ（ファンヒータ ーを含む。）	通常型のもの	340円
		FF型のもの	680円
	扇風機		340円
	調理機器（炊飯器、ホッ トプレート、オーブン、 餅つき器等）		340円
	電気こたつ	長辺が1m未満のもの	340円
	電子レンジ		680円
	ワードプロセッサ（本 体・キーボードを含む。）		340円
	布団乾燥機		340円
	プリンター	卓上型のもの	340円
	ホットカーペット	面積が3畳までのもの	340円
	ミシン	卓上型のもの	340円
		卓上型以外のもの	1,350円
家具・寝具・ 建具	衣装箱（カラーボックス、 茶箱等）	プラスチック製のもの。2個まで	340円
		プラスチック製以外のもの	340円
	いす（いす、座いす、ベン チ等）	1人用のもの。2脚まで	340円
		2人以上のもの	340円
		電動式のもの	1,350円
	カーテンレール	長さが2m以下のもの。5本まで	340円
	ござ	3枚まで	340円
	座布団（クッションを含 む。）	5枚まで	340円
	敷物（カーペット、じゅ たん等）	面積が3畳までのもの	340円
	収納家具（タンス、本棚、 鏡台、サイドボード、食 器棚、オーディオラック、 テレビ台等）	長辺が1m未満のもの	340円
		長辺が1m以上で短辺が1m未満のもの	680円
		長辺が1m以上1.5m未満で短辺が1m以上のもの	1,010円
		長辺が1.5m以上で短辺が1m以上のもの	1,350円
		プラスチック製のもの	340円
	すだれ	5枚まで	340円
	洗面化粧台		1,350円
	ソファ	1人用のもの	680円
		2人以上のもの	1,010円
	建具	障子、網戸、ふすま等。2枚まで	340円
		雨戸、サッシ等	340円
	テーブル（机、ちゃぶ台、 ワゴン、家具調こたつ等）	長辺が1m未満のもの	340円
		長辺が1m以上で短辺が1m未満のもの	680円

		長辺が1m以上で短辺が1m以上のもの	1,010円
	ドア（扉、門扉等）	金属製以外のもの	340円
		金属製のもの	680円
	布団	3枚まで	340円
	ブラインド	長さが2m以下のもの。2本まで	340円
	ベッド（スプリングマットを除く。）	ベビーベッド、簡易ベッド等	340円
		シングルベッド	1,010円
		ダブル・セミダブル・2段ベッド等	1,350円
趣味・スポーツ・レジャー用品	ギター		340円
	クーラーボックス		340円
	ゴルフクラブ（ゴルフバッグを含む。）	1セットまで	340円
	スキーキャリア	1セット	340円
	スキー板（ストックを含む。）	1セット	340円
	ダンベル又は鉄アレイ※	重量が15kg未満のもの	340円
	テント	1セット	340円
	ヘルメット		340円
その他	一輪車（運搬用）		680円
	犬小屋	長辺が1m未満のもの	680円
		長辺が1m以上のもの	1,010円
	乳母車		340円
	枝木又は丸太	長さが1.5m以下で直径20cm以下のもの	340円
	脚立		340円
	作業用具類（くわ、スコップ、ほうき等）		340円
	自転車	車輪が3輪までのもの（一輪車を含む。）	340円
		電動補助機の付いたもの	680円
	水槽	長辺が1m未満のもの	340円
		長辺が1m以上のもの	680円
	スーツケース		340円
	タイヤチェーン※	金属製のもの	340円
	チャイルドシート		340円
	漬け物石※	重量が15kg未満のもの	340円
	トタン板又は波板	長辺が2m以下で短辺が1m以下のもの。3枚まで	340円
	パイプ又はポール	長さが2m以下のものを直径20cm以下に束ねたもの	340円
	ベニヤ板	長辺が2m以下で短辺が1m以下のもの	340円
	ベビーバス		340円
	ヘルスメーター		340円
	ホースリール（ホースを含む。）		340円
	ポリタンク	容量20リットル以上のもの	340円
	ポンプ※	重量が15kg未満のもの	340円
	モーター※	重量が15kg未満のもの	340円
	物置	鉄製の0.5坪以下のものであって解体済のもの	1,350円
	物干し竿	3本まで	340円

上記に記載のない品目	物干し台	石無しのもの	340円
		石付きのもの	680円
	重量が15kg未満のもの		340円
	重量が15kg以上25kg未満のもの		680円
	重量が25kg以上35kg未満のもの		1,010円
	重量が35kg以上のもの		1,350円

備考

- 1 上記の品目のうち、20リットル用不燃ごみ袋で排出が容易なものを除く。ただし、※印の品目及びこれに類するものは、この限りでない。
- 2 上記の品目には、機能、形態等が類似した品物を含むものとする

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成15年 3 月13日

規則第 5 号

改正 平成15年11月28日規則第144号
平成16年 3 月31日規則第40号
平成17年 3 月28日規則第 4 号
平成20年 3 月31日規則第21号
平成20年 6 月30日規則第75号
平成23年 3 月31日規則第27号
平成24年 7 月 6 日規則第116号
平成30年 3 月30日規則第13号
令和元年12月13日規則第37号
令和 2 年 9 月 7 日規則第102号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

目次

第1章 総則（第 1 条）

第2章 一般廃棄物

第1節 一般廃棄物処理業（第 2 条—第 8 条）

第2節 一般廃棄物処理施設（第 9 条—第35条）

第3章 産業廃棄物

第1節 産業廃棄物の処理に関する報告の徴収（第36条—第39条）

第2節 再生利用業（第40条—第46条）

第3節 産業廃棄物処理施設（第47条—第48条の 2）

第4章 雑則（第49条—第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平30規則13・一部改正）

第2章 一般廃棄物

（平20規則75・改称）

第1節 一般廃棄物処理業

（平20規則75・追加）

（一般廃棄物処理業の許可申請）

第2条 法第 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第 2 項の規定により許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可（許可の更新）申請書（第 1 号様式）により市長に申請しなければならない。

2 法第 7 条第 6 項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は同条第 7 項の規定により許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可（許可の更新）申請書（第 2 号様式）により市長に申請しなければならない。

（平20規則75・追加）

（一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請）

第3条 法第 7 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（第 3 号様式）により市長に申請しなければならない。

（平20規則75・追加）

（一般廃棄物処理業の許可申請に係る添付書類等）

第4条 前 2 条の規定により申請する者（以下「申請者」という。）は、申請書に次に掲げる書類及び

図面を添付するものとする。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること。）を証する書類
- (4) 一般廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- (5) 当該事業を行うに足る知識及び技能を説明する書類
- (6) 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (7) 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し（本籍又は国籍の記載のあるものに限る。以下同じ。）並びに法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (8) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (9) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (10) 申請者が法人である場合には、直前3年（法第7条第2項又は第7項の規定により許可の更新を申請する場合には、直前2年）の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税及び市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年（法第7条第2項又は第7項の規定により許可の更新を申請する場合には、直前2年）の所得税及び市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (12) その他市長が必要があると認める書類

（平20規則75・追加、平23規則27・平24規則116・平30規則13・令元規則37・一部改正）

（一般廃棄物処理業の許可証の交付等）

第5条 市長は、法第7条第1項の許可又は法第7条の2第1項の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証（第4号様式）を交付する。

2 市長は、法第7条第6項の許可又は法第7条の2第1項の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証（第5号様式）を交付する。

（平20規則75・追加）

（一般廃棄物処理業の廃止又は変更の届出）

第6条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、法第7条の2第3項の規定により一般廃棄物処理業の廃止又は変更の届出をするときは、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書（第6号様式）により行わなければならない。

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 省令第2条の6第1項第1号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあってはその住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人にあってはその定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 省令第2条の6第1項第2号イからハまでに掲げる事項の変更の場合には、当該変更に係る者がそれぞれ法第7条第5項第4号イからチまでに該当しない者であることを誓約する書面及び当該変更に係る者の住民票の写し並びに同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (3) 省令第2条の6第1項第3号に掲げる事項又は住所（事務所又は事業場の所在地である場合に限る。）の変更の場合には、変更後の事務所又は事業場の案内図
- (4) 省令第2条の6第1項第4号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する第4条第2号及び第3号に規定する書類及び図面

（平20規則75・追加、平30規則13・令元規則37・一部改正）

（一般廃棄物処理業の帳簿）

第7条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、法第7条第15項に規定する帳簿には、省令第2条の5第1項の表に規定するもののほか、収集又は運搬に係る受入先ごとの量、受入料金、処分に係る受入料金等受託に係る事項を記載し、又は記録するものとする。

(平20規則75・追加)

(一般廃棄物処理業に係る実績の報告)

第8条 一般廃棄物収集運搬業者は、前月の実績について、毎月10日までに一般廃棄物収集運搬実績報告書（第7号様式）により市長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物処分業者は、前月の実績について、毎月10日までに一般廃棄物処分業実績報告書（第8号様式）により市長に提出しなければならない。

(平20規則75・追加、平30規則13・一部改正)

第2節 一般廃棄物処理施設

(平20規則75・追加)

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第9条 法第8条第2項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（第9号様式）とする。

(平20規則75・旧第2条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置等の許可)

第10条 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証（第10号様式）を交付する。

(平20規則75・旧第3条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第11条 省令第4条の4第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（第11号様式）とする。

(平20規則75・旧第4条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査)

第12条 市長は、法第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第8条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めたときは、廃棄物処理施設使用前検査済証（第12号様式）を交付する。

(平20規則75・旧第5条繰下・一部改正)

(定期検査の申請)

第13条 省令第4条の4の2に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書（第13号様式）とする。

(平23規則27・追加)

(定期検査結果の通知)

第14条 市長は、法第8条の2の2第1項の検査を行ったときは、定期検査結果通知書（第14号様式）を交付する。

(平23規則27・追加)

(特定一般廃棄物最終処分場の状況等の報告)

第15条 省令第4条の17に規定する報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（第15号様式）とする。

(平20規則75・旧第6条繰下・一部改正、平23規則27・旧第13条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第16条 省令第5条の3第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（第16号様式）とする。

(平20規則75・旧第7条繰下・一部改正、平23規則27・旧第14条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第17条 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（第17号様式）とする。

(平20規則75・旧第8条繰下・一部改正、平23規則27・旧第15条繰下・一部改正)

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第18条 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項に規定する届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書（第18号様式）とする。

(平20規則75・旧第9条繰下・一部改正、平23規則27・旧第16条繰下・一部改正)

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第19条 省令第5条の5の2第1項及び第5条の10の2第1項に規定する申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(第19号様式)とする。

(平20規則75・旧第10条繰下・一部改正、平23規則27・旧第17条繰下・一部改正)

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第20条 市長は、法第9条第5項の規定により一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条第3項に規定する技術上の基準に適合していることについて確認をしたときは、廃棄物最終処分場廃止確認証(第20号様式)を交付する。

(平20規則75・旧第11条繰下・一部改正、平23規則27・旧第18条繰下・一部改正)

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第21条 省令第5条の5の5第1項に規定する申請書は、熱回収施設設置者認定申請書(第21号様式)とする。

(平23規則27・追加)

(熱回収施設の認定証)

第22条 市長は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(第22号様式)を交付する。

(平23規則27・追加)

(認定熱回収施設設置者に係る休業等届出)

第23条 政令第5条の5の規定による届出は、熱回収施設休業等届出書(第23号様式)により行うものとする。

(平23規則27・追加)

(認定熱回収施設の熱回収に関する報告)

第24条 省令第5条の5の11の規定による報告は、熱回収報告書(第24号様式)により行うものとする。

(平23規則27・追加)

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第25条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(第25号様式)により行うものとする。

(平20規則75・旧第12条繰下・一部改正、平23規則27・旧第19条繰下・一部改正)

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の確認の通知)

第26条 法第9条の3第4項ただし書(同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知は、一般廃棄物処理施設確認通知書(第26号様式)により行うものとする。

(平20規則75・旧第13条繰下・一部改正、平23規則27・旧第20条繰下・一部改正)

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の工事完了の報告)

第27条 法第9条の3第1項又は第8項の規定により一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出をした者は、一般廃棄物処理施設に係る工事が完了したときは、速やかに、一般廃棄物処理施設設置(変更)工事完了報告書(第27号様式)により市長に報告しなければならない。

(平20規則75・旧第14条繰下・一部改正、平23規則27・旧第21条繰下・一部改正)

(市の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第28条 第20条の規定は、市の設置に係る一般廃棄物の最終処分場について準用する。この場合において、同条中「法第9条第5項」とあるのは「法第9条の3第11項において読み替えて準用する法第9条第5項」と読み替えるものとする。

(平20規則75・旧第15条繰下・一部改正、平23規則27・旧第22条繰下・一部改正)

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第29条 省令第5条の8第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(第28号様式)とする。

(平20規則75・旧第17条繰下・一部改正、平23規則27・旧第24条繰下・一部改正、令元規則37・旧第30条繰上)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第30条 省令第5条の11第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(第29号様式)とする。

2 前項に規定する申請書には、一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けることを証する書類を添付するものとする。

(平20規則75・旧第18条繰下・一部改正、平23規則27・旧第25条繰下・一部改正、令元規則37・旧第31条繰上)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可)

第31条 市長は、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けを許可したときは、廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証(第30号様式)を交付する。

(平20規則75・旧第19条繰下・一部改正、平23規則27・旧第26条繰下・一部改正、令元規則37・旧第32条繰上)

(合併又は分割の認可の申請)

第32条 省令第5条の12第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設合併・分割認可申請書(第31号様式)とする。

(平20規則75・旧第20条繰下・一部改正、平23規則27・旧第27条繰下・一部改正、令元規則37・旧第33条繰上・一部改正)

(合併又は分割の認可)

第33条 市長は、法第9条の6第1項の規定により許可施設設置者である法人の合併又は分割を認可したときは、合併・分割認可証(第32号様式)を交付する。

(平20規則75・旧第21条繰下・一部改正、平23規則27・旧第28条繰下・一部改正、令元規則37・旧第34条繰上)

(相続の届出)

第34条 省令第6条第1項に規定する届出書は、相続届出書(第33号様式)とする。

(平20規則75・旧第22条繰下・一部改正、平23規則27・旧第29条繰下・一部改正、令元規則37・旧第35条繰上)

(一般廃棄物処理施設の維持管理状況の報告)

第35条 一般廃棄物処理施設の設置者又は管理者(法第9条の3第1項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者をいう。)は、当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況を毎日記録し、毎年1月から3月までの分を4月10日までに、4月から6月までの分を7月10日までに、7月から9月までの分を10月10日までに、10月から12月までの分を翌年の1月10日までに、一般廃棄物処理施設維持管理報告書(第33号様式の2)又はこれに代わる書類として市長が認める書類により市長に報告しなければならない。

(令元規則37・追加)

第3章 産業廃棄物

第1節 産業廃棄物の処理に関する報告の徴収

(多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び実施の状況の報告)

第36条 法第12条第9項に規定する産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画は、別に定めるところにより作成するものとする。

2 省令第8条の4の6に規定する報告書には、別に定める書類を添付するものとする。

(平20規則75・旧第23条繰下、平23規則27・旧第30条繰下・一部改正)

(特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の報告)

第37条 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、変更し、又は廃止した日から30日以内に特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更・廃止)報告書(第34号様式)を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、特別管理産業廃棄物管理者の資格を証する書類を添付するものとする。

(平20規則21・全改、平20規則75・旧第24条繰下・一部改正、平23規則27・旧第31条繰下・一部改正、令元規則37・一部改正)

(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画及び実施の状況の報告)

第38条 法第12条の2第10項に規定する特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画は、別に定めるところにより作成するものとする。

2 省令第8条の17の3に規定する報告書には、別に定める書類を添付するものとする。

(平20規則75・旧第25条繰下、平23規則27・旧第32条繰下・一部改正)

(産業廃棄物処分業に係る実績の報告)

第39条 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年6月30日までに、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分実績報告書(第35号様式)を市長に提出し、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業に係る実績を報告しなければならない。

(平20規則75・旧第26条繰下・一部改正、平23規則27・旧第33条繰下・一部改正、平30規則13・一部改正)

第2節 再生利用業

(再生利用業の指定申請等)

第40条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した再生利用業指定申請書(第36号様式)により市長に申請しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者
- (2) 事業の範囲
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 産業廃棄物の取引関係を記載した書類
- (3) 業務の委託関係を記載した書類
- (4) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (5) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (6) 当該申請をした者が前号に掲げる施設の所有権(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原)を有することを証する書類
- (7) 当該申請をした者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (8) 当該申請をした者が個人である場合には、住民票の写し
- (9) 履歴を記載した書類(法人にあっては、業務の経歴及び役員の履歴を記載した書類)
- (10) その他市長が必要があると認める書類及び図面

(平17規則4・一部改正、平20規則75・旧第27条繰下・一部改正、平23規則27・旧第34条繰下・一部改正、平30規則13・一部改正)

(再生利用業の事業範囲の変更の認定申請等)

第41条 指定を受けた者(以下「再生利用指定業者」という。)は、指定に係る事業の範囲の変更をしようとするときは、市長の認定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、再生利用業変更認定申請書(第37号様式)に前条各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係るものを添付するものとする。

(平20規則75・旧第28条繰下・一部改正、平23規則27・旧第35条繰下・一部改正)

(指定の期限等)

第42条 指定及び前条第1項の認定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(平20規則75・旧第29条繰下、平23規則27・旧第36条繰下)

(指定証の交付)

第43条 市長は、指定をし、又は第41条第1項の規定による認定をしたときは、再生利用業指定証(第38号様式。以下「指定証」という。)を交付する。

(平20規則75・旧第30条繰下・一部改正、平23規則27・旧第37条繰下・一部改正)

(再生利用業に係る変更の届出)

第44条 再生利用指定業者は、第40条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる事項について変更をしたときは、当該変更の日から10日(法人で同項第1号又は第3号に掲げる事項について変更をした場合にあっては、30日)以内に再生利用業変更届出書(第39号様式)により、市長に届け出なければならない。

ない。

(平20規則75・旧第31条繰下・一部改正、平23規則27・旧第38条繰下・一部改正、平30規則13・令元規則37・一部改正)

(再生利用業の廃止の届出)

第45条 再生利用指定業者は、その産業廃棄物の再生利用の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に再生利用業廃止届出書(第40号様式)により、市長に届け出なければならない。

(平20規則75・旧第32条繰下・一部改正、平23規則27・旧第39条繰下・一部改正)

(再生利用業の実績の報告)

第46条 再生利用指定業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の再生利用業に係る実績を市長に報告しなければならない。

(平20規則75・旧第33条繰下、平23規則27・旧第40条繰下)

第3節 産業廃棄物処理施設

(産業廃棄物処理施設に係る準用規定)

第47条 第12条、第20条、第30条第2項及び第31条の規定は産業廃棄物処理施設について、第33条及び第34条の規定は産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に定める字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第12条	第8条の2第5項	第15条の2第5項
	第9条第2項	第15条の2の6第2項
	第8条第2項	第15条第2項
第20条	第9条第5項	第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項
	第1条第3項	第2条第3項
第30条第2項	前項	省令第12条の11の12第1項
第31条	第9条の5第1項	第15条の4において読み替えて準用する法第9条の5第1項
第33条	第9条の6第1項	第15条の4において読み替えて準用する法第9条の6第1項
第34条	第6条第1項	第12条の12第1項

(平15規則144・一部改正、平20規則75・旧第34条繰下・一部改正、平23規則27・旧第41条繰下・一部改正、令元規則37・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

第48条 法第15条の2の5の規定による一般廃棄物処理施設(以下「特例一般廃棄物処理施設」という。)の設置の届出は、特例一般廃棄物処理施設設置届出書(第41号様式)により行うものとする。

2 省令第12条の7の17第4項の受理書は、特例一般廃棄物処理施設設置届出受理書(第42号様式)とする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による変更又は廃止に係る届出は、特例一般廃棄物処理施設変更(廃止)届出書(第43号様式)により行うものとする。

(平16規則40・追加、平20規則75・旧第34条の2繰下・一部改正、平23規則27・旧第42条繰下・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の維持管理状況の報告)

第48条の2 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況を毎日記録し、毎年1月から3月までの分を4月10日までに、4月から6月までの分を7月10日までに、7月から9月までの分を10月10日までに、10月から12月までの分を翌年の1月10日までに、産業廃棄物処理施設維持管理報告書(第43号様式の2)又はこれに代わる書類として市長が認める書類により市長に報告しなければならない。

(令元規則37・追加)

第4章 雑則

(埋立終了の最終処分場に係る届出台帳の閲覧等)

第49条 法第19条の12第1項に規定する最終処分場の台帳は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳(第

44号様式)とする。

- 2 法第19条の12第3項の規定による閲覧の請求は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書(第45号様式)により行うものとする。

(平16規則40・一部改正、平20規則75・旧第35条繰下・一部改正、平23規則27・旧第43条繰下・一部改正、平30規則13・一部改正)

(許可証等の再交付申請等)

第50条 一般廃棄物収集運搬業許可証、一般廃棄物処分業許可証、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証、指定証、産業廃棄物収集運搬業許可証(省令様式第7号又は省令様式第7号の2)、産業廃棄物処分業許可証(省令様式第9号又は省令様式第9号の2)、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(省令様式第13号又は省令様式第13号の2)、特別管理産業廃棄物処分業許可証(省令様式第15号又は省令様式第15号の2)又は産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証(省令様式第20号)(以下「許可証等」という。)を紛失し、毀損し、又は汚損したことにより許可証等の再交付を受けようとする者は、許可証等再交付申請書(第46号様式)により、市長に申請しなければならない。

- 2 許可証等を毀損し、又は汚損したことにより再交付を受けようとする者は、前項に規定する申請書に、当該毀損し、又は汚損した許可証等を添付しなければならない。

- 3 紛失したことにより許可証等の再交付を受けた者が紛失した許可証等を発見したときは、直ちに再交付された許可証等を市長に返納しなければならない。

(平16規則40・一部改正、平20規則75・旧第36条繰下・一部改正、平23規則27・旧第44条繰下・一部改正、令元規則37・一部改正)

(許可証等の書換えによる交付等)

第51条 許可証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該許可証等の記載事項に変更が生じたときは、当該許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第7条の2第3項(法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出(事業の全部の廃止に係るものを除く。)をしたとき。
- (2) 法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により氏名又は住所(法人にあっては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更に係る届出をしたとき。
- (3) 第44条の規定による届出をしたとき。
- (4) 第45条の規定により事業の一部の廃止に係る届出をしたとき。

- 2 市長は、前項の規定による返納を受けたときは、当該変更に係る記載事項を書き換えた許可証等を当該返納した者に交付する。

(平15規則144・一部改正、平20規則75・旧第37条繰下・一部改正、平23規則27・旧第45条繰下・一部改正)

(許可証等の返納)

第52条 許可証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第7条第2項又は第7項の規定により許可が効力を失ったとき。
 - (2) 法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による事業の全部の廃止の届出をしたとき。
 - (3) 法第7条の4の規定による許可の取消しがあったとき。
 - (4) 法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出をしたとき。
 - (5) 法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は第15条の3の規定による許可の取消しがあったとき。
 - (6) 法第14条第2項若しくは第7項又は第14条の4第2項若しくは第7項の規定により許可が効力を失ったとき。
 - (7) 法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しがあったとき。
 - (8) 第42条に規定する期限の到来により指定の効力を失ったとき。
- 2 許可証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、変更前の許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第7条の2第1項、第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定による変更の許可を受け、かつ、第5条第1項若しくは第2項の規定による許可証の交付を受け、第10条の規定による一般廃棄物処理施設の設置（変更）許可証の交付を受け、又は省令第10条の2、第10条の6、第10条の14、第10条の18若しくは第12条の5の規定による許可証の交付を受けたとき。

- (2) 第41条第1項の規定による認定に係る指定証の交付を受けたとき。

（平15規則144・一部改正、平20規則75・旧第38条繰下・一部改正、平23規則27・旧第46条繰下・一部改正）

（提出書類等の部数）

第53条 法、政令、省令及びこの規則の規定により市長に提出する書類及び図面の部数は、正副各1部とする。

（平20規則75・旧第39条繰下、平23規則27・旧第47条繰下、平30規則13・一部改正）

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年11月28日規則第144号）

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第4号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第21号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1号様式、第3号様式、第5号様式から第9号様式まで、第11号様式、第13号様式から第15号様式まで、第17号様式、第19号様式、第21号様式から第24号様式まで、第26号様式から第28号様式まで、第30号様式、第32号様式及び第33号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成20年6月30日規則第75号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に調整されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成23年3月31日規則第27号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成24年7月6日規則第116号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第9号様式、第16号様式、第25号様式、第29号様式及び第33号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第13号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条、第4条第1項第5号、第6条第2項第4号及び第5号、第8条、第39条、第40条第2項第6号から第8号まで、第44条並びに第53条の改正規定並びに第20号様式、第30号様式及び第38号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月13日規則第37号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和２年９月７日規則第102号）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

○船橋市廃棄物減量等推進審議会規則

平成5年3月31日

規則第25号

改正 平成10年6月30日規則第66号

平成20年6月30日規則第74号

平成25年3月29日規則第28号

平成27年3月31日規則第36号

船橋市廃棄物減量等推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（平成20年船橋市条例第14号）第37条第5項の規定により、船橋市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平20規則74・平25規則28・一部改正)

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境部資源循環課において処理する。

(平10規則66・平27規則36・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月30日規則第66号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日規則第74号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第28号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第36号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○船橋市北部清掃工場余熱利用施設条例

平成28年 9 月26日

条例第53号

改正 平成29年 3 月30日 条例第15号

平成31年 3 月29日 条例第 1 号

船橋市北部清掃工場余熱利用施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の交流及び健康の保持増進に資するため、北部清掃工場余熱利用施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 市は、北部清掃工場余熱利用施設を設置する。

2 北部清掃工場余熱利用施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 船橋市北部清掃工場余熱利用施設

(2) 位置 船橋市大神保町1,356番地 3

(業務)

第3条 船橋市北部清掃工場余熱利用施設（以下「余熱利用施設」という。）は、次に掲げる業務を行う。

(1) 市民の交流及び健康の保持増進のための施設及び設備の提供に関すること。

(2) その他市長が必要があると認めること。

(指定管理者による管理)

第4条 余熱利用施設の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる業務に関すること。

(2) 余熱利用施設の使用の許可に関すること。

(3) 余熱利用施設の施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) その他余熱利用施設の運営に関する事務のうち、市長が必要があると認めるもの

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) 余熱利用施設の事業計画書

(2) その他規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) 事業計画書による余熱利用施設の管理が使用者の平等な使用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が余熱利用施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 余熱利用施設の管理の実施状況及び使用状況

(2) 余熱利用施設の管理に係る収支状況

(3) その他余熱利用施設の管理の実態を把握するため、市長が必要があると認める事項

(開館時間)

第9条 余熱利用施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要

があると認めるときは、市長の承認を得て開館時刻を繰り上げ、又は閉館時刻を繰り下げることができる。

2 前項ただし書の規定により開館時刻を繰り上げ、又は閉館時刻を繰り下げたときは、当該繰り上げ、又は繰り下げた時刻を規則で定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第10条 余熱利用施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て次に掲げる日の全部又は一部を開館日とすることができる。

(1) 月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項ただし書の規定により休館日の全部又は一部を開館日としたときは、当該開館日を規則で定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(使用の許可)

第11条 余熱利用施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となると認めるとき。

(4) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、余熱利用施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(意見の聴取)

第13条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くよう市長に求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(使用料)

第14条 使用者は、別表第1又は別表第2により算定した額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付制限)

第16条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用することができないときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第17条 使用者は、余熱利用施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第18条 使用者は、余熱利用施設の使用を終了したときは、使用した施設又は設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第19条 余熱利用施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

できる。

(秘密保持義務)

第20条 指定管理者及び余熱利用施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、余熱利用施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成29年3月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(船橋市北部清掃工場余熱利用施設条例の一部改正に伴う経過措置)

37 第38条の規定による改正後の船橋市北部清掃工場余熱利用施設条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料であって施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の使用に係る使用料又は施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

別表第1

個人使用

	区分	単位	金額
温浴施設及び健康浴施設	高齢者	1回	400円
		回数券（6回分）	2,000円
	一般	1回	500円
		回数券（6回分）	2,500円
	小学生・中学生	1回	250円
		回数券（6回分）	1,250円

備考

1 高齢者とは、65歳以上の者をいう。

2 一般とは、高齢者及び小学生・中学生以外の者をいう。ただし、学齢に達しない者を除く。

3 小学生・中学生とは、小学校若しくは中学校に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。

4 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、この表に掲げる額の5割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年千葉県要綱）の規定による療育手帳その他これに類するものの交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 前3号に掲げる者を介護するために使用する者

別表第2

(平29条例15・平31条例1・一部改正)

専用使用

区分	単位	金額
軽運動室	2時間	610円

備考 営利を目的として使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。

○船橋市北部清掃工場余熱利用施設条例施行規則

平成28年 9 月30日
規則第138号

船橋市北部清掃工場余熱利用施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市北部清掃工場余熱利用施設条例（平成28年船橋市条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請書等)

第2条 条例第6条の規則で定める申請書は、船橋市北部清掃工場余熱利用施設指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

2 条例第6条第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 業務計画
- (3) 管理に係る収支予算
- (4) その他管理運営に関する計画

3 条例第6条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに類するもの
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 第1項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(指定の通知)

第3条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、船橋市北部清掃工場余熱利用施設指定管理者指定通知書（第2号様式）により指定されたものに通知するものとする。

(開館時間及び休館日の変更等)

第4条 指定管理者は、条例第9条第3項の規定により臨時に開館時間を変更しようとするとき、又は条例第10条第3項の規定により臨時に休館日を変更し、若しくは休館日を設けようとするときは、船橋市北部清掃工場余熱利用施設開館時間変更等承認申請書（第3号様式）により市長の承認を受けなければならない。

(使用の手続)

第5条 船橋市北部清掃工場余熱利用施設（以下「余熱利用施設」という。）の軽運動室を使用しようとする者は、船橋市北部清掃工場余熱利用施設使用許可申請書（第4号様式）により、指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請をした者に対し使用の許可をしたときは、船橋市北部清掃工場余熱利用施設使用許可書（第5号様式。以下「許可書」という。）を交付する。

3 許可書の交付を受けた者は、余熱利用施設の軽運動室を使用するときは、これを提示し、必要な指示を受けなければならない。

4 余熱利用施設の温浴施設及び健康浴施設を使用しようとする者は、条例第14条ただし書に規定する場合を除き、その使用に係る使用料の前納（回数券の場合にあっては、その提出）をもって、その使用の許可を受けたものとみなす。

(使用の取りやめの届出)

第6条 許可書の交付を受けた者は、余熱利用施設の軽運動室の使用を取りやめようとするときは、速やかに指定管理者にその旨を届け出なければならない。

(使用者の守るべき事項)

第7条 余熱利用施設を使用する者は、余熱利用施設を使用するに当たり指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用しないこと。
- (2) 使用を許可されていない施設を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで壁、柱、扉等に貼り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (4) 許可を受けないで特別の設備をし、又は既存の設備を変更しないこと。
- (5) 騒音を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(6) 許可を受けないで余熱利用施設内において物品の展示、販売又はこれらに類似する行為をしないこと。

(7) その他余熱利用施設の管理上不適当と認められる行為をしないこと。

(使用料の減免)

第8条 条例第15条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、船橋市北部清掃工場余熱利用施設使用料減免申請書（第6号様式）により、市長に申請しなければならない。ただし、市長が当該申請書の提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、その旨を船橋市北部清掃工場余熱利用施設使用料減免可否決定通知書（第7号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(特別の設備の協議)

第9条 余熱利用施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、余熱利用施設の使用に当たり特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者と協議しなければならない。

(設備の点検)

第10条 使用者は、設備を使用しようとするときは、指定管理者の立会いの下に損傷の有無を点検しなければならない。

(原状回復の届出等)

第11条 使用者は、余熱利用施設の使用を終了し、原状に回復したときは、直ちに指定管理者に届け出て、点検を受け、その指示に従わなければならない。

(損傷等の届出)

第12条 使用者は、余熱利用施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出なければならない。

(立入りの要求)

第13条 使用者は、指定管理者が余熱利用施設の管理上の必要により使用施設の立入りを要求したときは、これを拒むことができない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 条例第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この規則の施行前においても、第2条及び第3条の規定の例により行うことができる。

○船橋市手数料条例

昭和36年 3 月30日

条例第11号

船橋市手数料条例

船橋市手数料条例（昭和22年船橋市条例第96号）の全部を改正する。

（手数料の事務及び額）

第2条 法第228条第1項に規定する標準事務のうち市が手数料を徴収する事務及びその金額は、別表第1のとおりとする。

2 法第252条の17の2第1項の規定に基づき市が処理することとされた事務のうち手数料を徴収する事務及びその金額は、別表第2のとおりとする。

3 前2項に掲げるもののほか、市が手数料を徴収する事務及びその金額は、別表第3のとおりとする。
（平12条例9・全改）

（手数料の徴収方法）

第3条 手数料は、当該手数料を徴収する事務の申請があったときに当該申請をした者から徴収する。
ただし、申請時に徴収することが不適當であると認めるときは、この限りでない。

（平12条例9・追加）

別表第1

（平12条例9・追加、平14条例41・平15条例38・平16条例12・平17条例8・平18条例7・平20条例24・平22条例34・平23条例7・平24条例10・平26条例6・平30条例27・令元条例11・一部改正）

標準事務	手数料を徴収する事務	金額（特に定めるものを除き、1件につき）
10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	147,000円
11 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	134,000円
12 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、第2項、第6項及び第7項の規定に基づく産業廃棄物処理業の許可に関する事務	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	81,000円
	2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物	73,000円

	収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	
	3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	100,000円
	4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	94,000円
13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可に関する事務	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	71,000円
	2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	92,000円
14 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項、第2項、第6項及び第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理業の許可に関する事務	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	81,000円
	2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	74,000円
	3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	100,000円
	4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	95,000円
15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定に基づく特別管	72,000円

1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可に関する事務	理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	
	2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	95,000円
16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 140,000円 イ その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 120,000円
17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 130,000円 イ その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 110,000円
18 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第60条第1項及び第2項の規定に基づく解体業の許可に関する事務	1 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	78,000円
	2 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	70,000円
19 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項及び第2項の規定に基づく破砕業の許可に関する事務	1 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	84,000円
	2 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	77,000円
20 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事	使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	67,000円

業の範囲の変更 の許可に関する 事務		
--------------------------	--	--

別表第3

(平14条例41・全改、平15条例7・平15条例30・平15条例38・平16条例1・平16条例12・平16条例35・平17条例8・平17条例53・平17条例61・平18条例35・平19条例14・平19条例29・平20条例10・平21条例6・平21条例24・平21条例32・平22条例15・平22条例29・平23条例7・平24条例10・平24条例35・平24条例82・平25条例10・平26条例1・平26条例6・平26条例39・平26条例50・平27条例11・平27条例50・平28条例41・平28条例50・平28条例54・平29条例17・平30条例27・平30条例43・平30条例55・平31条例12・令元条例32・令2条例20・令2条例37・令2条例43・一部改正)

手数料を徴収する事務	金額（特に定めるものを除き、1件につき）
89 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	20,000円
90 浄化槽清掃業の許可証の再交付	12,000円
222 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可又は同条第2項の規定に基づく許可の更新の申請に対する審査	20,000円
223 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可又は同条第7項の規定に基づく許可の更新の申請に対する審査	20,000円
224 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	20,000円
225 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可証の再交付	12,000円
226 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 130,000円 2 その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 110,000円
227 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の検査	33,000円
228 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 120,000円 2 その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 100,000円
229 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収施設の認定の申請に対する審査	33,000円
230 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収施設の認定の更	20,000円

新の申請に対する審査	
231 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	73,000円
232 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	73,000円
233 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の検査	33,000円
234 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収施設の認定の申請に対する審査	33,000円
235 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収施設の認定の更新の申請に対する審査	20,000円
236 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	73,000円
237 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	73,000円
247 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	1施設につき240,000円
248 土壌汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	1施設につき220,000円
249 土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	1施設につき220,000円
250 土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	1施設につき120,000円
251 土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	1施設につき120,000円
252 土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	1施設につき120,000円
253 使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	5,000円
254 使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第2項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	4,000円
255 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53	5,000円

条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録 の申請に対する審査	
256 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53 条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録 の更新の申請に対する審査	4,000円

○船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例

平成16年3月31日

条例第19号

改正 令和3年3月29日条例第13号

船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例

船橋市ポイ捨て防止条例（平成10年船橋市条例第23号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、路上喫煙、ポイ捨て及びごみの散乱の防止に関して、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、路上喫煙、ポイ捨て等防止重点区域（以下「重点区域」という。）における禁止行為その他の必要な事項を定めることにより、もって清潔、安全及び快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) 路上喫煙 規則で定める道路上において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
- (3) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (4) ごみの散乱 空き缶等がみだりに捨てられること及び散らかることによって生活環境の悪化をもたらしている状態又はそのおそれのある状態をいう。
- (5) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本市に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- (7) 公共の場所 規則で定める道路、公園、河川、広場その他公共の用に供する場所をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙、ポイ捨て及びごみの散乱の防止に向けて総合的に施策を実施するものとする。

2 市は、路上喫煙、ポイ捨て及びごみの散乱の防止について、事業者及び市民等に対して意識の啓発を図るとともに、市民等による自主的な活動及び協力を求めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、自己の施設及び事業活動を行う場所並びにその周辺を清掃し、清潔を保持しなければならない。

2 ごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売、配布等を行う事業者は、路上喫煙、ポイ捨て及びごみの散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

3 自動販売機の設置又は管理を行う事業者は、空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

4 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、公共の場所において、喫煙をしないよう努めなければならない。

2 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は適切な回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

3 市内に居住する者は、その居住する地域において、路上喫煙、ポイ捨て及びごみの散乱の防止について、連帯して意識の醸成を図るとともに、清掃活動の充実等に努めなければならない。

4 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（土地所有者等の責務）

第6条 土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、ポイ捨てが行われないようにするため、必要な措置を講じなければならない。

2 土地所有者等は、ごみの散乱によって、自己の土地、建物又は工作物及びその周辺地域が清潔、安全及び快適な生活環境を損なう状況にあるときは、自らの責任において処理しなければならない

い。

- 3 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(重点区域の指定)

第7条 市長は、路上喫煙、ポイ捨て及びごみの散乱を防止し、清潔、安全及び快適な生活環境を確保することが特に必要であると認められる公共の場所を重点区域として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、時間帯を限って行うことができる。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又は重点区域の指定を取り消すことができる。

- 4 市長は、重点区域の指定、変更又は取消しをしようとするときは、当該重点区域内の居住者及び事業者の意見を聴くとともに、当該重点区域を管轄する警察署と協議するものとする。

- 5 市長は、第1項の規定による指定又は第3項の規定による変更若しくは取消しをしたときは、規則で定めるところによりその区域を告示するものとする。

(路上喫煙の禁止)

第8条 何人も、重点区域内において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定した場所にあつては、この限りでない。

(令3条例13・一部改正)

(ポイ捨ての禁止)

第9条 何人も、重点区域内において、ポイ捨てをしてはならない。

(勧告)

第10条 市長は、第4条第1項から第3項まで、第5条第1項(重点区域内の道路を除く公共の場所に限る。)及び第2項並びに第6条第1項の規定のいずれかに違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、口頭又は書面により必要な勧告をするものとする。

(令3条例13・一部改正)

(措置命令)

第11条 市長は、第4条第1項から第3項まで、第5条第2項及び第6条第1項の規定のいずれかに違反している者で前条の勧告に従わないものに対し、期間を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第12条 市長は、第4条第1項から第3項までの規定のいずれかに違反した者が前条の命令に従わないときは、当該違反をしている者に意見を述べる機会を与えた上で、その事実を公表することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、2万円以下の過料を科する。

- (1) 第8条の規定に違反した者

- (2) 第9条の規定に違反した者

- 2 市長は、前項の規定に基づき過料を科するための手続その他の行為を市長の指定する職員に行わせることができる。

(令3条例13・一部改正)

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日条例第13号)

この条例中第8条の改正規定は公布の日から、第10条及び第14条の改正規定は令和3年7月1日から施行する。

○船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例施行規則

平成16年 9 月 30日

規則第90号

改正 平成20年 6 月 30日規則第74号

平成25年 3 月 29日規則第28号

平成28年 3 月 31日規則第71号

令和 3 年 6 月 11日規則第70号

船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例施行規則

船橋市ポイ捨て防止条例施行規則（平成10年船橋市規則第60号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例（平成16年船橋市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 条例第2条第2号の規則で定める道路とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び同法の適用を受けない公共の用に供されている道路をいう。

2 条例第2条第7号の規則で定める道路、公園、河川、広場その他公共の用に供する場所は、次に掲げる場所とする。

（1）道路 前項に規定する道路をいう。

（2）公園 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項の規定による許可に係る公園をいう。

（3）河川 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川並びに同法の適用又は準用を受けない公共の用に供されている河川及びため池をいう。

（4）広場 都市計画法第11条第1項第2号に規定する広場及び同法第33条第1項の規定による許可に係る広場をいう。

（5）その他公共の用に供する場所 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域及び同条第5項に規定する港湾施設その他公共の用に供する場所で市長が定めるものをいう。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する道路及び前項に規定する道路、公園、河川、広場その他公共の用に供する場所のうち、敷地内に設置されている建築物、工作物及び設備についてはこれを除外し、市長が喫煙を禁ずる必要がないと認める場所についてはこれを除外することができる。

（事業者による清潔の保持等）

第3条 条例第4条第1項の規定による清潔の保持は、次に掲げる方法によるものとする。

（1）ごみの散乱が生じない状態を常に維持すること。

（2）ごみの散乱によって頻繁に清掃を必要とする状態にある場合は、必要に応じて当該事業者の責任において回収容器を設置すること。この場合においては、回収容器は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

ア 美観を損なわない位置に設置されるものであること。

イ 美観を損なわないもので、かつ、適切な分別のもとで収納できる仕様であること。

ウ 収納容量が確保されているものであること。

2 条例第4条第3項の規定により設置する空き缶等の回収容器は、適正な分別のもとで空き缶等を収納できるものとし、同項の規定による適正な管理は、収納容量を確保し、ごみの散乱が生じない状態を常に維持するよう行わなければならない。

（土地所有者等が講ずる必要な措置）

第4条 条例第6条第1項の必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

（1）吸い殻入れが設置されていることにより、周辺部に路上喫煙又はポイ捨てが引き起こされると認められる場合にあっては、吸い殻入れを撤去し、又は清潔、安全及び快適な生活環境の確保に資する仕様の喫煙設備に改善すること。

（2）頻繁にポイ捨てが行われる場合にあっては、ポイ捨てを抑止するための防護柵及び表示を美観を損なわない方法で設置し、併せてその場所が不特定多数の者の往来があるときは、前条第1項各号に掲げる方法に準じて清潔を保持すること。この場合において、同項第2号中「当該事業

者」とあるのは、「当該土地所有者等」と読み替えるものとする。

(重点区域の指定)

第5条 市長は、条例第7条第1項の規定により路上喫煙、ポイ捨て等防止重点区域（以下「重点区域」という。）を指定する場合、同条第2項の規定により時間帯を指定する場合又は同条第3項の規定により重点区域の変更若しくは取消しをする場合において、清潔、安全及び快適な生活環境を確保するための総合的な検討が特に必要であると認めるときは、あらかじめ船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（平成20年船橋市条例第14号）第37条第1項の船橋市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴くものとする。

2 条例第7条第2項の規定による時間帯の指定は、路上喫煙の禁止及びポイ捨ての禁止に関して各々別に定めることができる。

3 条例第7条第5項の規定により告示する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 重点区域の名称

(2) 重点区域として指定、変更又は取消しを行う範囲及び期日

(平20規則74・平25規則28・一部改正)

(重点区域内における施策の推進)

第6条 市長は、重点区域において、路上喫煙、ポイ捨て及びごみの散乱を防止し、清潔、安全及び快適な生活環境を確保するための施策に協力する団体を認証することができる。

2 市長は、前項の施策を推進するに当たり、必要に応じて同項の規定により認証された団体を支援するものとする。

(措置命令)

第7条 条例第11条の規定による命令は、改善措置命令書（第1号様式）により行うものとする。

(公表)

第8条 条例第12条の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所及び出張所の掲示場に掲示するとともに、市広報に掲載して行うものとする。

(1) 違反した者の氏名及び住所

(2) 違反の時期及び場所

(3) 違反の内容

(4) 措置命令の内容

(5) 条例第12条の規定による当該違反をしている者の意見の内容

(6) その他市長が必要であると認める事項

(過料)

第9条 条例第14条第1項の規定により過料を科そうとするときは、告知及び弁明の機会付与通知書（第2号様式）により告知し、及び弁明の機会を付与する。

2 前項の規定により弁明の機会を付与された者は、弁明書（第3号様式）により弁明するものとする。

3 過料を科すときは、過料処分通知書（第4号様式）により行う。

(身分証明書)

第10条 条例第14条第2項の規定により過料を科するための手続その他の行為を行う職員は、身分証明書（第5号様式）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第9条及び第10条並びに次項の規定は、平成17年4月1日から施行する。

(船橋市財務規則の一部改正)

2 船橋市財務規則（昭和56年船橋市規則第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年6月30日規則第74号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第28号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第71号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月11日規則第70号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

○船橋市一般廃棄物処理施設等整備基金条例

平成22年 3 月31日
条例第14号

船橋市一般廃棄物処理施設等整備基金条例

(設置)

第1条 一般廃棄物処理施設及びこれに関連する施設（以下「一般廃棄物処理施設等」という。）の整備に必要な資金を積み立てるため、船橋市一般廃棄物処理施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、一般廃棄物処理施設等の整備に要する経費に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

○船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

平成14年12月27日

条例第58号

改正 平成27年12月28日 条例第63号

船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例（昭和57年船橋市条例第37号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準（第6条）
- 第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等（第7条・第8条）
- 第4章 特定事業の規制（第9条—第30条）
- 第5章 特定事業に係る土地所有者の義務等（第31条・第32条）
- 第6章 雑則（第33条—第39条）
- 第7章 罰則（第40条—第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の未然に防止するため必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。
- (2) 特定事業 土砂等の埋立て等に係る区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に係る区域の面積が500平方メートル以上又は土砂等の埋立て等に係る土砂等の容積が合算して500立方メートル以上又は土砂等の埋立て等に係る土砂等の容積が500立方メートル以上であるもの（土砂等の埋立て等に係る区域の面積が500平方メートル未満かつ容積が500立方メートル未満であっても、その土砂等の埋立て等に係る区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を施工する日前1年以内に土砂等の埋立て等を行う事業が施工され、又は施工中の場合においては、当該事業の土砂等の埋立て等に係る区域と既に施工され、又は施工中の土砂等の埋立て等を行う事業の土砂等の埋立て等に係る区域の面積とが合算して500平方メートル以上又は土砂等の埋立て等に係る土砂等の容積が合算して500立方メートル以上となるもの（当該土砂等の埋立て等を行う事業の事業区域の土地所有者又は事業者が同一のものである場合に限る。）を含む。）をいう。
- (3) 小規模特定事業 特定事業であって、特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満であり、かつ、特定事業に係る土砂等の容積が3,000立方メートル未満であるものをいう。
- (4) 特定事業区域 特定事業に係る区域をいう。
- (5) 特定事業場 特定事業区域及び特定事業に係る施設が存する区域をいう。
- (6) 事業者 土砂等の埋立て等を行う者（請負契約等により土砂等の埋立て等を行う者を含む。）をいう。
- (7) 土地所有者 土砂等の埋立て等に係る土地を所有する者をいう。

（平27条例63・一部改正）

（市の責務）

第3条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

2 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の未然に防止するため、県等と連携して

土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

(平27条例63・追加)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い副次的に発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。

3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

4 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に努めなければならない。

(平27条例63・旧第3条繰下・一部改正)

(土地所有者の責務)

第5条 土地所有者は、事業者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある事業者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

2 土地所有者は、自己の所有する土地に係る土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に努めなければならない。

(平27条例63・旧第4条繰下・一部改正)

第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準

第6条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

(平27条例63・一部改正)

第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等

(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)

第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、土砂等の埋立て等に使用される土砂等が安全基準に適合していることを証する書類等を提出させ、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は期限を定めて現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該事業者に対し、期限を定めて当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(平27条例63・一部改正)

(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)

第8条 事業者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該事業者に対し、期限を定めてこれらを復旧し、又は防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(平27条例63・一部改正)

第4章 特定事業の規制

(特定事業の許可)

第9条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号のいずれかに掲げる事業である場合にあっては、この限り

でない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業（以下「公共事業」という。）
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業

- (3) その他規則で定める事業

（平27条例63・一部改正）

（特定事業に係る土地所有者の同意）

第10条 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地所有者に対し、当該申請が、第12条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第10号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第6号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。ただし、特定事業区域の全部を、前条の許可を受けようとする者のみが所有している場合にあっては、この限りでない。

（平27条例63・追加）

（事前協議）

第11条 第9条又は第14条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ特定事業の計画について、市長と協議しなければならない。

（平27条例63・追加）

（許可の申請）

第12条 第9条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定事業区域の位置及び面積
- (3) 現場事務所（土砂等の搬入（次項に規定する一時堆積事業である場合にあっては、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。以下同じ。）その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置
- (4) 特定事業に係る現場責任者の氏名及び職名
- (5) 特定事業区域の表土の地質の状況
- (6) 特定事業に使用される土砂等の量及びその期間
- (7) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- (8) 特定事業に使用される土砂等が発生し、又は採取された場所（以下「発生場所」という。）並びに当該発生場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項
- (9) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
- (10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- (11) その他規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、第9条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業（以下「一時堆積事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）
- (3) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- (4) 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
- (5) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- (6) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するた

めに必要な措置

(7) その他規則で定める事項

- 3 前2項の規定にかかわらず、第9条の許可を受けようとする特定事業が小規模特定事業である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、第1項第3号、第5号、第9号及び第10号又は前項第1号（第1項第3号に掲げる事項に限る。）、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項の記載を要しない。

（平27条例63・旧第10条繰下・一部改正）

（許可の基準）

第13条 市長は、第9条の許可の申請が前条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1) 第9条の許可を受けようとする者が次のアからケまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第28条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る船橋市行政手続条例（平成9年船橋市条例第2号）第14条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、許可を受けようとする者が第28条第1項第3号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第28条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 特定事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

カ 特定事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人がアからオまでのいずれかに該当するもの

ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(2) 第10条に規定する同意を得ていること。ただし、同条ただし書に規定する場合にあっては、この限りでない。

(3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。

(4) 現場事務所を設置すること。

(5) 特定事業に係る現場責任者を置くこと。

(6) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。

(7) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(8) 特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定していること。

(9) 許可を受けた日から6月以内に当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入する計画となっていること。

(10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。

(11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

- 2 市長は、第9条の許可の申請が前条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第1号、第2号、第4号及び第5号並びに次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、

第9条の許可をしてはならない。

- (1) 特定事業が5年以内に完了するものであること。
- (2) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合にあっては、この限りでない。
- (3) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (4) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。
- (5) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。

3 第9条の許可の申請に係る特定事業が小規模特定事業である場合にあっては、第1項第4号、第6号、第10号及び第11号又は前項第1号、第3号及び第4号の規定は、適用しない。

4 第9条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、第1項第7号及び第11号又は第2項第3号の規定は、適用しない。

(平27条例63・旧第11条繰下・一部改正)

(変更の許可等)

第14条 第9条の許可を受けた者は、第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第9条の許可を受けた者が第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による命令に従って、当該許可に係る第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容及びその理由
- (3) その他規則で定める事項

4 市長は、第1項の許可の申請が前項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。

- (1) 第9条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合であって、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えて変更するとき(第1項の許可の申請が一時堆積事業に係るものであるとき又は当該申請に係る特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為等に係る場合であって市長が必要があると認めるときを除く。))。
- (2) 第9条の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合であって、新たに特定事業区域となる区域の面積が当該許可に係る特定事業区域の面積の2倍を超えて変更するとき(第1項の申請に係る特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為等に係る場合であって市長が必要があると認めるときを除く。))。
- (3) 第1項の許可を受けようとする者が第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定により命令を受けている場合であって、必要な措置を完了していないとき。

5 第10条及び前条(第1項第3号を除く。)の規定は、第1項の許可について準用する。

(平27条例63・旧第12条繰下・一部改正)

(軽微な変更の届出)

第15条 第9条の許可を受けた者は、前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、当該届出をする者のみが特定事業区域内の土地の全部を所有している場合を除き、第10条の同意をした特定事業区域内の土地所有者に通知しなければならない。

(平27条例63・追加)

(許可の条件)

第16条 第9条の許可(第14条第1項及び第25条第1項の許可を含む。以下この章において同じ。)には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該第9条の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(平27条例63・旧第14条繰下・一部改正)

(標識の設置等)

第17条 第9条の許可を受けた者又は第15条の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施工されている間、事業者の氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名、土砂等の埋立て等に使用する土砂等の発生場所その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

2 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(平27条例63・追加)

(特定事業の着手の届出)

第18条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に着手したときは、着手した日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(平27条例63・追加)

(土砂等の搬入の届出)

第19条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

- (1) 当該土砂等が公共事業により発生した土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについてあらかじめ市長の承認を受けたものであるとき。
- (2) 当該土砂等が法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) 当該土砂等が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う場所(当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。)から採取された土砂等である場合であって、当該発生場所から採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (4) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合

(平27条例63・旧第15条繰下・一部改正)

(土砂等管理台帳の作成等)

第20条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

- (1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段
 - (2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的堆積が行われたものである場合は、当該一時的堆積が行われた場所(当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。)
 - (3) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量
 - (4) 当該許可に係る特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項に規定する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量(当該特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、搬入され、及び搬出された土砂等の量)を市長に報告しなければならない。

(平27条例63・追加)

(地質検査等の報告)

第21条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域（当該許可に係る特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、当該一時堆積事業の特定事業場の区域）以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該許可に係る特定事業が小規模特定事業である場合であって、市長がこれらの検査を行う必要がないと認めるときは、当該水質検査を行い、報告することを要しない。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

（平27条例63・旧第17条繰下・一部改正）

（関係書類等の縦覧）

第22条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る現場事務所（当該許可に係る特定事業が小規模特定事業である場合にあっては、市長が指定する場所）において、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第20条第1項に規定する土砂等管理台帳を縦覧に供しなければならない。

（平27条例63・旧第18条繰下・一部改正）

（特定事業の廃止等）

第23条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、当該特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は休止をしなければならない。ただし、当該特定事業の休止をしようとする場合であって、当該休止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出を要しない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は休止に当たって支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による廃止の届出があったときは、第9条の許可は、その効力を失う。

5 市長は、第3項の規定による特定事業の廃止の届出があったときは、速やかに当該特定事業について第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

6 前項の規定により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による廃止の届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（平27条例63・旧第20条繰下・一部改正）

（特定事業の完了等）

第24条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第9条の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

3 前項の規定により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（平27条例63・旧第21条繰下・一部改正）

（譲受け）

第25条 第9条の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者（以下「譲受人」という。）は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 譲渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 譲受人が第13条第1項第1号カに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) その他規則で定める事項
- 3 市長は、第1項の許可の申請が前項の規定によるものである場合にあっては、当該申請に係る許可を受けようとする者が第13条第1項第1号アからケまでに掲げるいずれかの者であるときは、第1項の許可をしてはならない。
- 4 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第9条の許可を受けた者の当該許可に基づく地位を承継する。
- 5 前項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者は、その者のみが特定事業区域内の土地の全部を所有している場合を除き、その旨を特定事業区域内の土地所有者に通知しなければならない。

(平27条例63・追加)

(相続等)

- 第26条 第9条の許可を受けた者について相続、合併又は分割（その特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりその特定事業の全部を承継した法人は、当該許可に基づく地位を承継する。
- 2 前項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なくその事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出るとともに、その者のみが特定事業区域内の土地の全部を所有している場合を除き、特定事業区域内の土地所有者に通知しなければならない。

(平27条例63・旧第22条繰下・一部改正)

(措置命令)

- 第27条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第9条の許可を受けた者（第14条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を停止し、又は期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 2 市長は、第9条又は第14条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業を停止し、期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(平27条例63・旧第23条繰下・一部改正)

(許可の取消し等)

- 第28条 市長は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。
- (1) 第7条第2項若しくは第3項又は第8条第2項の規定による命令に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により第9条の許可を受けたとき。
 - (3) 第9条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。
 - (4) 第13条第1項第1号オ若しくはケに該当するに至ったとき又は第9条の許可を受けた当時同号オ若しくはケに該当していたことが判明したとき。
 - (5) 第13条第1項第1号カからクまで（同号オに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき又は第9条の許可を受けた当時同号カからクまで（同号オに係るものに限る。）のいずれかに該当していたことが判明したとき。
 - (6) 第14条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
 - (7) 第16条の条件に違反したとき。
 - (8) 第17条から第22条までの規定に違反したとき。
 - (9) 第26条第1項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第13条第1項第1号アからケまでのいずれかに該当するとき。
 - (10) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。

- 2 前項の規定により第9条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の全部又は一部の撤去その他当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（平27条例63・旧第24条繰下・一部改正）

（廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令）

第29条 市長は、第23条第6項又は第24条第3項の規定に違反した者に対し、期限を定めてその特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（平27条例63・旧第25条繰下・一部改正）

（関係書類等の保存）

第30条 第9条の許可を受けた者は、当該特定事業について第23条第3項の規定による廃止の届出若しくは第24条第1項の規定による完了の届出をした日又は第28条第1項の規定による第9条の許可の取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

- 2 第9条第1項の許可を受けた者は、第20条第1項に規定する土砂等管理台帳を、特定事業の完了後5年間保存しなければならない。

（平27条例63・旧第26条繰下・一部改正）

第5章 特定事業に係る土地所有者の義務等

（平27条例63・追加）

（特定事業に係る土地所有者の義務）

第31条 土地所有者は、第10条（第14条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時堆積事業以外の特定事業である場合にあっては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第12条第1項第1号から第10号までに掲げる事項を、当該特定事業が一時堆積事業である場合にあっては同条第2項第1号から第6号までに掲げる事項を確認しなければならない。

- 2 第10条の同意をした土地所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。
- 3 第10条の同意をした土地所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、市長に通報するとともに、当該事業者に対し、当該特定事業の中止を求め、若しくは現状回復その他必要な措置を講ずるよう求め、又は自ら原状回復その他必要な措置を講じなければならない。

（平27条例63・追加）

（特定事業に係る土地所有者に対する措置命令）

第32条 市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該特定事業に係る第10条の同意をした土地所有者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業区域の土地所有者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（平27条例63・追加）

第6章 雑則

（平27条例63・旧第5章繰下）

（報告の徴収）

第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土地所有者に対し、その所有する土地に係る土砂等の埋立て等に関し報告を求めることができる。

(平27条例63・旧第27条繰下・一部改正)

(立入検査)

第34条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして事業者の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査の用に供する土砂等無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平27条例63・旧第28条繰下・一部改正)

(許可等に関する意見聴取)

第35条 市長は、第9条、第14条第1項又は第25条第1項の許可をしようとするときは、第13条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由(同号カからクまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号オに係るものに限る。以下同じ。)の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第28条第1項の規定による処分をしようとするときは、第13条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(平27条例63・追加)

(他の地方公共団体等への照会等)

第36条 市長は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、他の地方公共団体その他市長が必要と認める機関に対し、照会をし、又は協力を求めることができる。

(平27条例63・追加)

(手数料)

第37条 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(1) 第9条の許可を受けようとする者 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める手数料

ア 特定事業が小規模特定事業の場合 1件につき 36,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 1件につき 48,000円

(2) 第14条第1項の許可を受けようとする者 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める手数料

ア 特定事業が小規模特定事業の場合 1件につき 20,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 1件につき 28,000円

(3) 第25条第1項の許可を受けようとする者 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める手数料

ア 特定事業が小規模特定事業の場合 1件につき 24,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 1件につき 28,000円

(平27条例63・旧第29条繰下・一部改正)

(公表)

第38条 市長は、土壌の汚染及び災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、次に掲げる者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに違反等の事実及びその内容を公表することができる。

(1) 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第27条第1項若しくは第2項、第28条第1項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第9条、第14条第1項又は第25条第1項の規定に違反して特定事業を行った者

(3) 第16条の規定により付された条件に違反して特定事業を行った者

(平27条例63・追加)

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平27条例63・旧第30条繰下)

第7章 罰則

(平27条例63・旧第6章繰下)

(罰則)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第27条第1項若しくは第2項、第28条第1項、第29条第1項若しくは第2項又は第32条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第9条、第14条第1項又は第25条第1項の規定に違反して特定事業を行った者

(平27条例63・旧第31条繰下・一部改正)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土砂等を搬入した者
- (2) 第20条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項各号に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第20条第2項、第21条第1項若しくは第2項又は第33条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第30条第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者
- (5) 第34条第1項の規定による立入検査若しくは土砂等の収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平27条例63・旧第32条繰下・一部改正)

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条、第18条、第23条第3項、第24条第1項又は第26条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第17条第1項の規定に違反した者
- (3) 第30条第1項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者

(平27条例63・旧第33条繰下・一部改正)

(両罰規定)

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(平27条例63・旧第34条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第5条の規定による許可を受けて事業を行っている者は、第9条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して6月間は、なお従前の例により当該事業を行うことができる。その者がその期間内に当該事業の区域について第9条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。
- 3 この条例の施行の際現に発せられている改正前の条例第9条の規定による命令は、なお効力を有する。前項の期間経過の際現に同項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の条例第9条の規定により発せられている命令についても、同様とする。
- 4 この条例の施行前にした行為、附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる事業に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日条例第63号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条各号列記以外の部分、同条第1号、第9条ただし書及び同条第2号の改正規定、第10条第2項各号列記以外の部分の改正規定（「前条」を「第9条」に改める部分を除く。）、同項第4号の改正規定、第11条第1項各号列記以外の部分の

改正規定、同項第3号の改正規定（「たい積」を「堆積」に改める部分に限る。）、第15条第3号の改正規定（「たい積」を「堆積」に改める部分に限る。）並びに第17条第1項本文、第31条各号列記以外の部分、第32条各号列記以外の部分及び第33条各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成28年4月1日（以下「施行日」という。）前に改正前の第9条の許可を受けた者及び同条の許可の申請をした者に係るこの条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

平成15年 3月13日

規則第 6 号

改正 平成16年 6月30日規則第85号
平成17年 3月28日規則第 4 号
平成17年 3月31日規則第51号
平成17年 9月30日規則第78号
平成19年10月30日規則第77号
平成24年12月13日規則第172号
平成26年 3月 5日規則第 2 号
平成27年 7月30日規則第83号
平成28年 3月31日規則第107号
平成29年 3月13日規則第10号
平成29年 8月31日規則第76号
平成31年 3月29日規則第16号
令和 2年 3月31日規則第62号
令和 3年 3月18日規則第 8 号
令和 5年 5月25日規則第75号

船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例施行規則（昭和57年船橋市規則第73号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成14年船橋市条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（安全基準）

第2条 条例第6条の安全基準は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「告示」という。）別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

（平24規則172・平28規則107・一部改正）

（公共的団体の範囲）

第3条 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び日本中央競馬会
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者

2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（第1号様式）

に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表
- (4) その他市長が必要があると認める書類

- 3 市長は、第1項第7号の規定により認定をしたときは公共的団体認定通知書(第2号様式)により、認定をしないこととしたときはその旨を書面により、当該認定の申請をした者に通知する。

(平16規則85・平17規則4・平17規則78・平19規則77・平24規則172・平26規則2・平28規則107・平29規則76・一部改正)

(適用除外の事業)

第4条 条例第9条第3号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 運動場、駐車場、緑地その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の実務行為として行う事業(当該施設の新設若しくは移設又は範囲の拡大に該当するものを除く。)
- (2) 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業
- (3) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う事業
- (4) その他市長が認める事業

(平28規則107・追加、令2規則62・一部改正)

(土地所有者の同意)

第5条 条例第10条(条例第14条第5項において準用する場合を含む。)の同意は、特定事業区域内土地使用同意書(第3号様式)(当該同意に係る特定事業が条例第12条第2項に規定する一時堆積事業である場合にあっては、特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書(第4号様式))により行わなければならない。

(平28規則107・追加)

(事前協議書)

第6条 条例第11条の規定により協議をしようとする者は、特定事業(変更)許可事前協議書(第5号様式)に市長が必要があると認める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、条例第11条の規定による協議が成立したときは、特定事業(変更)許可事前協議済書(第6号様式)を、協議をした者に交付するものとする。
- 3 特定事業(変更)許可事前協議済書の有効期間は、これを交付した日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間とする。

(平28規則107・追加)

(事前協議の特例)

第7条 船橋市環境共生まちづくり条例(平成7年船橋市条例第21号)第12条に規定する開発協議は、条例第11条の規定による協議とみなす。

(平28規則107・追加)

(許可の申請)

第8条 条例第12条第1項に規定する申請書は、特定事業許可申請書(第7号様式)とする。

- 2 条例第12条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
 - (1) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)
 - (2) 申請者の印鑑登録証明書(法人である場合にあっては、印鑑証明書)
 - (3) 誓約書(第8号様式)
 - (4) 申請者が条例第13条第1項第1号カに規定する未成年者(以下「未成年者」という。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
 - (5) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
 - (6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合にあっては、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)
 - (7) 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
 - (8) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - (9) 特定事業区域内土地使用同意書及び同意した者の印鑑登録証明書(法人である場合にあっては、

印鑑証明書)

- (10) 特定事業場の土地所有者及び隣接土地所有者（農地である場合にあっては、耕作者を含む。）の土砂等の埋立て等に関する施工同意書（第9号様式）。ただし、特定事業区域の土地所有者と同一の者が特定事業場又は隣接地の土地所有者である場合その他市長が認める場合にあっては、この限りでない。
 - (11) 特定事業の施工方法及び工程、現場組織表（第10号様式）その他市長が定める事項を記載した特定事業の施工計画書
 - (12) 現場責任者選任証書（第11号様式）
 - (13) 特定事業を実施するに当たり、他の法令等に基づく許認可等を要する場合にあっては、当該許認可等を受けたことを証する書面の写し。ただし、当該許認可等を受けるために提出した申請書等の写し及び代替書類提出に係る誓約書（第11号様式の2）を提出することにより、これに代えることができる。
 - (14) 事業履行誓約書（第12号様式）
 - (15) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
 - (16) 特定事業場及び特定事業区域の土地の実測図
 - (17) 特定事業場の土地利用計画図
 - (18) 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図
 - (19) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（第13号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（第14号様式）。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）
 - (20) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書
 - (21) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工前後の構造及び地盤高さが確認できるものに限る。）
 - (22) 土砂等の搬入計画書（第15号様式）、搬入経路図及び当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（第16号様式）（土砂等発生元証明書にあっては、条例第19条第1号又は第2号に規定する土砂等を使用する場合を除く。）
 - (23) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が採られていることを示す書面
 - (24) 排水施設を設置する場合にあっては、集水区域を示す図面、排水計画図、構造図及び雨水流出量等の計算書
 - (25) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が採られていることを示す書面
 - (26) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
 - (27) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図
 - (28) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - (29) 搬入する土砂等が安全基準に適合することを証する書類
 - (30) 特定事業区域の現況写真
 - (31) その他市長が必要があると認める書類及び図面
- 3 条例第12条第1項第11号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 特定事業場の位置及び面積
 - (2) 特定事業の目的
 - (3) 特定事業が条例第13条第4項の規定により法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものにあつては、当該法令等の題名
 - (4) 関係書類等の縦覧場所
 - (5) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び役員の氏名）

- (6) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
- (7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名（これらの者が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の額
- (8) 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名
- 4 条例第12条第2項に規定する申請書は、特定事業（一時堆積事業）許可申請書（第17号様式）とする。
- 5 条例第12条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
- (1) 第2項第1号から第8号まで、第10号、第11号、第13号から第18号まで、第23号から第25号まで、第29号及び第30号に掲げる書類及び図面
- (2) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
- (3) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、第2項第19号に掲げる書類及び図面
- (4) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
- (5) 土砂等の堆積が最大となった場合の土量計算書
- (6) 土砂等の搬出入計画書（第18号様式）、搬出入経路図及び当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書
- (7) 特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書及び同意をした者の印鑑登録証明書（法人である場合にあっては、印鑑証明書）
- (8) その他市長が必要があると認める書類及び図面
- 6 条例第12条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 特定事業の期間
- (2) 第3項第1号及び第3号から第8号までに掲げる事項
- 7 第2項第19号及び第5項第3号に規定する特定事業区域に係る表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。
- (1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。
- (3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、告示別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。
- （平17規則4・平24規則172・一部改正、平28規則107・旧第4条繰下・一部改正、平29規則76・令2規則62・一部改正）
- （条例第13条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人）
- 第9条 条例第13条第1項第1号キ及びクに規定する規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) その他継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
（平28規則107・追加）
（構造上の基準）

第10条 条例第13条第1項第7号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 条例第13条第2項第3号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。
（平28規則107・旧第5条繰下・一部改正）
（構造上の基準に係る適用除外）

第11条 条例第13条第4項の規則で定めるものは、別表第4に定めるとおりとする。

（平28規則107・旧第6条繰下・一部改正）

（許可等の決定）

第12条 市長は、条例第9条の許可の申請があつたときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をし、その旨を特定事業許可（不許可）決定通知書（第19号様式）により、当該申請をした者に通知する。

- 2 市長は、条例第9条の許可の申請があつた場合において、当該申請が第8条第2項第13号ただし書に規定する書面を添えてされたものであるときは、当該書面により誓約された事項が履行されたことを確認した後に、前項の決定をするものとする。

（平28規則107・旧第7条繰下・一部改正、平29規則76・令2規則62・一部改正）

（変更の許可等を要しない軽微な変更）

第13条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- (1) 特定事業区域の位置の変更（新たに特定事業区域となる区域があるものに限る。）
- (2) 特定事業区域の面積の変更（変更後の面積が条例第9条の許可に係る特定事業区域の面積を超えるものに限る。）
- (3) 特定事業に使用される土砂等の量の変更（特定事業に使用される土砂等の量を増加させるものに限る。）
- (4) 特定事業の期間の変更（特定事業の期間を延長するものに限る。）
- (5) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造の変更（別表第2又は別表第3に定める構造上の基準に適合するための措置を変更するものに限る。）
- (6) その他市長が土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要があると認める事項の変更

（平28規則107・追加、令2規則62・一部改正）

（変更の許可の申請等）

第14条 条例第14条第3項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書（第20号様式）とする。

- 2 条例第14条第3項の規則で定める書類及び図面は、特定事業（一時堆積事業を除く。）に係るものにあつては第8条第2項各号に掲げるもののうち変更に係る書類及び図面並びに特定事業区域内土地使用同意書、一時堆積事業に係るものにあつては第8条第5項各号に掲げるもののうち変更に係る書類及び図面並びに特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書とする。

- 3 条例第14条第3項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び役員の氏名）
- (2) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名
- (3) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があつたときにあつては、これらの者の氏名（これらの者が法人である場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の額
- (4) 申請者に第9条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

- 4 市長は、条例第14条第1項の変更の許可の申請があつたときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をし、その旨を特定事業変更許可（不許可）決定通知書（第21号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(平28規則107・旧第8条繰下・一部改正、平29規則76・一部改正)

(軽微な変更の届出等)

第15条 条例第15条の規定による届出は、特定事業軽微変更届出書（第22号様式）に、変更に係る書類及び図面を添付して行うものとする。

2 条例第15条の規定による通知は、特定事業軽微変更通知書（第23号様式）により行うものとする。

(平28規則107・追加、平29規則76・一部改正)

(標識等)

第16条 条例第17条第1項に規定する標識は、土砂等の埋立て等に関する標識（第24号様式）とする。

2 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 許可年月日及び許可番号

(2) 特定事業の目的

(3) 特定事業区域の所在地

(4) 特定事業を行う者の住所又は所在地及び連絡先の電話番号

(5) 特定事業の許可期間

(6) 特定事業場及び特定事業区域（一時堆積事業にあつては、特定事業場）の面積

(7) 埋立て等に使用する土砂等の搬入予定量（一時堆積事業である場合にあつては、土砂等の堆積が最大となった場合の土砂等の量及び土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）

(8) 特定事業場及び特定事業区域の見取図

3 条例第17条第2項の表示は、境界線上に杭、ロープ等を使用し、明らかに表示することにより行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する方法と同等以上の効果を有する方法であると市長が認める場合にあつては、条例第17条第2項の表示は、当該方法によることができる。

(平28規則107・追加、平29規則76・平31規則16・令2規則62・一部改正)

(特定事業の着手の届出)

第17条 条例第18条の規定による届出は、特定事業着手届出書（第25号様式）に、標識を設置したことを証する写真を添えて行うものとする。

(平28規則107・追加、平29規則76・一部改正)

(土砂等の搬入の届出)

第18条 条例第19条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届出書（第26号様式）により行うものとする。

2 条例第19条の当該発生場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、次に掲げる書面（同条第1号又は第2号に規定する土砂等を使用する場合にあつては、第2号に掲げる書面）とする。

(1) 土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書

(2) 土砂等の発生場所の位置図

(3) 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の平面図

(4) 土砂等の発生場所の土地利用図

(5) 土砂等の発生場所の現場写真

3 条例第19条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、告示別表測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。

5 条例第19条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該採取場についてなされた法令等に基づく許認可等を証する書類及び土砂等売渡・譲渡証明書（第27号様式）とする。

(平24規則172・一部改正、平28規則107・旧第12条繰下・一部改正、平29規則76・令2規則62・一部改正)

(土砂等管理台帳)

第19条 条例第20条第1項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（第28号様式）（一時堆積事業の場合にあつては、土砂等管理台帳（一時堆積事業用）（第29号様式））によるものとする。

2 条例第20条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可を受けた者の氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 特定事業の許可年月日及び許可番号
- (3) 特定事業区域の位置及び面積
- (4) 特定事業の許可期間
- (5) 特定事業に使用する土砂等の量（一時堆積事業の場合にあっては、特定事業に使用する土砂等の搬入量及び搬出量）
- (6) 現場責任者の氏名及び職名
- (7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名及び住所（法人である場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (8) 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名
- (9) 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）

3 条例第20条第1項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

（平28規則107・追加、平31規則16・一部改正）

（土砂等の量等の報告）

第20条 条例第20条第2項の規定による報告は、当該特定事業に着手した日から6月ごとに当該6月を経過した日から10日以内（特定事業の休止をしようとするときは当該休止をしようとする期間の開始の日から10日以内、特定事業を廃止し、又は完了したときは条例第23条第3項又は条例第24条第1項の規定による届出を行う時。以下この条において同じ。）に、特定事業状況報告書（第30号様式）に特定事業区域の状況が確認できる現況写真を添えて行うものとする。

2 特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、条例第20条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から10日以内に、特定事業（一時堆積事業）状況報告書（第31号様式）に特定事業区域の状況が確認できる現況写真を添えて行うものとする。

（平28規則107・旧第13条繰下・一部改正）

（地質検査）

第21条 条例第21条第1項の規定による地質検査は、特定事業に着手した日から6月ごと（条例第23条第3項又は第24条第1項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの下、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。この場合において、当該区域に搬入した土砂等の容積が3,000立方メートル以内となるようにしなければならない。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、原則として前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、市長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。
- (4) 地質調査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、告示別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

2 特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、条例第21条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごと（条例第23条第3項又は第24条第1項の規定による届出（表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。）を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの下、市長が指定する期日）に、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 次に掲げる場合にあっては、地質検査を省略することができる。

- (1) 特定事業に着手した日から6月（一時堆積事業である場合にあっては、3月。以下この項において同じ。）を経過するごとの期間に土砂等の搬入がないと市長が認める場合
 - (2) 条例第23条第3項の規定による届出をする日から6月前までに土砂等の搬入がないと市長が認める場合
 - (3) 条例第24条第1項の規定による届出（特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造を有する特定事業区域において行われた一時堆積事業である場合を除く。）をする日から6月前までに土砂等の搬入がないと市長が認める場合
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による地質検査の立会いを行う場合には、特定事業検査実施通知書（第31号様式の2）により、条例第9条の許可を受けた者に通知するものとする。
- （平24規則172・一部改正、平28規則107・旧第14条繰下・一部改正、令2規則62・一部改正）
- （水質検査）

第22条 条例第21条第1項の規定による水質検査は、特定事業に着手した日から6月ごと（条例第23条第3項又は第24条第1項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの下、試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により行わなければならない。

- 2 特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、条例第21条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごと（条例第23条第3項又は第24条第1項の規定による届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの下、市長が指定する期日）に試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。
- 3 前条第4項の規定は、前2項の規定による水質検査の立会いを行う場合について準用する。
- （平28規則107・旧第15条繰下・一部改正、平31規則16・令2規則62・一部改正）

（地質検査等の報告）

第23条 条例第21条第1項の規定による報告は、特定事業に着手した日から6月ごとに当該6月を経過した日から10日以内（条例第23条第3項又は第24条第1項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日まで）に、特定事業地質等検査報告書（第32号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真
 - (2) 第21条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書
 - (3) 前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び水質測定（濃度）結果証明書（第33号様式。環境計量士の発行したものに限る。）
- 2 特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、条例第21条第1項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から10日以内（条例第23条第3項又は第24条第1項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する日まで）に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。
- 3 市長は、前2項の報告を受けた場合には、報告のあった内容を審査し、その結果について特定事業検査結果通知書（第33号様式の2）により、条例第9条の許可を受けた者に通知するものとする。
- （平28規則107・旧第16条繰下・一部改正、令2規則62・一部改正）

（特定事業の廃止等の届出）

第24条 条例第23条第1項の規定による届出は、特定事業廃止（休止）計画届出書（第34号様式）に特定事業区域の状況が確認できる現況写真を添えて行わなければならない。

- 2 条例第23条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 特定事業の許可年月日及びその許可番号
 - (2) 特定事業区域の位置
 - (3) 特定事業の許可期間
 - (4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は休止をしようとする期間
 - (5) 特定事業を廃止し、又は休止した場合の特定事業区域の構造
 - (6) 特定事業を廃止し、又は休止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
 - (7) 特定事業を廃止し、又は休止するまでの工程

- (8) 廃止し、又は休止しようとする特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、一時堆積事業の特定事業区域のうち土砂等が堆積されている面積
- 3 市長は、条例第23条第2項の確認を行ったときは、その旨を特定事業廃止（休止）事前確認結果通知書（第35号様式）により、当該届出をした者に通知する。
- 4 条例第23条第3項の規定による届出は、特定事業廃止届出書（第36号様式）に特定事業区域の状況が確認できる現況写真を添えて行うものとする。
- 5 市長は、条例第23条第5項の確認を行ったときは、その旨を特定事業廃止状況確認結果通知書（第36号様式の2）により、同条第3項の規定による届出をした者に通知する。
- 6 条例第9条の許可を受けた者は、条例第23条第1項の規定による届出をして休止した特定事業を再開しようとするときは、特定事業再開届出書（第36号様式の3）を市長に提出しなければならない。
- （平28規則107・旧第18条繰下・一部改正、令2規則62・一部改正）

（特定事業の完了の届出）

- 第25条 条例第24条第1項の規定による届出は、特定事業完了届出書（第37号様式）に特定事業区域の状況が確認できる現況写真を添えて行うものとする。
- 2 条例第24条第2項の規定による通知は、特定事業完了確認結果通知書（第38号様式）により行うものとする。

（平28規則107・旧第19条繰下・一部改正、令2規則62・一部改正）

（譲受けの許可の申請）

- 第26条 条例第25条第2項に規定する申請書は、特定事業譲受許可申請書（第39号様式）とする。
- 2 条例第25条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書）
 - (2) 申請者の印鑑登録証明書（法人である場合にあっては、印鑑証明書）
 - (3) 誓約書
 - (4) 申請者が未成年である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
 - (5) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
 - (6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
 - (7) 申請者に第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
 - (8) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - (9) 特定事業区域内土地使用同意書（一時堆積事業である場合にあっては、特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書）及び同意をした者の印鑑登録証明書（法人である場合にあっては、印鑑証明書）
 - (10) 現場責任者選任証書
 - (11) 事業履行誓約書
 - (12) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
 - (13) 譲受けすることを証する書類
 - (14) その他市長が必要があると認める書類
- 3 条例第25条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及び許可番号
 - (2) 譲り受けようとする特定事業の許可期間
 - (3) 特定事業区域の位置
 - (4) 申請者が未成年者である場合でその法定代理人が法人であるときにあっては、その役員の氏名
 - (5) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
 - (6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名（これらの者が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の額
 - (7) 申請者に第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名
 - (8) 現場責任者の氏名及び職名

(9) 譲受けの理由

- 4 市長は、条例第25条第2項の譲受けの許可の申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をし、その旨を特定事業譲受許可（不許可）決定通知書（第40号様式）により、当該申請をした者に通知する。
- 5 条例第25条第5項の規定による通知は、特定事業譲受・相続等通知書（第41号様式）により行うものとする。

（平28規則107・追加）

（相続等の届出）

第27条 条例第26条第2項の規定による届出は、特定事業相続等届出書（第42号様式）に次に掲げる書面を添えて行うものとする。

- (1) 住民票の写し（届出者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書）
- (2) 誓約書
- (3) 届出者が未成年である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- (4) 届出者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- (5) 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
- (6) 届出者に第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- (7) 相続、合併又は分割の事実を証する書類及び書類に押印された印を証する印鑑登録証明書（法人である場合にあっては、印鑑証明書）
- (8) その他市長が必要があると認める書類

- 2 前条第5項の規定は、条例第26条第2項の規定による通知について準用する。

（平28規則107・旧第20条繰下・一部改正）

（身分を示す証明書）

第28条 条例第34条第2項に規定する証明書は、第43号様式とする。

（平28規則107・旧第21条繰下・一部改正）

（書類等の提出部数）

第29条 この規則の規定により市長に提出する書類及び図面（条例第11条の規定による協議に係る書類及び図面を除く。）の部数は、正本1部副本1部とする。

- 2 条例第11条の規定による協議に係る書類及び図面を市長に提出する部数は、別に定める。

（平28規則107・旧第22条繰下・一部改正）

（公表）

第30条 条例第38条の規定による公表は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

（平28規則107・追加）

（補則）

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（平28規則107・旧第23条繰下）

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月30日規則第85号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第4号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第51号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7号様式及び第9号様式の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年9月30日規則第78号）
この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年10月30日規則第77号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月13日規則第172号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月5日規則第2号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年7月30日規則第83号）
この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第107号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の改正規定（「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める部分に限る。）、第7条及び第8条第4項の改正規定（「を受理した」を「があった」に改める部分に限る。）、第13条第2項、第14条第2項、第15条第2項及び第16条第2項の改正規定（「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める部分に限る。）、別表第2第4項の改正規定（「のり面」を「法面」に、「こう配」を「勾配」に改める部分に限る。）並びに同表第6項、第8項及び第9項並びに別表第3第2項及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月13日規則第10号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月31日規則第76号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の改正規定（「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成31年3月29日規則第16号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び第14号様式の規定にかかわらず、平成31年4月1日前に採取された土砂等に係る船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則に規定する地質検査及び地質分析については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日規則第62号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月18日規則第8号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び第14号様式の規定にかかわらず、令和3年4月1日前に採取された土砂等に係る船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則に規定する地質検査及び地質分析については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。
別表第1

（平24規則172・全改、平27規則83・平29規則10・平31規則16・令3規則8・一部改正）

項目	基準値
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。

りん 有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
ひ 砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1キログラムにつき15ミリグラム未満であること。
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1, 2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
1, 2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
1, 3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。

備考

- 1 検液は、告示別表の付表に定める方法により作成するものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る基準値の欄のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1リットルにつき0.003ミリグラム、0.01ミリグラム、0.05ミリグラム、0.01ミリグラム、0.0005ミリグラム、0.01ミリグラム、0.8ミリグラム及び1ミリグラムを超えていない場合には、それぞれ検液1リットルにつき0.009ミリグラム、0.03ミリグラム、0.15ミリグラム、0.03ミリグラム、0.0015ミリグラム、0.03ミリグラム、2.4ミリグラム及び3ミリグラムとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、告示別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

別表第2

（平28規則107・一部改正）

- 1 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面

に段切り等の措置が講じられていること。

- 3 埋立て等の高さ（特定事業により生じる^{のり}法面の最下部（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端）と法面の最上部との高低差をいう。）は、原則として10メートル以内であること。ただし、土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算により安全であることが確認された高さとしてすることができる。
- 4 埋立て等の法面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。ただし、土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算により安全であることが確認された勾配としてすることができる。
- 5 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第12条までの規定に適合すること。
- 6 法面の高さ（法面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）が傾斜地等で5メートル以上になる場合にあっては、法面の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の小段を設け、必要に応じ、当該小段及び法面には雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 7 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 8 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- 9 特定事業区域（法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- 10 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、災害時に備え、十分な保安地帯が設けられていること。
- 11 排水施設については、特定事業区域とその周辺の土地の地形、地盤、地質、土地利用計画等を勘案して集水区域を定め、必要に応じ設置すること。
- 12 特定事業により特定事業場の隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを防止するため雨水等を支障なく流下させる措置が講じられていること。

別表第3

（平28規則107・一部改正）

- 1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅員の保安地帯が設置されていること。

0.3ヘクタール未満	2メートル以上
0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	4メートル以上
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- 2 土砂等の堆積の高さ（法面の最下部と最上部の高低差をいう。）が2.5メートル以下であること。
- 3 土砂等の堆積の法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。
- 4 土砂等が飛散するおそれのあるものについては、散水等必要な措置が講じられていること。

別表第4

（平17規則51・平24規則172・平31規則16・令5規則75・一部改正）

- 1 土地改良法に基づく土地改良事業
- 2 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条、第10条第1項及び第12条第1項の規定による許可（同法第10条第2項及び第12条第2項の適用を受ける場合を含む。）を要する行為
- 3 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内にお

ける許可を要する行為

- 4 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第34条第2項及び第44条において準用する同法第34条第2項の規定による保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 5 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為並びに同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 6 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 7 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 8 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 9 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内における許可を要する行為
- 10 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 11 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 12 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 14 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する開発行為
- 15 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 16 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 17 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 18 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 19 千葉県港湾管理条例（昭和51年千葉県条例第45号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

○船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例

平成16年 3 月31日

条例第20号

改正 平成23年 3 月31日 条例第 8 号

平成29年10月10日 条例第34号

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 産業廃棄物の不適正な処理への対策（第5条—第7条）

第3章 産業廃棄物の適正な処理

第1節 産業廃棄物を自ら処理する事業者の講ずべき措置（第8条—第10条）

第2節 削除

第3節 小規模産業廃棄物処理施設（第12条—第23条）

第4節 不法投棄等の防止（第24条—第26条）

第4章 雑則（第27条—第30条）

第5章 罰則（第31条—第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいい、法第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物を含むものとする。以下同じ。）の不適正な処理の防止を図るため、事業者、市民及び市の責務を明らかにするとともに、必要な規制等を行うことにより、産業廃棄物の不適正な処理による環境への負荷を低減し、もって良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

（平23条例8・一部改正）

（事業者の責務）

第2条 事業者は、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たり、産業廃棄物の発生をなくすこと、その量を相当程度少なくすること等を行い、産業廃棄物の発生を抑制するとともに、再生資源を利用することによる産業廃棄物の再生利用に努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動に伴い排出した産業廃棄物を処理する場合にあっては、当該産業廃棄物の適正な処理に要する費用を負担し、及び当該産業廃棄物の発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生をいう。以下同じ。）までの過程を適正に管理するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止及び適正な処理の促進に関する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第3条 市民は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止及び適正な処理の促進に関する施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、産業廃棄物の不適正な処理の防止を図るため、事業者、市民、市のすべてが一体となった取組を推進し、これらに関する基本的かつ総合的な施策の策定及び実施に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民に対し、産業廃棄物の不適正な処理の防止を図るために必要な情報の提供、啓発及び指導、産業廃棄物の減量及び資源の有効利用のための技術開発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 産業廃棄物の不適正な処理への対策

（体制の整備等）

第5条 市は、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関し監視体制その他の必要な体制を整備するとともに、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関し必要な対策を講ずるものとする。

（監視等）

第6条 市は、産業廃棄物の不適正な処理を防止するための必要な監視に努めるとともに、産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに当該不適正な処理を行った者その他の関係者に対して、当該産業廃棄物の撤去を要請する等産業廃棄物の適正な処理のために必要な措置を講じ

なければならない。

- 2 市民及び事業者は、それぞれ産業廃棄物の不適正な処理を防止するために必要な監視を行うよう努めるとともに、産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を関係機関に通報しなければならない。

（土地所有者等の責任）

第7条 市内の土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下この条及び第26条において「土地所有者等」という。）は、当該土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう当該土地の利用目的に沿った適正な管理に努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を関係機関に通報しなければならない。
- 3 産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地の土地所有者等は、当該土地に係る生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために、その権限により容易に対処することができると認められる措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する市が講ずる措置に協力しなければならない。

第3章 産業廃棄物の適正な処理

第1節 産業廃棄物を自ら処理する事業者の講ずべき措置

（廃棄物処理票）

第8条 産業廃棄物を排出する事業者は、当該事業者の事業活動を行う事業場以外の場所において業者に委託しないで当該産業廃棄物を自ら処理する場合は、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の種類及び数量、排出する事業場及び処理する場所の位置及び名称その他規則で定める事項を記載した処理票（以下「廃棄物処理票」という。）を作成し、これによる処理を行うことにより当該産業廃棄物の排出から最終処分までの過程を明確にしなければならない。

（廃棄物処理票による処理）

第9条 前条の規定により廃棄物処理票による産業廃棄物の処理を行う場合においては、産業廃棄物を排出する事業場の管理者は、廃棄物処理票に規則で定める事項を記載して、当該産業廃棄物の引渡しとともに、これを次の処理過程への運搬の業務に従事する者に交付しなければならない。この場合において、当該管理者は、当該廃棄物処理票の写しを作成し、当該産業廃棄物の処理を終了した日から3年間、当該事業場（当該事業場において保存することが困難である場合にあっては、当該事業者の最寄りの事務所）に保存しなければならない。

- 2 産業廃棄物の運搬の業務に従事する者（当該産業廃棄物の処理を委託された業者である者を除く。次項において同じ。）は、当該産業廃棄物の運搬中において、当該産業廃棄物に係る廃棄物処理票を常に携帯しなければならない。
- 3 廃棄物処理票の交付を受け、産業廃棄物の運搬の業務に従事する者は、当該運搬が終了した場合は、規則で定めるところにより、当該廃棄物処理票に規則で定める事項を記載して、当該産業廃棄物の引渡しとともに、これを運搬先の管理者に交付しなければならない。
- 4 廃棄物処理票の交付を受け、産業廃棄物の積替え又は保管の業務に従事する者（当該産業廃棄物の処理を委託された業者である者を除く。）は、当該廃棄物処理票に記載された事項を遵守して当該産業廃棄物を処理し、規則で定めるところにより、当該廃棄物処理票に規則で定める事項を記載して、当該産業廃棄物の引渡しとともに、これを次の処理過程への運搬の業務に従事する者に交付しなければならない。
- 5 廃棄物処理票の交付を受け、産業廃棄物の中間処理（産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分することをいう。）又は最終処分を行う施設の管理者は、当該廃棄物処理票とともに引渡しを受けた産業廃棄物が当該廃棄物処理票に記載された事項と相違がないことを確認するとともに、当該廃棄物処理票に規則で定める事項を記載して、当該産業廃棄物の処理を終了した日から3年間、これを当該中間処理又は最終処分を行う施設（当該施設において保存することが困難である場合にあっては、当該施設の管理者の最寄りの事務所）に保存しなければならない。

（搬入搬出時間の制限等）

第10条 産業廃棄物を排出する事業者が当該事業活動を行う事業場以外の場所において業者に委託しないで自ら当該産業廃棄物の積替え若しくは保管、中間処理又は最終処分を行う場合にあっては、当

該事業者は、午後10時から翌日の午前6時までの間においては、当該産業廃棄物を当該場所へ搬入し、又は当該場所から搬出してはならない。ただし、当該産業廃棄物の適正な処理が行われており、周辺地域における生活環境の保全及び災害の発生の防止に関し必要な措置が講じられている場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定に違反して産業廃棄物の搬入若しくは搬出をし、又はそのおそれがあると認めるときは、当該搬入若しくは搬出をし、若しくはしようとする者又は当該産業廃棄物を排出する事業者に対し、産業廃棄物の搬入若しくは搬出の中止を命じ、又は同項の規定に違反しないよう業務の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第2節 削除

(平29条例34)

第11条 削除

(平29条例34)

第3節 小規模産業廃棄物処理施設

(許可)

第12条 次に掲げる施設（以下「小規模産業廃棄物処理施設」という。）を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、産業廃棄物を排出する事業活動を行う者が自ら当該事業活動を行う事業場に当該産業廃棄物に係る小規模産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、この限りでない。

- (1) 法の許可を要する産業廃棄物の焼却施設以外の産業廃棄物の焼却施設であって次のいずれかに該当するもの
 - ア 1時間当たりの処理能力が50キログラム以上のもの
 - イ 火格子面積又は火床面積が0.5平方メートル以上のもの
 - ウ 燃焼室の容積が0.7立方メートル以上のもの
 - (2) 廃プラスチック類、木くず又はがれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。）である産業廃棄物の破碎施設であって1日当たりの処理能力が5トン以下のもの
 - (3) 事業者が自ら排出した産業廃棄物の積替保管場（廃棄物の積替え又は保管を行う場合における当該積替え又は保管の場所をいう。以下同じ。）であって、当該産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する面積（次項及び次条において「供用面積」という。）が100平方メートル以上のもの
- 2 同一事業場内において2以上の産業廃棄物の焼却施設又は積替保管場を設置しようとする者に係る前項の規定の適用については、産業廃棄物の焼却施設にあつては当該2以上の産業廃棄物の焼却施設の焼却能力、積替保管場にあつては当該2以上の積替保管場の供用面積をそれぞれ合算して適用する。

(許可の申請)

第13条 前条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (3) 小規模産業廃棄物処理施設の種類
- (4) 小規模産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- (5) 小規模産業廃棄物処理施設の処理能力（積替保管場である場合にあつては、供用面積）
- (6) 小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (7) 小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- (8) その他規則で定める事項

(許可の基準等)

第14条 市長は、第12条第1項の許可の申請について、当該申請に係る小規模産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 2 第12条第1項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 3 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模産業廃棄物処理施設について市長の検査を受け、当該小規模産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条の申請書に記載した設置に関する計画

に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(変更の許可等)

第15条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る第13条第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第12条第1項の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき、又は第13条第1号に掲げる事項その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(維持管理)

第16条 第12条第1項又は前条第1項の許可を受けた者（以下この節において「許可施設設置者」という。）は、規則で定める技術上の基準及び当該許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設に係る第13条の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について前条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い、当該小規模産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

(排出基準)

第17条 第12条第1項第1号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の許可施設設置者は、当該小規模産業廃棄物処理施設の排出口において規則で定める排出基準に適合しないばいじん及び塩化水素を排出してはならない。

(関係書類の閲覧等)

第18条 許可施設設置者は、規則で定めるところにより、第12条第1項又は第15条第1項の許可に係る小規模産業廃棄物処理施設（以下この節において「許可施設」という。）の維持管理に関し規則で定める事項を記録し、これを当該許可施設（当該許可施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該許可施設設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 許可施設設置者は、規則で定めるところにより、許可施設がある事業所の公衆の見やすい場所において、当該許可施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、処理能力その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(廃止等の届出)

第19条 許可施設設置者は、許可施設を廃止したとき、又は許可施設を休止し、若しくは当該許可施設を再開したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(譲受け等)

第20条 許可施設設置者から許可施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第14条第1項の規定は、前項の許可について準用する。

3 第1項の許可を受けて許可施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該許可施設に係る許可施設設置者の地位を承継する。

(相続等)

第21条 許可施設設置者について相続、合併又は分割（当該許可施設設置者の許可施設の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該許可施設の相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可施設の全部を承継した法人は、当該許可施設設置者のこの条例による地位を承継する。

2 前項の規定により許可施設設置者の地位を承継した相続人又は法人は、当該相続又は当該承継の日から30日以内に、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第22条 市長は、許可施設設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可施設設置者に係る第12条第1項の許可を取り消し、又は当該許可施設設置者に対し期限を定めて当該許可施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該許可施設の使用の停止を命じることができる。

(1) 許可施設の構造又はその維持管理が第14条、第16条若しくは第17条に規定する技術上の基準又は当該許可施設の許可に係る第13条の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について第15条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合して

いないと認めるとき。

- (2) 許可施設設置者が第14条第2項（第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。

（帳簿の作成及び保存）

第23条 許可施設設置者は、帳簿を備え、許可施設に係る産業廃棄物の処理について規則で定める事項を記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後3年間当該許可施設ごとに保存しなければならない。

第4節 不法投棄等の防止

（不法投棄行為者等の公表）

第24条 市長は、産業廃棄物の不適正な処分（法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準、同条第2項に規定する産業廃棄物保管基準、法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準又は同条第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の処分をいう。第26条において同じ。）が行われた場合において、当該処分により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該処分を行った者の氏名又は名称及び住所、当該処分に係る法又はこの条例に違反した事実その他規則で定める事項を公表することができる。

（廃止施設等に対する措置等）

第25条 法第14条第1項若しくは第14条の4第1項の規定により産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者で積替保管場を有するもの、法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の許可を受けた者又は第12条第1項の許可を受けた者は、これらの許可に係る積替保管場、産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設（以下この条、第27条及び第28条において「許可施設等」という。）を廃止した場合又は当該許可施設等に係る許可を取り消された場合は、当該許可施設等に残存する産業廃棄物が飛散し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じなければならない。ただし、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定に違反する者に対し、当該許可施設等に残存する産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（平23条例8・一部改正）

（不法投棄関係土地所有者等の義務）

第26条 産業廃棄物の不適正な処分が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある土地について、当該土地の土地所有者等又は市長その他の者がその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じた場合は、当該土地所有者等は、当該土地について産業廃棄物の不適正な処分の再発の防止に関し必要な措置を講じなければならない。ただし、当該土地所有者等が当該措置に係る産業廃棄物の不適正な処分が行われたことについてその責めに帰すべき事由がないと認められる場合は、この限りでない。

- 2 前項の土地について市長がその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じた場合においては、当該土地の土地所有者等は、当該土地の利用計画について、市長の確認を受けなければ、当該土地を引き続いて利用してはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第4章 雑則

（報告の徴収）

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分に使用する車両の運転者、産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者又は許可施設等の設置者に対し、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は許可施設等の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分に使用する車両を停車させ、当該車両に立ち入り、又は事業者若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場若しくは許可施設等のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は許可施設等の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは無償で収去させ、又は関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなけれ

ばならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(手数料)

第29条 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

- (1) 第12条第1項の許可を受けようとする者 1件につき70,000円
- (2) 第15条第1項の許可を受けようとする者 1件につき50,000円
- (3) 第20条第1項の許可を受けようとする者 1件につき50,000円

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。
(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第31条 次の各号の一に該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項の規定に違反して、小規模産業廃棄物処理施設を設置した者
- (2) 第15条第1項の規定に違反して、第13条第4号から第7号までに掲げる事項を変更した者
- (3) 第20条第1項の規定に違反して、小規模産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者
- (4) 第22条又は第25条第2項の規定による命令に違反した者

第32条 第14条第3項(第15条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、小規模産業廃棄物処理施設を使用した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の規定に違反して、廃棄物処理票を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (2) 第9条第1項前段、第3項又は第4項の規定に違反して、廃棄物処理票を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして廃棄物処理票を交付した者
- (3) 第9条第1項後段の規定に違反して、廃棄物処理票の写しを保存しなかった者
- (4) 第9条第2項の規定に違反して、廃棄物処理票を携行しなかった者
- (5) 第9条第5項の規定に違反して、同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は廃棄物処理票を保存しなかった者
- (6) 第10条第2項の規定による命令に違反した者

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第3項、第19条又は第21条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第18条第1項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者
- (3) 第18条第2項の規定による標識を掲げない者
- (4) 第23条第1項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第2項の規定に違反して帳簿を保存しなかった者
- (5) 第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (6) 第28条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平29条例34・一部改正)

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第31条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定(船橋市証紙条例(昭和39年船橋市条例第9号)第2条第1号の改正規定に限る。)は公布の日から、第1章及び第2章の規定は平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例(平成14年千葉県条例第3

号)の規定によりなされた小規模産業廃棄物処理施設の許可を有する小規模産業廃棄物処理施設を設置している者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第12条第1項の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該小規模産業廃棄物処理施設を設置している者は、施行日から3月以内に、規則に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 3 第8条及び第9条の規定は、施行日以後に発生した産業廃棄物の処理について適用し、施行日前に発生した産業廃棄物の処理については、なお従前の例による。

(船橋市証紙条例の一部改正)

- 4 船橋市証紙条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成23年3月31日条例第8号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月10日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

○船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

平成16年 6 月14日

規則第81号

改正 平成17年 3 月28日規則第 4 号
平成17年 3 月31日規則第52号
平成21年 3 月10日規則第 4 号
平成23年 3 月31日規則第28号
平成28年 3 月31日規則第71号
平成29年10月10日規則第82号
令和5年11月29日規則第90号

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 産業廃棄物の適正な処理

第1節 産業廃棄物を自ら処理する事業者の講ずべき措置（第2条―第11条）

第2節 削除

第3節 小規模産業廃棄物処理施設（第14条―第33条）

第4節 不法投棄等の防止（第34条―第36条）

第3章 雑則（第37条―第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成16年船橋市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 産業廃棄物の適正な処理

第1節 産業廃棄物を自ら処理する事業者の講ずべき措置

（廃棄物処理票の作成を要する事業者）

第2条 産業廃棄物を排出する事業者（市外の事業場において産業廃棄物を排出する事業者を含むものとする。）が、当該事業者の事業活動を行う事業場以外の市内の場所（産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所を含むものとする。）に当該産業廃棄物を自ら搬入する場合にあっては、条例第8条の規定により廃棄物処理票を作成しなければならない。

（廃棄物処理票の作成）

第3条 条例第8条の規定による廃棄物処理票の作成は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 当該産業廃棄物の種類ごとに作成すること。
- (2) 当該産業廃棄物の運搬先が2以上である場合にあっては、運搬先ごとに作成すること。
- (3) 当該産業廃棄物の運搬の用に供する車両が2以上である場合にあっては、車両ごとに作成すること。

（廃棄物処理票の記載事項）

第4条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 廃棄物処理票に係る産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）の氏名又は名称及び住所
- (2) 排出事業者が中間処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条第5項の中間処理業者のうち、法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者及び法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者をいう。）である場合にあっては、廃棄物処理票に係る産業廃棄物を排出する事業場（以下「排出事業場」という。）に係る許可をした行政庁の名称及び許可番号
- (3) 排出事業者が建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けて建設業を営む者をいう。第14条第4項第2号において同じ。）である場合にあっては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
- (4) 排出事業者が解体工事業業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の規定による登録を受けて解体工事業

を営む者をいう。第14条第4項第3号において同じ。)である場合にあっては、排出事業場に係る登録をした行政庁の名称及び登録番号

- (5) 排出事業場が建設工事現場(建設業法第2条第1項の建設工事が行われている場所をいう。)である場合にあっては、当該建設工事現場に係る建設工事の発注者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- (6) 排出事業場が建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出が必要な事業場である場合にあっては、当該届出をした行政庁の名称
- (7) 産業廃棄物の荷姿
- (8) 産業廃棄物の運搬の用に供する車両の登録番号
- (9) 産業廃棄物の運搬の業務に従事する者の氏名
- (10) 産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合における当該積替え又は保管を行う場所が条例第12条第1項第3号の規定による許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設に係る許可番号
- (11) 産業廃棄物の中間処理又は最終処分を行う場所に法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設又は条例第12条第1項第1号若しくは第2号の規定による許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設がある場合にあっては、当該産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設に係る許可番号

2 廃棄物処理票の様式は、第1号様式によるものとする。

(平23規則28・一部改正)

(排出事業場の管理者の記載事項)

第5条 条例第9条第1項の規則で定める事項は、条例第8条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 排出事業場の管理者の氏名(当該管理者の自署に限る。)
- (2) 廃棄物処理票に係る産業廃棄物の次の処理過程への運搬の業務に従事する者に交付した年月日及び時刻

(運搬の業務に従事する者の廃棄物処理票による処理)

第6条 条例第9条第3項の規定により廃棄物処理票に係る産業廃棄物の運搬の業務に従事する者が当該産業廃棄物の運搬を終了した場合において当該廃棄物処理票に係る産業廃棄物の次の処理過程に係る処分を業者に委託するときにあつては、当該廃棄物処理票に次条に規定する事項を記載して、運搬を終了した日から10日以内に当該廃棄物処理票に係る排出事業場の管理者に回付しなければならない。当該廃棄物処理票に係る産業廃棄物の次の処理過程への運搬先が市外であつて、当該運搬先に運搬するときも、同様とする。

- 2 前項の規定により廃棄物処理票の回付を受けた排出事業場の管理者は、回付を受けた日から3年間、これを当該排出事業場(当該排出事業場において保存することが困難である場合にあっては、当該排出事業者の最寄りの事務所)に保存しなければならない。

(運搬の業務に従事した者の記載事項)

第7条 条例第9条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 運搬の業務に従事した者の氏名(当該運搬の業務に従事した者の自署に限る。)
- (2) 運搬を終了した年月日及び時刻

(積替え又は保管の業務に従事する者の廃棄物処理票による処理)

第8条 条例第9条第4項の規定により廃棄物処理票に係る産業廃棄物の積替え又は保管の業務に従事する者が当該産業廃棄物の積替え又は保管を終了した場合において当該廃棄物処理票に係るすべての産業廃棄物の次の処理過程に係る運搬を業者に委託するときにあつては、当該産業廃棄物の積替え又は保管の業務に従事する者は、当該廃棄物処理票に次条に規定する事項を記載して、積替え又は保管を終了した日から10日以内に当該廃棄物処理票に係る排出事業場の管理者に回付しなければならない。

- 2 第6条第2項の規定は、前項の規定により廃棄物処理票の回付を受けた排出事業場の管理者について準用する。

(積替え又は保管の業務に従事した者の記載事項)

第9条 条例第9条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 積替え又は保管の業務に従事した者の氏名(当該積替え又は保管の業務に従事した者の自署に

限る。)

- (2) 積替え又は保管を終了した年月日及び時刻
- (3) 積替え又は保管を行う場所において産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の収集を行った場合にあっては、収集量
- (4) 廃棄物処理票に係る産業廃棄物の積替え又は保管後の次の処理過程に係る運搬を業者に委託する場合にあっては、当該委託した産業廃棄物の量
- (5) 積替え又は保管後の産業廃棄物の荷姿
- (6) 積替え又は保管後の産業廃棄物の運搬の用に供する車両の登録番号
- (7) 積替え又は保管後の産業廃棄物の運搬の業務に従事する者の氏名
（産業廃棄物の中間処理又は最終処分を行う施設の管理者の記載事項）

第10条 条例第9条第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 産業廃棄物の中間処理又は最終処分を行う施設の管理者の氏名（当該管理者の自署に限る。）
- (2) 産業廃棄物の中間処理又は最終処分を終了した年月日及び時刻
（搬入搬出時間の制限をしない場合）

第11条 条例第10条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 震災、風水害、火災その他の災害の予防（当該災害の発生の蓋然性が高い場合等緊急である場合に限る。）、応急対策又は復旧のために必要な産業廃棄物の処理を行う場合
- (2) 道路、鉄道、電気、ガス、上下水道その他公共施設に関する工事により排出した産業廃棄物を午後10時から翌日の午前6時までの時間帯に処理しないことにより、生活環境の保全上重大な支障を生じる場合
- (3) その他市長が特に必要があると認める場合

第2節 削除

（平29規則82）

第12条及び第13条 削除

（平29規則82）

第3節 小規模産業廃棄物処理施設

（小規模産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第14条 条例第13条に規定する申請書は、小規模産業廃棄物処理施設設置許可申請書（第2号様式）とする。

2 前項の申請書に条例第13条第6号の小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 小規模産業廃棄物処理施設の位置
- (2) 小規模産業廃棄物処理施設の処理方式
- (3) 小規模産業廃棄物処理施設の構造及び設備（条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、産業廃棄物を種類ごとに保管するための設備を含む。）
- (4) 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
- (5) 条例第12条第1項第1号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積
- (6) その他小規模産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項

3 第1項の申請書に条例第13条第7号の小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第12条第1項第1号及び第2号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の種類及び数量
- (2) 条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、当該小規模産業廃棄物処理施設において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び数量
- (3) その他小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

4 条例第13条第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請者の行っている事業の業種
- (2) 申請者が建設業者である場合にあっては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
- (3) 申請者が解体工事業業者である場合にあっては、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号

- (4) 条例第12条第1項第1号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあつては、焼却灰等の処分方法
- (5) 当該小規模産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- (6) 着工予定年月日及び使用開始予定年月日

5 第1項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 当該小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- (2) 当該小規模産業廃棄物処理施設の処理工程図
- (3) 当該小規模産業廃棄物処理施設の付近の見取図
- (4) 申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (5) 申請者が個人の場合にあつては、住民票の写し
- (6) その他市長が必要があると認める書類及び図面

(平17規則4・一部改正)

(小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準)

第15条 条例第14条第1項の規則で定める技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模産業廃棄物処理施設のある事業場の周囲には、みだりに人が当該事業場に立ち入ることを防止するための囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)を設け、かつ、当該囲いには当該事業場の産業廃棄物の搬入路から当該事業場の内部を容易に見通すことができる部分を設けること。
- (2) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- (3) 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、小規模産業廃棄物処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (4) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- (5) 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- (6) 小規模産業廃棄物処理施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

第16条 条例第14条第1項の規則で定める技術上の基準は、前条各号に掲げるもののほか、この条の定めるところによる。

2 条例第12条第1項第1号及び第2号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備が、当該小規模産業廃棄物処理施設の処理能力に応じ、十分な容量を有し、かつ、条例第16条の規定による維持管理に支障がないものであることとする。

3 条例第12条第1項第1号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 外気と遮断された状態で、定量ずつ産業廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること(ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却施設の場合を除く。)
- (2) 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。
 - ア 燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。
 - イ 外気と遮断されたものであること。
 - ウ 燃焼ガスの温度を速やかにアに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。
 - エ 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限る。)が設けられていること。
- (3) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (4) 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。
- (5) ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。
- (6) 灰出し設備は、ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。
- (7) 排ガス処理設備の出口における排ガスの測定のために、測定口及び必要な足場が設けられてい

ること。

(8) その他市長が必要があると認める設備が設けられていること。

4 条例第12条第1項第2号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていることとする。

5 条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 産業廃棄物の積替え又は保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、汚水が地下に浸透しない構造とすること。

(2) 産業廃棄物を種類ごとに保管するための設備が設けられていること。

(3) 積替保管場は、積替え又は保管を行う産業廃棄物の数量に応じ、十分な容量を有し、かつ、条例第16条の規定による維持管理に支障がないものであること。

(小規模産業廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第17条 条例第14条第3項(条例第15条第2項において準用する場合を含む。)に規定する検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設使用前検査申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所

(3) 許可の年月日及び許可番号

(4) しゅん工の年月日

(5) 小規模産業廃棄物処理施設の使用開始予定年月日

2 前項の申請書には、しゅん工後の小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面を添付しなければならない。

3 市長は、小規模産業廃棄物処理施設使用前検査申請書の提出があったときは、速やかに検査を行い、当該小規模産業廃棄物処理施設が当該許可に係る条例第13条の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められるときは、小規模産業廃棄物処理施設使用前検査済証(第4号様式)により申請者に通知する。

(平29規則82・一部改正)

(小規模産業廃棄物処理施設の許可証)

第18条 市長は、条例第12条第1項の規定により小規模産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は条例第15条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、小規模産業廃棄物処理施設設置等許可証(第5号様式)を交付する。

2 前項の許可証を紛失し、毀損し、又は汚損したことにより許可証の再交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設許可証再交付申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所

(3) 小規模産業廃棄物処理施設の種類

(4) 許可の年月日及び許可番号

(5) 再交付申請の理由

3 第1項の許可証の毀損又は汚損により前項の申請書を提出する者は、当該申請書の提出とともに、当該許可証を市長に返納しなければならない。

4 第2項の規定により許可証の再交付を受けた者が紛失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返納しなければならない。

5 第1項の許可証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該許可証の記載事項に変更が生じた場合にあっては、市長は許可証を書き換えて当該者に交付するものとする。

(1) 条例第15条第3項の規定により条例第13条第1号に掲げる事項の変更を届け出たとき。

(2) 条例第20条第1項の規定による許可を受けて許可施設設置者の地位を承継したとき。

(3) 条例第21条第2項の規定により許可施設設置者の地位の承継を届け出たとき。

6 第1項の許可証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときにあっては、当該許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 条例第19条の規定により廃止を届け出たとき。
 - (2) 条例第22条の規定により許可が取り消されたとき。
- (許可を要しない小規模産業廃棄物処理施設の軽微な変更)

第19条 条例第15条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- (1) 条例第12条第1項第1号及び第2号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、条例第13条の申請書に記載した処理能力（当該処理能力について条例第15条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。）に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10パーセント以上増大するに至るもの
- (2) 条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、条例第13条の申請書に記載した供用面積の変更
- (3) 第14条第2項第2号に掲げる事項に係る変更
- (4) 第14条第2項第3号に掲げる事項に係る変更であって、次のア及びイに掲げる小規模産業廃棄物処理施設の種別に応じ、それぞれ当該ア及びイに掲げる設備に係るもの
 - ア 条例第12条第1項第1号に掲げる施設 燃焼室
 - イ 条例第12条第1項第2号に掲げる施設 破砕機
- (5) 第14条第2項第4号に掲げる事項に係る変更（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更に限る。）
- (6) 第14条第3項第2号に掲げる事項に係る変更
(平23規則28・一部改正)

(小規模産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第20条 条例第15条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設変更許可申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - (3) 小規模産業廃棄物処理施設の種別
 - (4) 許可の年月日及び許可番号
 - (5) 変更の内容
 - (6) 変更の理由
 - (7) 変更のための工事の着工予定年月日及び変更後の使用開始予定年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 変更後の小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - (2) 第14条第3項各号に掲げる事項に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
 - (3) 小規模産業廃棄物処理施設の処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図
(届出を要する小規模産業廃棄物処理施設の変更)

第21条 条例第15条第3項の規則で定める事項は、第14条第4項第4号から第6号までに掲げる事項とする。

(小規模産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第22条 条例第15条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書（第8号様式）を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - (3) 小規模産業廃棄物処理施設の種別
 - (4) 許可の年月日及び許可番号
 - (5) 変更の内容
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 条例第13条第1号に掲げる事項に変更があった場合には、個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (2) 小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該小規模産業廃棄物処理施設の構造を明ら

かにする設計計算書

- (3) 小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類

(平17規則4・一部改正)

(小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

第23条 条例第16条の規則で定める技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受け入れる産業廃棄物の種類及び数量が当該小規模産業廃棄物処理施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
- (2) 小規模産業廃棄物処理施設の正常な機能を維持するため、定期的に小規模産業廃棄物処理施設の点検及び機能検査を行うこと。
- (3) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- (4) 蚊、はえ等の発生の防止に努め、清潔を保持すること。
- (5) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- (6) 第15条第1号に規定する小規模産業廃棄物処理施設に係る事業場の内部を容易に見通すことができる部分に産業廃棄物を堆積させる等により当該事業場の内部を容易に見通すことを妨げないようにすること。
- (7) 小規模産業廃棄物処理施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- (8) 小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。

第24条 条例第16条の規則で定める技術上の基準は、前条各号に掲げるもののほか、この条の定めるところによる。

2 条例第12条第1項第1号及び第2号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模産業廃棄物処理施設への産業廃棄物の投入は、当該小規模産業廃棄物処理施設の処理能力を超えないように行うこと。
- (2) 産業廃棄物が小規模産業廃棄物処理施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに小規模産業廃棄物処理施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- (3) 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の数量は、第14条第3項第1号の規定による小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に記載した当該受入設備及び貯留設備において保管することとした産業廃棄物の数量を超えないようにすること。

3 条例第12条第1項第1号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 燃焼中に産業廃棄物を燃焼室に投入する場合は、外気と遮断された状態で行うこと。
- (2) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。
- (3) 焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。
- (4) 運転を開始する場合にあっては、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
- (5) 運転を停止する場合にあっては、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くすこと。
- (6) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (7) 排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。
- (8) 煙突から排出される排ガス中のばいじん及び塩化水素の濃度を毎年1回以上測定し、かつ、記録すること。
- (9) 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (10) 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出により生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (11) ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。

(12) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

(13) その他市長が必要があると認める措置を講ずること。

4 条例第12条第1項第2号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずることとする。

5 条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 産業廃棄物の積替え又は保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講ずること。

(2) 産業廃棄物を種類ごとに保管すること（複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合している場合を除く。）。

(3) 積替保管場において積替え又は保管を行う産業廃棄物の数量は、第14条第3項第2号の規定による小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に記載した当該積替保管場において積替え又は保管を行うこととした産業廃棄物の数量を超えないようにすること。

（排出基準）

第25条 条例第17条の規則で定める排出基準は、別表に掲げるとおりとする。

（記録の閲覧等）

第26条 条例第18条第1項の規定による記録は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までに備え置かなければならない。

(1) 次条第1号ア、第2号及び第3号に掲げる事項 翌月の末日

(2) 次条第1号イに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

(3) 次条第1号ウに掲げる事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日

2 前項の記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧させなければならない。

3 前項の規定による閲覧は、正当な理由なしにこれを拒むことができない。

（記録する事項）

第27条 条例第18条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 条例第12条第1項第1号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設 次に掲げる事項

ア 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

イ 第24条第3項第6号及び第8号の規定による測定に関する次に掲げる事項

(ア) 当該測定を行った位置

(イ) 当該測定の結果の得られた年月日

(ウ) 当該測定の結果

ウ 第24条第3項第7号の規定によるばいじんの除去を行った年月日

(2) 条例第12条第1項第2号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(3) 条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設 次に掲げる事項

ア 積替え又は保管を行った産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

イ 産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の各月ごとの拾集量

（標識）

第28条 条例第18条第2項の標識は、小規模産業廃棄物処理施設に関する標識（第9号様式）によるものとする。

2 前項の標識は、縦90センチメートル以上、横120センチメートル以上でなければならない。

（標識の記載事項）

第29条 条例第18条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 許可施設設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 許可施設設置者の連絡先の電話番号

(3) 許可施設の設置の場所

(4) 許可の年月日及び許可番号

(5) 許可施設の管理者の氏名

- (6) 条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、その積替え又は保管の用に供する面積
- (7) 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備又は積替保管場において保管する産業廃棄物の種類及び数量
- (8) 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備又は積替保管場において保管する産業廃棄物の高さの上限
(許可施設に係る廃止等の届出)

第30条 条例第19条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した許可施設廃止等届出書（第10号様式）を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 許可施設の設置の場所
- (3) 許可施設の種類
- (4) 許可の年月日及び許可番号
- (5) 許可施設の廃止若しくは休止又は再開の理由
- (6) 許可施設の廃止若しくは休止又は再開の年月日
(許可施設の譲受け等の許可の申請)

第31条 条例第20条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可施設譲受け等許可申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 譲受け若しくは借受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 許可施設の設置の場所
- (4) 許可施設の種類
- (5) 許可の年月日及び許可番号
- (6) 許可施設の位置、構造等の設置に関する計画

2 前項第6号に規定する許可施設の位置、構造等に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可施設の位置
- (2) 許可施設の処理方式
- (3) 許可施設の構造及び設備（条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、産業廃棄物を種類ごとに保管するための設備を含む。）
- (4) 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
- (5) 条例第12条第1項第1号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積
- (6) その他許可施設の構造等に関する事項

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 当該許可施設の構造を明らかにする設計計算書
- (2) 当該許可施設の処理工程図
- (3) 当該許可施設の付近の見取図
- (4) 申請者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (5) 申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し
- (6) その他市長が必要があると認める書類及び図面
(平17規則4・一部改正)

(許可施設に係る相続等の届出)

第32条 条例第21条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる承継の原因に応じ、当該各号に規定する事項を記載した許可施設相続等届出書（第12号様式）を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 相続
 - ア 氏名及び住所並びに被相続人との続柄
 - イ 被相続人の氏名及び死亡時の住所
 - ウ 許可施設の設置の場所

- エ 許可施設の種類
- オ 許可の年月日及び許可番号
- カ 相続の開始の日

(2) 合併又は分割

- ア 名称及び住所並びに代表者の氏名
- イ 許可施設の設置の場所
- ウ 許可施設の種類
- エ 許可の年月日及び許可番号
- オ 合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
- カ 合併又は分割の方法及び条件
- キ 合併又は分割の理由
- ク 合併又は分割の時期

2 前項の届出書には、届出者が個人の場合にあっては住民票の写し、法人の場合にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書を添付するほか、次の各号に掲げる承継の原因に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 相続 相続人であることを証する書類
- (2) 合併 合併契約書の写し
- (3) 分割 分割契約書の写し

(平17規則4・一部改正)

(許可施設設置者の帳簿記載事項等)

第33条 条例第23条第1項の規則で定める事項は、当該許可施設設置者が設置している許可施設において処理される産業廃棄物の種類ごとに、次の表の左欄の区分に応じ同表の右欄に掲げる事項とする。

運搬	1 運搬年月日 2 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 3 積替え又は保管を行う場合にあっては、積替え又は保管を行う場所ごとの搬出量
運搬の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 運搬先ごとの委託量
処分	1 処分年月日 2 処分方法ごとの処分量 3 処分後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 受託者ごとの委託の内容及び委託量

2 条例第23条第1項の帳簿は、許可施設ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

第4節 不法投棄等の防止

(不法投棄行為者等の公表)

第34条 条例第24条の規定による公表は、市役所及び出張所の掲示場に掲示して行うものとする。

(不法投棄行為者等の公表事項)

第35条 条例第24条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第19条の5第1項第2号から第5号までに規定する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法第19条の6第1項に規定する排出事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 産業廃棄物の不適正な処分に供された車両の登録番号
- (4) 産業廃棄物の不適正な処分が行われた場所の所在地

(平23規則28・一部改正)

(市長の確認)

第36条 条例第26条第2項の規定による市長の確認は、次に掲げる事項を記載した土地利用計画書(第13号様式)を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 当該土地の所在地
 - (2) 当該土地に係る利用計画の内容
 - (3) 当該土地に係る産業廃棄物の不適正な処分の再発の防止に関し講じた措置の内容
 - (4) 当該土地を譲渡し、又は貸与する場合にあっては、譲渡し、又は貸与する相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 前項の計画書には、前項各号に掲げる事項を証する書類その他市長が必要があると認める書類及び図面を添付しなければならない。

第3章 雑則

(身分を示す証明書)

第37条 条例第28条第2項に規定する証明書は、身分証明書（第14号様式）とする。

(手数料の減免基準等)

第38条 条例第29条第2項の規定により特に必要があると認めるときとは、次に掲げるときとする。

- (1) 国又は地方公共団体が申請するとき。
 - (2) その他市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 手数料の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減額（免除）申請書（第15号様式）により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減額又は免除の可否を決定し、その旨を手数料減額（免除）可否決定通知書（第16号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(平29規則82・一部改正)

(書類等の提出)

第39条 この規則の規定に基づき市長に提出する申請書等並びにこれに添付する書類及び図面の提出の部数は正副各1部ずつとする。

(提出書類の特例)

第40条 この規則の規定により同時に2以上の申請書等を提出する場合において、各申請書等に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書等にこれを添付し、他の申請書等にはその旨を記載して、一の申請書等に添付した書類の添付を省略することができる。

(令5規則90・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 条例附則第2項後段の規定による届出は、小規模産業廃棄物処理施設使用届出書（第17号様式）によるものとする。

附 則（平成17年3月28日規則第4号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第52号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2号様式、第3号様式、第6号様式から第8号様式まで、第10号様式から第13号様式まで、第15号様式及び第17号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成21年3月10日規則第4号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成23年3月31日規則第28号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2号様式(第3面)備考4及び第17号様式(第3面)備考4の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第19条第1号の規定は、この規則の施行の日以後の船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例(平成16年船橋市条例第20号)第13条の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について同条例第15条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この項において同じ。)に係る変更について適用し、同日前の処理能力に係る変更については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成28年3月31日規則第71号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月10日規則第82号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

1 ばいじんの排出基準

項目	量(単位 グラム)
ばいじん	0.15

備考

- 1 ばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \{ 9 \div (21 - 0s) \} \cdot Cs$$

この式において、C、0s及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量(単位 グラム)

0s 排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。)(単位 百分率)

Cs 規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの(単位 グラム)

- 2 ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。

- 3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

2 塩化水素の排出基準

項目	量(単位 ミリグラム)
塩化水素	700

備考

- 1 塩化水素の量は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \{ 9 \div (21 - 0s) \} \cdot Cs$$

この式において、C、0s及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 塩化水素の量(単位 ミリグラム)

0s 排出ガス中の酸素の濃度(単位 百分率)

Cs 規格K0107に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの(単位 ミリグラム)

- 2 塩化水素の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

○船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例

平成20年 3 月31日
条例第15号

船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、硫酸ピッチが人の健康、生活環境及び自然環境に係る重大な被害を生ずるおそれのある性状を有する物質であること並びに財産上の不正な利益を図る目的で生成された硫酸ピッチが不適正に処理されている状況にあることにかんがみ、硫酸ピッチの生成を禁止することにより、良好な生活環境及び自然環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「硫酸ピッチ」とは、硫酸と炭化水素油との混合物のうち、固形状又は液状のものであって、著しい腐食性を有するものとして規則で定める基準に適合するものをいう。

(生成の禁止)

第3条 何人も、自己又は他人の財産上の不正な利益を図る目的で、硫酸ピッチを生成させてはならない。

(中止命令)

第4条 市長は、前条の規定に違反して硫酸ピッチを生成させている者又は生成させた者に対し、硫酸ピッチの生成の中止を命ずることができる。

(報告の徴収)

第5条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、硫酸ピッチ又は硫酸ピッチであることの疑いのある物（以下「硫酸ピッチ等」という。）を生成させている者又は生成させた者に対し、硫酸ピッチ等の生成に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、硫酸ピッチ等を生成させている者又は生成させた者の事務所、事業場、倉庫その他の場所に立ち入り、硫酸ピッチ等の生成に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において硫酸ピッチ等は無償で収去させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(倉庫等の管理者の努力義務)

第7条 倉庫、資材置場その他の第3条の規定に違反した硫酸ピッチの生成のために使用されるおそれがある土地又は建物の管理者は、当該土地又は建物が当該硫酸ピッチの生成のために使用されないよう当該土地又は建物の適正な管理に努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第9条 第4条の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第6条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

○船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則

平成20年 3 月31日

規則第22号

改正 令和元年 6 月26日規則第 6 号

船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例（平成20年船橋市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条の規則で定める基準)

第2条 条例第2条の規則で定める基準は、水素イオン濃度指数が2.0以下であることとする。

2 前項の基準は、日本産業規格K0102の12.1に定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(令元規則6・一部改正)

(身分を示す証明書)

第3条 条例第6条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

附 則

この規則は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月26日規則第 6 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

○浄化槽法施行細則

昭和62年 3 月 31 日

規則第34号

改正 平成12年12月27日規則第101号
平成15年 3 月 18 日規則第 7 号
平成17年 3 月 28 日規則第 4 号
平成18年 3 月 31 日規則第19号
平成28年 3 月 31 日規則第71号
令和 2 年 3 月 31 日規則第60号

浄化槽法施行細則

(平15規則 7 ・改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、浄化槽法施行令（平成13年政令第310号）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）及び浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）の施行に関し、必要な事項を定める。

(平12規則101・平15規則 7 ・令 2 規則60・一部改正)

(浄化槽の使用開始等の報告書)

第2条 法第10条の 2 第 1 項に規定する報告書は、浄化槽使用開始報告書（第 1 号様式）とする。

2 法第10条の 2 第 2 項に規定する報告書は、技術管理者変更報告書（第 2 号様式）とする。

3 法第10条の 2 第 3 項に規定する報告書は、浄化槽管理者変更報告書（第 3 号様式）とする。

(平15規則 7 ・追加)

(浄化槽の維持管理状況の報告)

第3条 浄化槽管理者は、当該浄化槽の維持管理の状況を随時記録し、毎年 1 月から 3 月までの分を 4 月10日までに、4 月から 6 月までの分を 7 月10日までに、7 月から 9 月までの分を10月10日までに、10月から12月までの分を翌年の 1 月10日までに、浄化槽維持管理報告書（第 4 号様式）により市長に報告しなければならない。ただし、当該浄化槽の処理対象人員が50人以下（既存単独処理浄化槽にあっては、500人以下）の場合にあっては、報告を要しないものとする。

(平15規則 7 ・追加)

第4条 削除

(令 2 規則60)

(浄化槽清掃業の許可申請)

第5条 法第35条第 1 項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浄化槽清掃業許可申請書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

(平15規則 7 ・旧第 2 条繰下・一部改正)

(許可又は不許可の通知)

第6条 市長は、法第35条第 4 項に規定する許可又は不許可の処分をしたときは、浄化槽清掃業許可証（第 7 号様式。以下「許可証」という。）を交付し、又は浄化槽清掃業不許可通知書（第 8 号様式）により申請者に通知する。

2 許可証は、他人に譲渡し又は貸与してはならない。

(平15規則 7 ・旧第 3 条繰下・一部改正)

(許可証の再交付)

第7条 前条第 1 項の規定により許可証の交付を受けた申請者（以下「許可業者」という。）は、許可証を破損し、又は亡失したときは、直ちに浄化槽清掃業許可証再交付申請書（第 9 号様式）を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。

2 許可証の再交付があったときは、再交付に伴う従前の許可証は、その効力を失うものとする。

(平15規則 7 ・旧第 4 条繰下・一部改正)

(変更の届出)

第8条 許可業者は、法第37条の規定による変更の届出をしようとするときは、浄化槽清掃業申請記載事項変更届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(平15規則 7 ・旧第 5 条繰下・一部改正)

(廃業等の届出)

第9条 許可業者は、法第38条の規定による廃業等の届出をしようとするときは、浄化槽清掃業廃業等届(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(平15規則7・旧第6条繰下・一部改正)

(許可の取消し等)

第10条 市長は、法第41条第2項の規定により許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、浄化槽清掃業許可取消書(第12号様式)又は浄化槽清掃業停止命令書(第13号様式)により行うものとする。

(平15規則7・旧第7条繰下・一部改正、平18規則19・一部改正)

(許可証の返還)

第11条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可の期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 業務を廃止したとき。

2 許可業者は、法第41条第2項の規定により、業務の全部の停止を命ぜられた場合は、許可証を一時市長に返還しなければならない。

(平15規則7・旧第8条繰下・一部改正)

(実績報告書の提出)

第12条 許可業者は、法第53条第1項の規定により、浄化槽の清掃に関する業務の実績について、毎月、浄化槽清掃業務実績報告書(第14号様式)を作成し、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(平15規則7・旧第9条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月27日規則第101号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年3月18日規則第7号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成28年3月31日規則第71号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第60号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年4月1日前に使用を休止した浄化槽に係る改正前の第4条の規定による届出については、なお従前の例による。

○船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

平成14年12月27日
条例第59号

船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定により、浄化槽保守点検業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽保守点検業 浄化槽の保守点検を行う事業をいう。

(2) 浄化槽保守点検業者 次条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。

(登録)

第3条 本市の区域内において浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(平18条例15・一部改正)

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 本市の区域を営業区域とする営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 申請者が第6条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書面

(2) 第9条第2項に規定する器具の明細を記載した書類

(3) その他規則で定める書類及び図面

(登録の実施等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 何人も、市長に対し、登録簿の閲覧又は謄本の交付を請求することができる。

(登録の拒否)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法の規定若しくは法に基づく処分又はこの条例の規定若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2

年を経過しない者

(2) 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその取消しの日から2年を経過していないもの

(4) 第12条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(5) 浄化槽保守点検業者に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第9条第1項又は第2項に規定する要件を欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、遅滞なくその旨を申請者に通知しなければならない。

(平18条例15・平24条例19・一部改正)

(変更の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

(廃業等の届出及び登録の失効)

第8条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

(5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は法人の役員

2 浄化槽保守点検業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者に係る第3条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。

(平16条例36・一部改正)

(浄化槽管理士の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項又は第3項の登録の有効期間ごとに、第1項の規定により置く浄化槽管理士に対し、規則で定める研修の機会を確保しなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その結果当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかにその旨を当該浄化槽の浄化槽管理者及びその者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあっては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知するものとする。

(令2条例15・一部改正)

(標識の掲示)

第10条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとにその見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとにその業務に関する帳簿を備え、規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第12条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

- (2) 第6条第1項第1号、第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 第9条第1項から第3項までの規定に違反したとき。
 - (5) 法第12条第2項の命令に違反したとき。
- 2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、遅滞なくその旨を当該浄化槽保守点検業者に通知しなければならない。
- (登録の抹消)
- 第13条 市長は、浄化槽保守点検業者の登録が効力を失ったときは、その登録を抹消しなければならない。
- (報告徴収、立入検査等)
- 第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。
- 2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、当該職員に浄化槽保守点検業者の営業所その他の浄化槽保守点検業の用に供される施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (手数料)
- 第15条 次の各号に掲げる者は、申請又は請求の際、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。
- (1) 第3条第1項の規定により登録を受けようとする者 1件につき 30,000円
 - (2) 第3条第3項の規定により登録を受けようとする者 1件につき 28,000円
 - (3) 第5条第3項の規定により謄本の交付を請求しようとする者 1通につき 300円
- 2 既に納付した手数料は、還付しない。
- (委任)
- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- (罰則)
- 第17条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。
- (1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
 - (2) 不正な手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者
 - (3) 第12条第1項の規定による命令に違反した者
- 第18条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
- (1) 第9条第3項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
 - (2) 第11条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
 - (3) 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (4) 第14条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (両罰規定)
- 第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行前に千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年千葉県条例第19号）の規定によってなされた浄化槽保守点検業者（本市の区域を含む区域をその営業区域とする浄

化槽保守点検業者に限る。)に係る登録は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則 (平成16年12月24日条例第36号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第1項の登録(同条第3項の更新の登録を含む。)を受けている者又はこの条例の施行前にした登録の申請に基づきこの条例の施行後に同条第1項の登録を受けた者(更新の登録の場合にあっては、この条例の施行後に登録に係る同条第2項の有効期間(以下「有効期間」という。)が満了する者を除く。)の当該登録に係る有効期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月30日条例第19号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日までに改正前の第3条第1項又は第3項の登録を受けた者(同条第5項の規定の適用を受ける者であって、その者の登録の有効期間の起算日が同月1日以前であるものを含む。)であって、令和2年4月1日において引き続き当該登録に基づき浄化槽保守点検業を営んでいるものについては、同日から当該登録の有効期間が満了するまでの間、改正後の第9条第4項の規定は、適用しない。

○船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

平成15年 2月20日

規則第3号

改正 平成17年 3月28日規則第4号
平成18年 3月31日規則第41号
平成24年 3月30日規則第17号
平成27年 3月31日規則第31号
令和 2年 3月31日規則第61号
令和 4年 3月29日規則第12号

船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成14年船橋市条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 条例第4条第1項に規定する申請書は、浄化槽保守点検業者登録（更新登録）申請書（第1号様式）とする。

2 条例第4条第2項第1号に規定する書面は、誓約書（第2号様式）とする。

3 条例第4条第2項第2号に規定する書類は、器具明細書（第3号様式）とする。

4 条例第4条第2項第3号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の区域を営業区域とする営業所（以下「営業所」という。）の位置を示す図面
- (2) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し
- (3) 住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- (4) 浄化槽の保守点検の業務に従事する者の名簿（第4号様式）

(平17規則4・一部改正)

(登録簿の閲覧又は謄本の交付の請求)

第3条 条例第5条第3項の規定により浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧又は謄本の交付を請求しようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧（謄本交付）請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録簿の閲覧)

第4条 登録簿の閲覧場所は、船橋市環境部環境保全課内とする。

2 登録簿の閲覧日は、船橋市の休日を定める条例（平成元年船橋市条例第12号）第1条に規定する市の休日を除く日とし、その閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他必要があると認めるときは、閲覧日又は閲覧時間を変更することができる。

4 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧場所以外の場所に移動させてはならない。

5 市長は、前条及び前項の規定に違反する者、職員の指示に従わない者又は書類を損傷するおそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

(平27規則31・令4規則12・一部改正)

(変更の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定により届出をしようとする者は、浄化槽保守点検業者変更届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の浄化槽保守点検業者変更届出書には、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 条例第4条第1項第1号に掲げる事項に変更があった場合 第2条第4項第3号の書類
- (2) 条例第4条第1項第2号に掲げる事項（営業所の名称を除く。）に変更があった場合 同条第2項第2号の書類並びに第2条第4項第1号、第2号及び第4号の書類及び図面
- (3) 条例第4条第1項第3号に掲げる事項に変更があった場合 登記事項証明書及び新たに役員となる者があるときは、その者が条例第6条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約する誓約書（第7号様式）
- (4) 条例第4条第1項第4号に掲げる事項に変更があった場合 第2条第4項第2号及び第4号の書類

(平17規則 4・一部改正)

(廃業等の届出)

第6条 条例第8条第1項の規定により届出をしようとする者は、浄化槽保守点検業者廃業等届出書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(営業所に備える器具)

第7条 条例第9条第2項の規則で定める器具は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水素イオン濃度指数測定器具
- (2) 汚泥沈殿試験器具
- (3) 透視度計
- (4) 亜硝酸性窒素測定器具
- (5) 塩素イオン濃度測定器具(し尿のみを処理する浄化槽の保守点検を行う浄化槽保守点検業者に限る。)
- (6) 温度計
- (7) スカム測定器具
- (8) 汚泥厚測定器具
- (9) 残留塩素測定器具
- (10) 溶存酸素計
- (11) 混合液浮遊物質濃度計(し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽の保守点検を行う浄化槽保守点検業者に限る。)
- (12) 顕微鏡

(研修)

第8条 条例第9条第4項の規則で定める研修は、浄化槽の維持管理に関する知識及び技能の向上を図るための研修であつて、次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 浄化槽行政の動向
- (2) 浄化槽の構造及び機能
- (3) 浄化槽の保守点検及び清掃
- (4) 千葉県内の浄化槽に関する普及の状況及び施策の展開の状況
- (5) 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第7条第1項及び第11条第1項に規定する水質に関する検査
- (6) その他浄化槽の保守点検に必要な事項

2 前項の研修は、次の各号に掲げる者のいずれかが実施するものとする。

- (1) 国、都道府県又は市町村
 - (2) 法第57条第1項の規定による指定検査機関
 - (3) 浄化槽に関する普及啓発又は適正な維持管理の推進に関する事業を行う法人であつて営利を目的としないもの
 - (4) その他市長が定める法人
- (令2規則61・追加)

(標識)

第9条 条例第10条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 登録番号
- (3) 登録の有効期間
- (4) 営業所に置かれている浄化槽管理士の氏名

2 条例第10条に規定する標識は、船橋市浄化槽保守点検業者登録票(第9号様式)とする。

(令2規則61・旧第8条繰下)

(帳簿の備付け)

第10条 条例第11条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (2) 浄化槽の設置場所、処理対象人員及び処理方式
- (3) 浄化槽管理者から法第10条第3項の規定により浄化槽の保守点検の委託を受けた年月日(委託契約に委託期間の定めがある場合にあつては、当該年月日及び委託期間)

- (4) 浄化槽の保守点検を実施した年月日
 - (5) 条例第9条第4項の研修を受講した浄化槽管理士の氏名並びにその研修の名称及び年月日
 - 2 浄化槽保守点検業者は、条例第11条に規定する帳簿（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては確認することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を次の各号に掲げる事項を記載した日から当該各号に掲げる期間保存しなければならない。
 - (1) 前項第1号から第4号までに掲げる事項 3年間
 - (2) 前項第5号に掲げる事項 5年間
 - 3 前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
 - (1) 作成された電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
 - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
 - 4 浄化槽保守点検業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できなければならない。
（平18規則41・一部改正、令2規則61・旧第9条繰下・一部改正）
（身分を示す証明書）
- 第11条 条例第14条第3項に規定する証明書は、身分証明書（第10号様式）とする。
（令2規則61・旧第10条繰下）
- 附 則
この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則（平成17年3月28日規則第4号）抄
（施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成18年3月31日規則第41号）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1項に1号を加える改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
附 則（平成24年3月30日規則第17号）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。
附 則（平成27年3月31日規則第31号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
附 則（令和2年3月31日規則第61号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。
附 則（令和4年3月29日規則第12号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○あき地に係る雑草の除去に関する条例

昭和46年12月28日
条例第50号

あき地に係る雑草の除去に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、あき地に繁茂し、放置されている雑草を除去することにより、火災又は犯罪の発生を予防し、かつ、清潔な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あき地 宅地化された状態の土地で、現にその管理者が使用していない土地をいう。
- (2) あき地の管理者 あき地の管理について権原を有する者をいう。
- (3) 不良状態 雑草が繁茂し、放置され、周囲に迷惑を及ぼすような状態をいう。

(あき地の管理者の責務)

第3条 あき地の管理者は、当該あき地を適正に管理し、不良状態にならないように努めなければならない。

(除草の助言及び指導)

第4条 市長は、あき地が不良状態になるおそれがあると認めるときは、当該あき地の管理者に対し、雑草の除去について必要な助言及び指導をすることができる。

(除草の命令等)

第5条 市長は、あき地が不良状態にあると認めるときは、当該あき地の管理者に対し、雑草の除去を命ずることができる。

- 2 市長は、あき地の管理者が前項の命令に従わないときは、当該あき地の雑草を除去するについて、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところによりこれを行うものとする。

(立入調査)

第6条 市長は、前2条の規定による助言及び指導又は命令等を行うため若しくはそれらの履行の状態を調査するために必要があると認めるときは、必要な限度において、当該職員に、あき地に立ち入って調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和47年2月1日から施行する。

○あき地に係る雑草の除去に関する条例施行規則

昭和47年2月1日
規則第2号

あき地に係る雑草の除去に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、あき地に係る雑草の除去に関する条例（昭和46年船橋市条例第50号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定める。

(命令等)

第2条 条例第5条第1項の規定による命令は、雑草除去命令書（第1号様式）により行うものとする。

(証票)

第3条 条例第6条第2項の規定による証票は、身分証明書（第2号様式）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○船橋市霊園条例

昭和39年 3 月30日

条例第23号

改正 昭和45年 4 月30日 条例第21号
昭和51年 3 月31日 条例第14号
昭和53年12月27日 条例第54号
昭和54年12月25日 条例第44号
昭和61年 3 月31日 条例第13号
平成 3 年12月26日 条例第29号
平成 7 年 9 月29日 条例第26号
平成10年 3 月31日 条例第21号
平成24年 6 月28日 条例第36号
平成26年 3 月28日 条例第 1 号
平成28年 9 月26日 条例第54号
平成31年 3 月29日 条例第 1 号
令和元年12月25日 条例第25号

船橋市霊園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく埋蔵の施設（以下「霊園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定める。

(設置、名称及び位置)

第2条 市は、霊園を設置する。

2 霊園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
船橋市馬込霊園	船橋市馬込町1, 216番地
船橋市習志野霊園	船橋市習志野2丁目5番9号

(昭45条例21・昭53条例54・一部改正)

(使用の許可)

第3条 霊園を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 霊園の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、使用許可証（以下「許可証」という。）を交付する。

(使用の範囲)

第4条 霊園は、埋葬の目的以外に使用することはできない。ただし、碑石形像類その他霊園の使用に伴う設備の建設は、この限りでない。

(使用者の範囲)

第5条 霊園の利用者は、市内に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が、特別の理由があると認めたときは、市外居住者にも許可することができる。

(使用制限)

第6条 市長は、霊園の使用につき制限し、又は条件を付けることができる。

(昭45条例21・全改)

(使用場所の返還)

第7条 使用場所の全部又は一部が不用になったときは、利用者は、その場所を原状に復し返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。

2 市長は、使用場所の一部の返還が、霊園の管理上支障があると認めたときは、これを拒むことができる。

(返還命令)

第8条 霊園の経営又は事務執行上やむを得ないときは、市長は、使用場所の全部又は一部につき、変更又は返還を命ずることができる。

2 前項の規定によって変更又は返還を命じたときは、換地及び移転補償料を交付し、又は既納の使用料を還付することがある。

(使用の承継)

第9条 霊園の使用は、祭祀を承継する者のほかは、承継することができない。ただし、承継する者がいない場合において、親族からその理由を付して市長に願い出て、特に承認を受けたときは、この限りでない。

(使用権の消滅)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、霊園の使用権は、消滅する。

- (1) 使用者が死亡した日から2年を経過しても承継する者がいないとき。
- (2) 使用者が住所不明となつてから5年を経過したとき。

(使用許可の取消し)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、霊園の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が許可を受けた目的以外に使用するとき。
 - (2) 使用者が許可を受けた日から3年を経過しても使用又は設備をしないとき。
 - (3) 使用者が納期限までに使用料を納めないとき。
 - (4) 使用者が3年間管理料を納めないとき。
 - (5) 使用者が使用権を他人に譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
 - (6) 虚偽の申請によって許可を受けたことが判明したとき。
 - (7) この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。
- 2 前項の規定により、使用許可を取り消されたときは、使用者は、直ちにその場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。
- 3 使用者が、前項の措置を行わなかったときは、市において原状に復し、その費用は、使用者から徴収する。

(昭45条例21・平7条例26・一部改正)

(改葬及び無縁墳墓)

第12条 市長は、前2条の規定により使用権が消滅し、又は使用許可を取り消したときは、その墳墓を一定の場所に改葬することができる。

- 2 前項の規定による墳墓の改葬前にその場所を、従前の使用者の親族又は縁故者が使用しようとするときは、市長は、これを許可することができる。
- 3 親族又は縁故者から使用承継の願い出でがなく、改葬後20年を経過したときは、市長は、無縁として処理することができる。

(使用場所の制限)

第13条 埋葬場所(碑石形像類の建設を含む。)の種別及び面積は、次の制限により市長が定める。ただし、区画上これにより難いときは、この限りでない。

- (1) 船橋市馬込霊園

普通墓地

- | | | |
|-----|-----|----------|
| 第一種 | 1箇所 | 16平方メートル |
| 第二種 | 1箇所 | 9平方メートル |
| 第三種 | 1箇所 | 6平方メートル |
| 第四種 | 1箇所 | 4平方メートル |

芝生墓地

- | | | |
|-----|-----|---------|
| 第一種 | 1箇所 | 4平方メートル |
| 第二種 | 1箇所 | 3平方メートル |

- (2) 船橋市習志野霊園

1箇所 4平方メートル

- 2 埋葬場所の使用は、使用者1人について1箇所とする。

(昭45条例21・昭54条例44・平7条例26・一部改正)

(使用料)

第14条 使用料は、1平方メートルにつき27万円とし、許可の際全額を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。

- 2 第5条ただし書の規定により、市外居住者に特に使用を許可する場合は、前項の使用料の5割増とする。

(昭45条例21・昭54条例44・平7条例26・一部改正)

(霊園の一時使用)

第15条 碑石形像類の建設を行うため霊園を一時使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 霊園の一時使用の期間は、20日以内とする。

3 霊園の一時使用の許可を受けた者が、許可を受けた目的に反して霊園を使用したときは、市長は、その許可を取り消すことができる。

(昭45条例21・追加、昭61条例13・平3条例29・平7条例26・一部改正)

(管理料)

第16条 市長は、霊園の維持管理に要する経費として霊園の利用者から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額で算定した額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の管理料を徴収する。

(1) 4月1日に本市の住民基本台帳に記録されている者 1平方メートルにつき 年額1,220円

(2) その他の者 1平方メートルにつき 年額1,830円

2 前項の規定にかかわらず、年度の中途において許可を受けた者のうち10月1日以降の利用者の当該年度分の管理料については、同項第1号又は第2号に掲げる額で算定した額の半額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

3 管理料は、毎年6月30日まで(年度の中途において許可を受けた者については許可の際)に徴収する。

(昭45条例21・追加、昭51条例14・昭61条例13・平3条例29・平7条例26・平10条例21・平24条例36・平26条例1・平31条例1・令元条例25・一部改正)

(使用料及び管理料の減免)

第17条 市長は、相当の理由があると認めたときは、使用料及び管理料を減免することができる。

(昭45条例21・旧第15条繰下・一部改正)

(使用料及び管理料の還付制限)

第18条 第8条の規定による場合のほか、既納の使用料及び管理料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(昭45条例21・旧第16条繰下・一部改正、平7条例26・一部改正)

(許可証の書換え又は再交付手数料)

第19条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証の書換え又は再交付を受けなければならない。

(1) 霊園の使用を承継しようとするとき。

(2) 許可証を紛失又はき損したとき。

(3) 利用者の本籍若しくは住所に異動を生じ、又は氏名を変更したとき。

2 前項の規定により許可証の書換え又は再交付を受けようとする者から、次の手数料を徴収する。

(1) 書換え 1件につき 300円

(2) 再交付 1件につき 300円

(昭45条例21・旧第17条繰下、昭61条例13・平28条例54・一部改正)

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(昭45条例21・旧第18条繰下)

付 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 船橋市霊園使用条例(昭和26年船橋市条例第65号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

3 この条例施行の際、旧条例第1条の規定により、霊園の使用許可を受けている者は、この条例第3条の規定による許可を受けたものとみなす。

附 則(昭和45年4月30日条例第21号)

1 この条例は、昭和45年5月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に許可を受けて使用料を納めている者については、改正後の船橋市霊園条例第14条に規定する使用料を納めたものとみなす。

附 則(昭和51年3月31日条例第14号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月27日条例第54号）
この条例は、昭和54年 2 月 1 日から施行する。

附 則（昭和54年12月25日条例第44号）
（施行期日）

- 1 この条例は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例施行の際、現に使用許可を受けて使用料を納めている者については、改正後の船橋市霊園条例第14条に規定する使用料を納めたものとみなす。

附 則（昭和61年 3 月31日条例第13号）
（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の船橋市霊園条例の規定により、既に一時使用の許可を受けている者の一時使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年12月26日条例第29号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等であつて、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 9 月29日条例第26号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 7 年10月 1 日から施行する。ただし、第16条第 1 項の改正規定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第14条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に許可を受けている一時使用に係る一時使用料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第18条の規定は、施行日前に返還された使用場所に係る使用料については、適用しない。

附 則（平成10年 3 月31日条例第21号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年 6 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第16条の規定は、この条例の施行の日以後の調定に係る管理料について適用する。

附 則（平成24年 6 月28日条例第36号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 及び(2) 略

(3) 第 1 条中船橋市霊園条例第16条第 1 項の改正規定（同項第 1 号中「又は外国人登録原票に登録され」を「に登録され」に改める部分を除く。）及び同条第 2 項の改正規定 平成25年 4 月 1 日（船橋市霊園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 平成25年 3 月31日までの間における第 1 条の規定による改正後の船橋市霊園条例第16条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号中「住民基本台帳に登録されている者」とあるのは、「住民基本台帳に登録されている者又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票に登録されていた者」とする。

附 則（平成26年 3 月28日条例第 1 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月26日条例第54号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の船橋市手数料条例、第2条の規定による改正後の船橋市霊園条例及び第3条の規定による改正後の船橋市霊堂条例の規定は、平成29年4月1日以後の申請等に係る手数料について適用し、同日前の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日条例第1号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（船橋市霊園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第3条の規定による改正後の船橋市霊園条例の規定にかかわらず、施行日前に許可をした霊園の使用に係る平成31年度以前の管理料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月25日条例第25号）
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○船橋市霊園条例施行規則

昭和55年 6 月30日

規則第62号

改正 昭和58年 6 月30日規則第56号
昭和59年12月10日規則第72号
平成 3 年 2 月27日規則第 8 号
平成 5 年 3 月31日規則第43号
平成 7 年 9 月29日規則第80号
平成 7 年12月 1 日規則第88号
平成 9 年 3 月31日規則第25号
平成11年 3 月31日規則第25号
平成12年 3 月31日規則第55号
平成22年12月28日規則第104号
平成24年 7 月 5 日規則第113号
平成28年 3 月31日規則第71号

船橋市霊園条例施行規則

船橋市霊園条例施行規則（昭和39年船橋市規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市霊園条例（昭和39年船橋市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

（公募）

第2条 市長は、あらかじめ広報等市民の周知できる方法により、墓地の使用許可を受けようとする者を公募する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、市長が特に必要があると認めるときは、公募しないことができる。

- (1) 国、県又は市の公共事業のために本市にある墳墓を移転する場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の公共事業（本市の霊園の整備事業の実施に不可欠なものに限る。）のために本市にある土地を譲渡する場合

（平22規則104・一部改正）

（使用許可の申請）

第3条 条例第3条の規定により、墓地の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市霊園墓地使用許可申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 埋火葬許可証若しくは改葬許可証又はこれらに代わる書類
- (2) 戸籍謄本又はこれに代わる書類及び住民票の写し
- (3) その他市長が必要であると認める書類

（平11規則25・平24規則113・一部改正）

（墓地の使用区画の決定）

第4条 市長は、墓地の申請者数が募集数に満たないときは、あらかじめ各種別ごとに定めた区画番号順により墓地の使用区画を決定する。

- 2 市長は、墓地の申請者数が募集数を超えるときは、公開抽せんにより墓地の使用区画を決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、公開抽せんの方法によらないで墓地の使用区画を決定することができる。

（公開抽せん）

第5条 市長は、公開抽せんを行うときは、その日時、場所をあらかじめ申請者に通知するものとする。

- 2 公開抽せんは、申請者の立会いのもとで行う。この場合において立会うべき申請者がいないときは、市長が指定する職員2人以上をこれに立会わせる。
- 3 市長は、公開抽せんの結果を船橋市霊園墓地公開抽せん結果通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（使用許可証）

第6条 条例第3条第2項に規定する使用許可証とは、船橋市霊園墓地使用許可証（第3号様式。以下「使用許可証」という。）とする。

(使用許可証の提示等)

第7条 墓地の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、墓地に係る申請又は届出をするときは、そのつど使用許可証を提示しなければならない。

2 使用者は、埋蔵又は改葬をするときは、使用許可証を市長に提出し、必要事項の記入を受けなければならない。

(使用者の範囲の特例)

第8条 条例第5条に規定する市長が特別の理由があると認めたときとは、本市にある墳墓を国、県又は市の公共事業のため移転するときをいう。

(使用制限)

第9条 条例第6条に規定する制限又は条件とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に1年以上居住していること。
- (2) 住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 祭祀を主宰すること。
- (4) 改葬(国外死亡等に係る改葬、船橋市馬込霊堂及び船橋市習志野霊堂からの改葬その他市長が特に必要があると認める改葬を除く。)又は分骨のために使用するものでないこと。

(平7規則80・平12規則55・平24規則113・一部改正)

(囲障)

第10条 普通墓地の使用者は、使用許可証の交付を受けたときは、使用区画を明確にするため、速やかに囲障を設けなければならない。ただし、芝生墓地にあっては、囲障を設けてはならない。

(墓地の設置基準)

第11条 普通墓地の碑石その他の設置は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。ただし、第1号及び第2号の規定は、本市にある墳墓を国、県又は市の公共事業のため市の霊園に移転する場合については、適用しない。

- (1) 碑石の建立は、1区画1基とする。
- (2) 碑石(台石のある場合は台石を含む。)の高さは、盛土面より次のとおりとする。
 - ア 1区画の面積が6平方メートル以内の墓地 200センチメートル以内
 - イ その他の墓地 250センチメートル以内
- (3) 碑石及び台石は、墓地背割線と平行に設置しなければならない。
- (4) 盛土の高さは、前面通路より45センチメートル以内とし、囲障の高さは、盛土面より45センチメートル以内とする。
- (5) 樹木は、びゃくしん類(イブキ、タマイブキ、カイズカイブキ等)以外のものとし、他人の墓地又は通路等に枝が出ないもので盛土面より150センチメートル以内の高さのものとする。

2 芝生墓地の碑石その他の設置は、次に掲げる基準によらなければならない。ただし、市長が別に定める区画にあっては、この限りでない。

- (1) 碑石の建立は、1区画1基とし、あらかじめ市が設けた地下葬孔の周囲に補強枠を設け、その上に碑石を設置しなければならない。
- (2) 補強枠の幅は92センチメートル以上100センチメートル以内とし、奥行きは96センチメートル以上100センチメートル以内とし、高さは15センチメートル以内とし、厚みは12センチメートル以上16センチメートル以内(後面は、4センチメートル以上8センチメートル以内)とする。
- (3) 碑石(台石のある場合は、台石を含む。)の幅は80センチメートル以内とし、奥行きは45センチメートル以内とし、高さは補強枠を含めて80センチメートル以内とする。
- (4) 塔婆立ての幅は70センチメートル以内とし、奥行きは10センチメートル以内とし、高さは80センチメートル以内とする。
- (5) 塔婆の高さは、90センチメートル以内とする。
- (6) 墓地に植樹する等原状を変更してはならない。

(昭58規則56・昭59規則72・平3規則8・平7規則88・平9規則25・平11規則25・一部改正)

(墓地の返還)

第12条 条例第7条第1項の規定により、墓地を返還しようとする使用者は、船橋市霊園墓地返還届(第4号様式)により、市長に届出るとともに、市長の指定した期間内に墓地を原状に復さなければならない。

(使用料の還付)

第13条 市長は、条例第8条第2項又は条例第18条の規定により、既納の使用料を還付することと決定したときは、船橋市霊園墓地使用料還付決定通知書（第5号様式）により、使用者に通知する。

2 前項の規定による通知を受けた使用者は、船橋市霊園墓地使用料還付請求書（第6号様式）に印鑑証明書及び住民票の写しを添えて、市長に既納の使用料を請求しなければならない。

（平7規則80・平11規則25・平24規則113・一部改正）

（使用承継）

第14条 条例第9条の規定により使用承継の承認を受けようとする者は、船橋市霊園墓地使用承継承認申請書（第7号様式）に、戸籍謄本又はこれに代わる書類及び住民票の写しその他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申請し、その認定を受けなければならない。

（昭59規則72・平11規則25・平24規則113・一部改正）

（使用許可の取消通知）

第15条 市長は、条例第11条第1項の規定により、墓地の使用許可を取消したときは、その旨を船橋市霊園墓地使用許可取消通知書（第9号様式）により、使用者に通知する。

（一時使用許可の申請等）

第16条 霊園の一時使用の許可を受けようとする使用者は、船橋市霊園一時使用許可申請書（第10号様式）に使用許可証を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を適当であると認めたときは、船橋市霊園一時使用許可証（第11号様式。以下「一時使用許可証」という。）を当該使用者に交付する。

（平7規則80・一部改正）

（工事施工届及び工事完了届）

第17条 墓地に碑石の建立その他設備を施工しようとする使用者は、船橋市霊園墓地工事施工届（第12号様式）に、一時使用許可書、設計書及び図面を添えて、市長に届出なければならない。

2 使用者は、前項に規定する工事を完了したときは、船橋市霊園墓地工事完了届（第13号様式）により市長に届出、その承認を受けなければならない。

（使用者の管理義務）

第18条 使用者は、常に墓地を清掃し、墓地の碑石、樹木等が転倒その他により危険を生じ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

（使用料及び管理料の減免申請）

第19条 条例第17条の規定により、使用料及び管理料の減免を受けようとする者は、船橋市霊園墓地使用料管理料減免申請書（第14号様式）により市長に申請し、その認定を受けなければならない。

（使用許可証の記載事項の変更）

第20条 使用者は、使用許可証の記載事項に変更を生じたときは、船橋市霊園墓地使用許可証記載事項変更届（第15号様式）に使用許可証及び住民票の写しその他の変更を証明する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（昭59規則72・平11規則25・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和55年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、この規則による改正前の船橋市霊園条例施行規則第5条に規定する使用許可証の交付を受けた者は、この規則第6条に規定する使用許可証の交付を受けたものとみなす。

附 則（昭和58年6月30日規則第56号）

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月10日規則第72号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の船橋市霊園条例施行規則第11条の規定は、この規則施行の際、現に霊園の一時使用の許可を申請している者から適用する。

附 則（平成3年2月27日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成3年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第11条第2項の規定は、この規則の施行の日において現に霊園の一時使用に係る申請書を受理しているものから適用する。
附 則 (平成5年3月31日規則第43号)
この規則は、平成5年4月1日から施行する。
附 則 (平成7年9月29日規則第80号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の第1号様式及び第11号様式の規定により調製した用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。
附 則 (平成7年12月1日規則第88号)
この規則は、平成8年1月1日から施行する。
附 則 (平成9年3月31日規則第25号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の船橋市霊園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に霊園の一時使用に係る申請書を受理したものから適用する。
附 則 (平成11年3月31日規則第25号)
この規則は、平成11年4月1日から施行する。
附 則 (平成12年3月31日規則第55号)
この規則は、平成12年4月1日から施行する。
附 則 (平成22年12月28日規則第104号)
この規則は、平成23年1月1日から施行する。
ただし、第1号様式、第4号様式、第6号様式、第7号様式、第9号様式、第10号様式及び第12号様式から第15号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。
附 則 (平成24年7月5日規則第113号)
この規則は、平成24年7月9日から施行する。
ただし、第3条の改正規定(同条第2号中「又は外国人登録済証明書」を削る部分を除く。)及び第14条の改正規定(「戸籍謄(抄)本」を「戸籍謄本又はこれに代わる書類」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。
附 則 (平成28年3月31日規則第71号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○船橋市霊堂条例

平成 5 年 3 月 31 日

条例第 5 号

改正 平成 6 年 3 月 31 日 条例第 14 号
平成 10 年 3 月 31 日 条例第 22 号
平成 24 年 6 月 28 日 条例第 36 号
平成 26 年 3 月 28 日 条例第 1 号
平成 28 年 9 月 26 日 条例第 54 号
平成 31 年 3 月 29 日 条例第 1 号
令和元年 12 月 25 日 条例第 26 号

船橋市霊堂条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第6項に規定する納骨堂の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 市は、納骨堂を設置する。

2 納骨堂の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
船橋市馬込霊堂	船橋市馬込町1, 202番地2
船橋市習志野霊堂	船橋市習志野2丁目5番9号

(平 6 条例14・一部改正)

(使用の要件)

第3条 船橋市馬込霊堂及び船橋市習志野霊堂（以下「霊堂」という。）を使用することができる者は、次に掲げる要件を備えたものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録された後1年を経過していること。
- (2) 祭祀を主宰していること。
- (3) 改葬（国外死亡等に係る改葬を除く。）のために使用するものでないこと。

(平 6 条例14・平24条例36・一部改正)

(使用期間)

第4条 霊堂を使用することができる期間は、次条第1項の許可を受けた日から2年を経過した日以後最初に到来する3月31日までとする。ただし、これを更新することができる。

(使用の許可等)

第5条 霊堂を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可には、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の許可をしたときは、許可証を交付する。
- 4 第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、本籍、住所又は氏名を変更したときは、市長に届け出て、許可証の書換えを受けなければならない。
- 5 使用者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、速やかに再交付を受けなければならない。

(使用権の承継等)

第6条 使用者の死亡その他の理由により、祭祀を主宰することとなった者は、霊堂の使用権を承継することができる。

- 2 前項の規定により霊堂の使用権を承継しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けた者は、許可証の書換えを受けなければならない。

(使用の許可の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用の許可を受けた日から1年を経過しても使用を開始しないとき。
- (3) 使用料を3年間納付しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、使用の許可を受けたとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用場所の返還)

第8条 使用者は、霊堂を使用する必要がなくなったとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消されたときは、速やかに使用場所を原状に復して、市長に返還しなければならない。

(収蔵位置の変更等)

第9条 市長は、使用者が第7条の規定により使用の許可を取り消された場合において前条の規定による返還をしないときは、焼骨を所定の場所へ移転し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定による移転後相当の期間を経過したときは、焼骨を所定の場所に改葬することができる。

(焼骨の返還)

第10条 市長は、使用者が霊堂に収蔵されている焼骨に係る改葬の許可を得た場合のほかは、焼骨を返還してはならない。

(使用料)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

(1) 4月1日に市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者 1箇所につき 年額 5,180円

(2) その他の者 1箇所につき 年額7,770円

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の許可を受けた日からその日以後最初に到来する3月31日までの期間が6月を超えないときのその期間の使用料の額は、前項第1号又は第2号に掲げる額の半額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

3 使用料の納期限は、毎年6月30日とする。ただし、第5条第1項の許可を受けた日からその日以後最初に到来する3月31日までの期間の使用料の納期は、許可の際とする。

4 第9条第1項の規定による保管に要する費用は、第8条の規定による返還をしない者が負担し、その額は、使用料に準じて規則で定める。

(平10条例22・平24条例36・平26条例1・平31条例1・令元条例26・一部改正)

(使用料の減免)

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既に納入された使用料は、還付しない。

(手数料)

第14条 第5条第4項若しくは第5項又は第6条第3項の規定により許可証の書換え又は再交付を受けようとする者は、1件につき300円の手数料を納付しなければならない。

(平28条例54・一部改正)

(損害賠償)

第15条 使用者は、霊堂の施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日条例第14号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条の規定は、この条例の施行の日以後の調定に係る使用料について適用する。

附 則 (平成24年6月28日条例第36号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

(1) 第3条中船橋市霊堂条例第11条第1項の改正規定（同項第1号中「、又は外国人登録原票に登録され」を削る部分を除く。）及び同条第2項の改正規定 公布の日
（船橋市霊堂条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録をされていた者であつて施行日から第3条の規定による改正後の船橋市霊堂条例（以下「改正後の霊堂条例」という。）第5条第1項の許可を受けるまでの間において住民基本台帳に記録されているものについては、当該登録をされていた期間を住民基本台帳に記録されていた期間とみなして、改正後の霊堂条例第3条第1号の規定を適用する。
- 4 平成25年3月31日までの間における改正後の霊堂条例第11条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号中「住民基本台帳に記録されている者」とあるのは、「住民基本台帳に記録されている者又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されていた者」とする。

附 則（平成26年3月28日条例第1号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月26日条例第54号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の船橋市手数料条例、第2条の規定による改正後の船橋市霊園条例及び第3条の規定による改正後の船橋市霊堂条例の規定は、平成29年4月1日以後の申請等に係る手数料について適用し、同日前の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日条例第1号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（船橋市霊堂条例の一部改正に伴う経過措置）

- 20 第20条の規定による改正後の船橋市霊堂条例の規定にかかわらず、施行日前に許可をした霊堂の使用に係る平成31年度以前の使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月25日条例第26号）
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○船橋市霊堂条例施行規則

平成 5 年 3 月 31 日

規則第 42 号

改正 平成 10 年 5 月 15 日規則第 61 号

平成 12 年 3 月 31 日規則第 56 号

平成 24 年 7 月 5 日規則第 114 号

平成 26 年 3 月 31 日規則第 12 号

平成 28 年 3 月 31 日規則第 71 号

令和 5 年 3 月 14 日規則第 3 号

船橋市霊堂条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、船橋市霊堂条例（平成 5 年船橋市条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の要件の特例)

第 2 条 条例第 3 条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 市内の墳墓を国、県又は市の公共事業のため移転するとき。

(2) 条例第 5 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が市外に転出した場合であつて、引き続き船橋市馬込霊堂（以下「霊堂」という。）を使用するとき。

(使用期間の更新)

第 3 条 条例第 4 条ただし書の規定による更新は、使用者から更新しない旨の申出がない限り 3 年ごとにこれを行う。

(募集)

第 4 条 市長は、広報への掲載その他の方法により、霊堂を使用しようとする者を募集する。

(使用の申請)

第 5 条 霊堂を使用しようとする者は、船橋市霊堂使用許可申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 埋火葬許可証又はこれに代わる書類

(2) 戸籍謄本又はこれに代わる書類及び住民票の写し

(3) その他市長が必要があると認める書類

(平 24 規則 114 ・ 一部改正)

(公開抽選等)

第 6 条 前条の規定による申請をした者で条例第 3 条に規定する要件を備えたもの（以下「申請者」という。）の数が第 4 条の規定による募集の数を超えるときは、公開抽選により使用を許可する者を決定する。

2 市長は、前項の公開抽選を行うときは、その日時及び場所をあらかじめ申請者に通知する。

3 公開抽選に立ち会ふべき申請者がいないときは、市長が指定する職員 2 人以上をこれに立ち会わせる。

4 市長は、公開抽選の結果を船橋市霊堂公開抽選結果通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知する。

5 第 1 項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、公開抽選の方法によらないで、使用を許可する者を決定することができる。

(霊堂使用許可証)

第 7 条 条例第 5 条第 3 項の許可証は、船橋市霊堂使用許可証（第 3 号様式。以下「許可証」という。）とする。

(収蔵等の手続)

第 8 条 使用者は、焼骨を収蔵し、又は分骨しようとするときは、許可証を市長に提出し、必要事項の

記入を受けなければならない。

（許可証の書換え及び再交付）

第9条 使用者は、条例第5条第4項の規定により許可証の書換えを受けようとするときは、船橋市霊堂使用許可証記載事項変更届（第4号様式）に許可証及び住民票の写しその他変更を証明する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 使用者は、条例第5条第5項の規定により許可証の再交付を受けようとするときは、船橋市霊堂使用許可証再交付申請書（第5号様式）により、市長に申請しなければならない。

（使用権の承継の申請等）

第10条 条例第6条第2項の承認を受けようとする者は、船橋市霊堂使用承継承認申請書（第6号様式）に許可証、戸籍謄本又はこれに代わる書類及び住民票の写しその他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、承認する旨又はしない旨の決定をし、その旨を当該申請をした者に通知する。

（平24規則114・一部改正）

（使用の許可の取消し）

第11条 市長は、条例第7条の規定により霊堂の使用の許可を取り消すときは、船橋市霊堂使用許可取消通知書（第7号様式）により通知する。

（使用場所の返還の届出）

第12条 条例第8条の規定により霊堂の使用場所を返還しようとする者は、船橋市霊堂返還届（第8号様式）に許可証及び改葬許可証を添えて、市長に届け出なければならない。

（保管に係る焼骨の返還を受ける場合の申請）

第13条 条例第9条第1項の規定による保管に係る焼骨の返還を受けようとする者は、船橋市霊堂焼骨返還申請書（第9号様式）に改葬許可証を添えて、市長に申請しなければならない。

（保管に要する費用）

第14条 条例第11条第4項に規定する使用料に準じて規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 4月1日に市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者 1 焼骨6月につき 2,160円

(2) その他の者 1 焼骨6月につき 3,240円

（平10規則61・平24規則114・平26規則12・一部改正）

（使用料の減免）

第15条 条例第12条に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。

(2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 使用料の減免を受けようとする者は、船橋市霊堂使用料減免申請書（第10号様式）により、市長に申請しなければならない。

（納骨簿）

第16条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第7条第2項の納骨簿は、納骨台帳（第11号様式）とする。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年5月15日規則第61号）

（施行期日）

1 この規則は、平成10年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条の規定は、この規則の施行の日以後に移転した焼骨に係る保管に要する費用について適用する。

附 則（平成12年3月31日規則第56号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月5日規則第114号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第5条の改正規定（同条第2号中「又は外国人登録済証明書」を削る部分を除く。）、第10条第1項の改正規定（「戸籍謄本」の次に「又はこれに代わる書類」を加える部分に限る。）及び第14条の改正規定（同条第1号中「、又は外国人登録原票に登録され」を削る部分を除く。）並びに第1号様式及び第4号様式から第10号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年3月31日までの間における改正後の第14条第1号の規定の適用については、同号中「住民基本台帳に登録されている者」とあるのは、「住民基本台帳に登録されている者又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されていた者」とする。

附 則（平成26年3月31日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の船橋市霊堂条例施行規則の規定は、平成26年4月1日以後に移転した焼骨に係る保管に要する費用について適用する。

附 則（平成28年3月31日規則第71号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

船橋市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策等（第9条—第23条）

第3章 地球環境保全の推進（第24条）

第4章 環境の保全の推進体制等（第25条・第26条）

第5章 船橋市環境審議会（第27条）

附則

私たちの船橋は、温暖な気候と東京湾最奥部の穏やかな海や下総台地が織りなす恵み豊かな環境の下、先人の英知と努力を受け継ぎながら豊かで住み良い国際都市を目指す中で、福祉と緑の都市を宣言し、環境に配慮した都市づくりを進めてきた。

しかし、人口の集中や産業の集積により、都市活動や生活に密着した公害や廃棄物の問題が顕在化するとともに、身近にあった豊かな自然も減少し、健全で恵み豊かな環境が損なわれつつある。

今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした反面、資源やエネルギーを大量に消費し、環境に対する影響力を増大させ、人類の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼすに至っている。

私たちは、環境が自然界の微妙な均衡と循環の下に成り立つものであることを認識した上で、これまでの社会経済システムのあり方や生活様式を見直し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築を目指した総合的かつ計画的な取組をする必要がある。

もとより、健全で恵み豊かな環境は、健康で文化的な生活をする上で不可欠なものであり、このような環境を保全し、及び創造し、将来の市民に引き継ぐことこそ現在に生きる私たちに課せられた使命である。

今こそ、市民、事業者及び市それぞれが自らの環境保全意識を高め、果たすべき役割を担い、人と自然が共生する健全で恵み豊かな環境と文明を実現するため、市民の総意により、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来に

わたって維持されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(環境週間)

第7条 事業者及び市民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境週間を設ける。

- 2 環境週間は、6月5日からの1週間とする。
- 3 市は、環境週間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(施策等の公表)

第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、船橋市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標
 - (2) 環境の保全に関する施策の方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ船橋市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全に十分に配慮しなければならない。

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者が環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

(1) 公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(誘導的措置)

第14条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解の下に、その措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第15条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、貴重野生動植物の保護その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、自然環境の健全な利用を図るため、公園、緑地その他の公共的施設の整備事業を推進するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、市は、自然環境の適正な整備及び創出のための事業の推進に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第17条 市は、環境の保全についての施策に市民の意見を反映させるため、環境の保全についての施策のあり方等について市民から提言を受けるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する学習の推進)

第18条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、美化活動、生活排水浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、環境の保全に関する学習の振興及び民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第21条 市は、環境の状況の把握、今後の環境の変化の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第22条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(科学技術の振興)

第23条 市は、環境の保全に関する科学技術の振興に努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進

第24条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第4章 環境の保全の推進体制等

(環境の保全の推進体制の整備)

第25条 市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第26条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第5章 船橋市環境審議会

第27条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議させる等のため、船橋市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、23人以内の委員をもって組織する。

4 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条及び次項の規定は、平成9年8月1日から施行する。

(船橋市公害対策審議会条例の廃止)

2 船橋市公害対策審議会条例（昭和38年船橋市条例第16号）は、廃止する。

28. 船橋市一般廃棄物の処理等に関する各種計画

以下に示す計画は、市HPに掲載しているので参照のこと。

(1) 船橋市一般廃棄物処理基本計画（食品ロス削減推進計画を含む）（令和4年3月）

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、今後10年間の船橋市内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めたものです。

(2) 船橋市一般廃棄物処理基本計画行動計画

この計画は、船橋市一般廃棄物処理基本計画に基づき、各年度の事業について目標を設定したものです。

(3) 船橋市食品ロス削減推進計画行動計画

この計画は、船橋市食品ロス削減推進計画に基づき、各年度の事業について目標を設定したものです。

(4) 船橋市一般廃棄物処理実施計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、船橋市一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定めている計画です。

(5) 船橋市分別収集計画（令和4年6月）

この計画は、容器包装リサイクル法第8条第1項の規定により、今後5年間の船橋市内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を3年ごとに見直しながらか定めている計画です。

令和6年度 清掃・環境衛生事業概要

令和7年1月 発行

船 橋 市 環 境 部

千葉県船橋市湊町2-10-25

編集 資源循環課

電話 047-436-2433

